

戦後皇室典範の制定過程についての一研究

——明治皇室典範とのつながりと「天皇の退位」・「女帝」・「庶出の天皇」をめぐって——

奥平康弘

第I部 皇室典範の基本的性格をめぐって

序章 前提としての天皇制位置——それをめぐらうごき

本稿のねらい

本稿は、ふたつの拙論文、「『庶出ノ天皇』・『女帝否認』——明治皇室典範の（あるいは、日本“近代化”に関する）小さな研究」（『神奈川法学』三六卷一号△二〇〇三年）および「明治皇室典範に関する一研究——『天皇の退位』をめぐって——」（『神奈川法学』三六卷一号一四九頁以下）の続篇として書かれる、天皇制研究の三番目の

ものである。最初のふたつは、明治皇室典範に結実された制度形成プロセスにかかわる、ある種の歴史研究であるが、本稿は、おなじ主題、すなわち「庶出の天皇」・「女帝否認」と「天皇の退位」にかかわって、戦後の皇室典範を対象として取り上げる。戦後皇室典範の形成期を扱うかぎりにおいて、前二篇と同様、ある種の歴史研究の性格を持つ。けれども、本稿の考察対象であるこの現行皇室典範は——明治のそれと違って——最高規範としての日本国憲法に從属し、その下位にあるものであるから、憲法適合性の検討に服さなければならぬ。本稿において私が関心を持つのは、その方面の考察である。すなわちそれは、現行法として皇室典範のもとで形成され運用されてきている天皇制の憲法解釈学的な検討ということになる。もともとをいえば、私の興味は、現在の天皇制が抱える憲法解釈問題にあるのであって、それに取りかかる前提として、問題の歴史的背景をまず確認する必要があると感じたのである。その意味では、先行するふたつの論文は、本稿における憲法解釈的な考察のための前提作業であると位置づけることができる。

天皇制の存廃をめぐる国際関係

八・一五の敗戦を迎えることに当たって日本政治支配層が最高・最大の関心を置いたのは、天皇制を存置すること、そしてまた、それをどのように組み直せば可能であろうかということであった。このことはほとんど贅言の要をみないであろう。一九四五年七月二六日づけで降伏を促すべく連合国から発せられた「ポツダム宣言」を受諾するにつき、日本政府は八月一〇日、「右宣言ハ、天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ要求ヲ包含シ居ラザルコトノ了解ノ下ニ受諾ス」(傍点—引用者)と申し入れた。日本側としては要するに、「萬世一系の天皇が統治権を総攬したまふ」ことを意味内容とする「国体」¹⁾を護持し得るといふ了解のもとで、「ポツダム宣言」を受諾する、と伝えたのであった。この申

し入れに対して連合諸国は、一方で「天皇及ヒ日本国政府ノ国家統治権限ハ……連合軍最高司令官ノ制限ノ下ニ置カ
ルルモノトス」と宣告し、他方「最終的ノ日本国ノ政府ノ形態ハ『ポツダム』宣言ニ遵ヒ日本国民ノ自由ニ表明ス
ルノ意思ニ依リ決定セラルヘキモノトス」と回答したのであった。⁽²⁾ この回答はその内容において、日本政府の申し入
れに直接対応するものではなかった。それは日本国民の自由な意思により決定されることがらである、と、いつてみ
れば問いをサイド・ステップするものであった。日本政府は、この回答は少なくとも真向こうから、そして即時的に
「国体ノ変革」⁽¹⁾ 天皇制廃絶を要求してはならず、むしろ天皇制のある種の残存を容認していると解釈したうえで、八
月一四日、正式に「ポツダム宣言」の受諾を連合国に通告したのである。

敗戦にともなう天皇制の運命いかんという点では、戦勝国は直ちに廃絶を強制することはせず、これをむしろ「灰
色の領域」に残して置くことにした、と言えよう。日本政治支配層は、この状態を承けて国内では、すなわち国民に
向かつては、「国体は護持された」というスローガンのもと、敗戦の衝撃を最小限化しつつ体制再建をはかろうとした。⁽³⁾
このスローガンはこれからしばらく、日本国憲法制定過程全般にわたり、きわめてアクティヴに用いられ、有効なは
たらきをすることになる。

占領につきイニシヤテイヴをとるアメリカ合衆国政府は、かの有名な「日本の統治体制の改革」(S W N C C 第二二
八号)⁽⁴⁾ に示されているように、天皇制存廃については「ポツダム宣言」の文言どおり国民の自由意思による決定とい
う枠組みを前提にしたうえで、もし仮りに「日本人が天皇制を維持すると決定したとき」には、その天皇制は憲法上
いかなるものであるべきかを検討することを課題として自らの前に設定していたのであった。存廃については、両様
の構えであったのである。

片方に、連合諸国のなかには天皇制廃止に強く傾くソ連、中華民国があり、また英連邦の一部にそれに同調する傾

きがある。天皇制存続に傾いていると見られていた米英のなかにあっても、この点ではけっして一枚岩ではなかった。これを横目で眺めながら日本政府は、天皇制存続を当然の前提としつつ、広範な天皇統治大権になにほどか領域上の修正⁽⁵⁾制限をほどこすことによって「ポツダム宣言」との辻褃合わせに腐心しはじめるのであった。

憲法構想「マッカーサー・ノート」

水面下での家鴨の水かきよろしく、ひそかに憲法構想をめぐらしていたGHQ（GS、民政局）は、一九四六年二月一日づけ毎日新聞のスクープ記事による松本委員会のいわゆる甲案⁽⁶⁾暴露などを機縁にして、憲法改正作業に直接乗り出してくる。そのさいGHQは、「マッカーサー・ノート」として知られる前掲枠組みを憲法構想として持っていたのである。

「マッカーサー・ノート」には三つの基本要件が掲げられていた。その第一項が天皇制存置を示すものであって、こうある。「一 天皇は、国家の元首の地位にある（at the head of the state）。皇位の継承は、世襲である。／天皇の義務および権能は、憲法に基づき行使され、憲法の定めるところにより、人民の基本的意思に対し責任を負う。⁽⁸⁾」

こうして、天皇制存続を既定方針とした憲法改正案、世にいわゆる「マッカーサー草案」への作成作業が、前半にはGHQ・GS（民政局）内部でおこなわれ、後半では日本政府（法制局）との折衝を含めながら推し進められた。先走って言うことになるが、天皇制に関しては、改正のための基本的な枠組みであった「マッカーサー・ノート」がほとんどそのまま、日本国憲法でパラフレーズされて、定着する。すなわち、主権者たる国民の同意にもとづく、象徴としての天皇の地位の設定（憲法第一条）、皇位の世襲制（同第二条）、天皇の権能の非政治化（第二条乃至第八条、ただし摂政条項たる第五条は除く）は、すべてこれ、「マッカーサー・ノート」に体现されていた⁽⁹⁾と言える。

世襲による天皇制ということの意味するものは、当時現行の天皇制以外の何物でもない。したがってそれは、天皇制存続の謂いであった。このことを前提として、いよいよ新憲法制定作業が開始されることになる。

国内のうごき——（内閣）憲法問題調査委員会

ここまでの過程で権力者たちが課題としたのは、天皇制を残すか廃止するかという最高の政策決定に関してであった。本稿の考察対象である皇位継承法制いかなの問題のごときは、これから先にある検討課題であった。当然のことながら、この段階では、GHQはこの種の多かれ少なかれ制度内部の問題にはほとんどノー・タッチであった。

ちようどそのころ、すなわち、実質的な権力者である連合国諸政府が天皇制の運命について頭をめぐらしていた時期、日本の内閣が設置した憲法問題調査委員会はまた、かれらはかれらなりに、天皇制存置を前提としたうえで憲法問題の炙り出し作業に従事しつつあった。本稿の主題にかぎっていえば、このいわゆる松本委員会の第一回調査会での話し合いにもとづいて宮沢俊義委員が作成した「研究項目」には、冒頭次のようにあるのが、注目される。「第一章／一、皇室典範の規定中に帝国憲法中に規定するを可とするものありや／(イ) 皇位継承に関する規定（cf憲二一条）／(ロ) 践祚即位改元に関する規定／(ハ) 攝政に関する規定（cf憲一七条）／二、皇室典範と憲法の関係を如何にすべきや（cf憲二、一七、七四各条）⁽¹⁰⁾」これである。松本委員長の依頼により美濃部達吉顧問も研究項目に該当する意見書を提出している。その「第二 憲法と皇室典範トノ関係」には、「皇室典範及其ノ下ニ於ケル皇室令ハ純然タル皇室家法タラシメ、第二条第十七条ヲ修正シテ皇室典範中実質上憲法ニ属スル条項ハ之ヲ憲法中ニ併セ規定スルヲ可トセズヤ⁽¹¹⁾」と述べられている。すなわち、委員会発足の段階では、皇位継承・摂政など皇室典範にかかわる問題も検討項目となる可能性があり得たのである。しかし、その後委員会は皇室典範との関係を検討課題から外して、憲法領域にかぎっての

天皇制の骨組みに終始することになる。

松本委員会の到達点をうかがう資料として、「憲法改正案」でいわゆる甲案および乙案(入江原案)がある⁽¹²⁾。甲案は、明治憲法第一条(「大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」)につき、その(A案)では「日本国ノ統治権ハ萬世一系ノ天皇之ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」とある。これは、いうまでもなく、明治憲法第一条と第四条(「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」)のうち「元首」規定を削除して後段のみを残し両者合体させて、ひとつにしたものである。(B案)は第一条を、「日本国ハ君主国トシ萬世一系ノ天皇ヲ以テ君主トス」と定めるとともに、別条を立てて、そこで「天皇ハ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」と謳うものであった。もうひとつ(C案)は、第一条を「日本国ハ萬世一系ノ天皇之ヲ君臨ス」と宣べるとともに、別条において「天皇ハ此ノ憲法ノ条規ニ依リ統治権ヲ行フ」という規定を置こうとするものである。(B案)も(C案)も、要するに、明治憲法の第一条と第四条後段とを實質上無傷で残そうとするものであって、その点では(A案)と全く同根であって、表現方法にはほんの少し違いを見出すことができるだけである⁽¹³⁾。

というわけで、天皇制(存続)のために松本委員会がなしたところのものは、「国体の護持」という大きな——しかもそれでいて支配層にとつては基幹的、本質的、と考えられた——枠組みに表現を与えることであつた、と言える⁽¹⁴⁾。かれらはその任務にふさわしく「統治権」の中身について若干の論議をしているものの、皇位継承・摂政・皇族など「天皇の構成物」そのものには全く触れるところがなかった。

委員会における「万世一系ノ天皇」への執着

しかしながら、そうした枠組み設定作業のなかにあつても、看過してはならないのは、皇位継承に関する基本路線

をそれなりに貫徹させていたことである。ことは、統治権総攬者としての「万世一系ノ天皇」という観念にかかわる。「万世一系」ということによって何を意味するかは意外に複雑である。⁽¹⁵⁾それは、構成的 (constitutive) イデオロギー的な主張という性格が強い。そういうものとして、「万世一系」という観念は、皇位継承における男統・男子主義という特段の制度的要請を必然的に内包していて、さらにまたそういうものとしてそれは、「祖宗ノ大憲」に由来するという正統化論に支えられ主張されていたのである。少なくとも明治皇室典範のなかに皇位継承における男系・男子主義を貫徹させた明治法制官僚たちは、そのようなものとして「万世一系」の観念を受けとめていた。⁽¹⁶⁾

敗戦後、松本委員会に拠る面々が「万世一系ノ天皇」という表現を打ち出したとき、そうした「祖宗ノ大憲」にもとづく男系・男子主義の皇位継承などという明治憲法的「伝統」に囚われていたはずはあるまい、という反論が予想される。確かに先に引用したいいわゆるA案は皇位継承に言及するところがまったく無いから、そういう反論の余地があるかもしれない。けれども、このいわゆるA案とは別にある、もうひとつのいわゆるA案(宮沢案)——一九四六年二月一日、毎日新聞がスクープしたもの——を見ていただきたい。その第三条には、こうある。「皇位は皇室典範の定むる所に依り万世一系の皇男子孫之を継承す」(傍点—引用者)。ここにおいては明らかに、「万世一系」の観念は、「皇位は……皇男子孫之を継承す」という命題と不可分一体として受けとめられているのである。いま私は、松本委員会にあって、このA案(宮沢案)が正式のものであったとか、皇位継承における男統・男子主義が委員会を支配したとか、言おうとしているのではない。私が言いたいのは、当委員会の面々がたぶんひとしく包懐していたであろう「万世一系」の観念のなかには「男系・男子の皇統」という要素が、意識する意識しないにかかわらず、当然のこととしてまぎれ込んでいたにちがいないということ、これである。

以上で、私の松本委員会についての記述は終える。要するに松本委員会は、天皇制存続のための基本枠組みを作り

「国体ノ護持」の任に当たろうとしたが、その過程でゆきつくところ、「万世一系」の一定の理解のもと、「男統・男子主義にもとづく皇統」という「伝統観念」を、意識的あるいは無意識的に滑り込ませ、明治皇室典範第一条（「大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」へ傍点―引用者）を戦後においても繼承すべしとする立場に及んでいる。あとの話になるが、日本国憲法と並行して審議され、それにやや先行して施行されることになる戦後皇室典範第一条は、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを繼承する。」（傍点―引用者）と定めることによって、ここをめ得太く「明治の伝統」は生かされることになる。その橋渡しを松本委員会がしたと言おうとするのではない。松本委員会も、戦後日本支配体制のなかに通奏低音的に奏でられていた「伝統観念」に規定されていた⁽¹⁷⁾ ことを指摘したのである。

(1) もっとも、このときの日本政府のポツダム宣言受諾申入れには、「国体」ということは用いられていない。その代わりに「天皇ノ国家統治ノ大権」という文言が用いられている。けれども、この統治体系こそ「国体」の謂いにはかならない。そのことを理解するためには、いささか解説が必要かもしれない。戦前の治安維持法（一九二五・四・二二法四六）の目的は「国体ヲ変革」（法第一条）するうごきを封殺することにあつた。そこでいわゆる「国体」とはなにか。この観念を明らかにしたリーディング・ケースのなかで大審院は、次のように定義している。「我帝国ハ萬世一系ノ天皇君臨シ統治權ヲ總攬シ給フコトヲ以テ其ノ国体ト為シ治安維持法ニ所謂国体ノ意義亦此ノ如ク解スヘキモノトス」（大審院第四刑事部判決一九二九・五・三二刑集八・三二七）。

「萬世一系ノ天皇ガ統治權ヲ總攬ス」がキー・コンセプトであり、そこに天皇制の本質があると理解されていたのである。「国体」観念は、実践的な脈絡のなかで支配体制により意図的に用いられながら、勢い、それは多義化し、あいまいなものになっていった。本文で考察するように、体制側は、（敗戦にもかかわらず「国体は変わらない」というスローガンを掲げるに至って以来、「国家統治の大権」の主体やそのありようということはいささか異なる、教育勅語的な「国体の精華」が編成替えをして、前面に出てくるのである。

(2) このいわゆる「バーンズ回答」本文は、たとえば佐藤達夫『日本国憲法成立史』第一巻（有斐閣、一九六二年）一七一―一八頁注

(1)に載っている。バーンズ、すなわちときの合衆国国務長官は、このメッセージを発するにあたり、イギリス、ソ連および中国の事前了解をとっていた、といわれる(武田清子『天皇観の相剋』岩波現代文庫版、二〇〇一年、一五六頁)。

(3) よく指摘される事実であるが、日本政府は、キャッチフレーズ「国体護持」の効用を意識して、ポツダム宣言受諾申し入れと相前後して、恰も撒き餌を撒くがごとく、この概念を多用するのであった。たとえば、一九四五年八月一日、すなわち日本政府がひそかにポ宣言受諾を連合国に申し入れたその日、国民に向けて下村情報局総裁は、軍事的に最悪の状態に立ち至りつつあることを語る一方で、「正しく國体を護持し、民族の名誉を保持せんとする最後の一線を守るため政府はもとより最善の努力を為しつつあるが、一億國民にありても國体の護持のためにはあらゆる困難を克服して行くことを期待する。」(傍点―引用者。外務省編『終戦史録』新聞月鑑社、一九五二年、六一三―四頁)と論じている。このような「国体護持」の宣揚のもとで敗戦を受容する流れが作られ、そのうえで、八月一四日を迎えた。そのとき発せられたいわゆる「終戦勅語」の最終パラグラフは次のようである。「朕ハ茲ニ國體ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ亦誠ニ信倚シ……宜シク舉國一家子孫相傳ヘ確ク神州ノ不滅ヲ信シ……誓テ國體ノ精華ヲ發揚シ世界ノ進退ニ後レサラムコトヲ期スヘシ爾臣民其レ克ク朕カ志ヲ體セヨ」(傍点―引用者)。ここには、治安維持法的な「国体」概念と、教育勅語的なそれとが、たくみにブレンドされていて、見事である。敗戦受容過程――とくに新憲法受容過程――にあって、徐々に前者に代わって後者に力点をシフトしていくのである。

(4) 高柳賢三、大友一郎、田中英夫編『日本国憲法制定の過程I』(有斐閣、一九七二年)四二二頁以下「参考資料1」。この文書は、一九四六年一月七日、SWNCCにより承認され、一月十一日、GHQに送付されている(この文書とGHQ・GSによる日本国憲法改正作業との関係についてはHugh Borton, *Spanning Japan's Modern Century*, Lexington Books, 2002, p.177n.5など参照)。

(5) 日本政府の側のうごきとしては、早くも四五年九月中旬から法制局の憲法調査が開始され(佐藤達夫・前掲書注(2)第二章第二節)、内大臣府における憲法調査があつて(佐藤達夫・第三章)、いよいよ内閣が憲法問題調査委員会、いわゆる松本委員会を一九四五年一〇月中旬、発足させた(佐藤・第四章)。なお、入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』(入江俊郎論集刊行会、一九七六年)序章参照。

皇位継承問題に焦点を合わせようとする本稿の目的からすると、これら体制側のうごきは、単に問題の大枠設定にかかわるレベルにあるので、論議の内部には――松本委員会につき、若干の言及をおこなうほか――立ち入らないことにする。

(6) 前期のSWNCC第二二八号による指令を受けて(この文書については、その直接作成者のひとり、Hugh Bortonのメモワール、

pp.119-121, 126, 167, 177n5, et al. 参照)、執行機関としてのGHQにおける民政局法規課長であったラウエル陸軍少佐の作成したいわゆるラウエル・レポート(高柳ほか前掲書注(3)二頁以下に収録)が示唆しているように、のちの「マッカーサー草案」に先行する準備作業が相当程度におこなわれていた模様である。ちなみに、ラウエル・レポートは、SWNC第二二八号が天皇制存廃について——国民の自由意思による決定に留付していることにかんがみ——両様の構えになっているのと対比的に、天皇制が存続することを前提として、「御前会議」、「枢密院」などの機関の廃止を念頭においている。つまり、天皇制の存続については比較的緩やかな立場をとっている色彩の濃い文書である。そういうものとしてラウエル・レポートは、のち本文で取り上げる「マッカーサー・ノート」の第一項目(天皇の元首性・皇位継承の世襲制)を先取りしているところがあると言えよう。

- (7) 一九四六年二月一日に毎日新聞がスクープした憲法改正案は、高柳ほか・前掲書注(3)四六頁以下「No.3 付属文書A」、および佐藤達夫・前掲書注(2)四八七頁以下に、再録されている。一般には、GHQが憲法改正作業に直接乗り出してきたことを、「毎日スクープ」と結びつけて説明されているが、それと独立にGHQ・GSを震源地とするGHQに固有なうごきがあったことを指摘する田中英夫『憲法制定過程覚え書』(有斐閣、一九七九年)五〇頁以下「II もう一つの偶然」に留意したい。田中教授は、奇しくも「毎日スクープ」があった同日、一九四六年二月一日、GSがマッカーサー総司令官に「最高司令官のためのメモー憲法の改革について」と題する文書を出していること、そしてこの文書作成の背後に、極東諮問委員会参加のため同年一月九日以来滞日中であったT・コンフェソール(Thomas Confesor)とGSのケイデイスらとのあいだに交された会談があつて、これがGHQをして、みずから憲法改正作業に乗り出させるきっかけになったこと、を指摘しているのである。

- (8) 高柳ほか前掲書注(3)九八—九九頁「No.7」。知られているように、これにつづく第二項は、戦争放棄・戦力不保持を、そして第三項は、封建制廃止・華族制の制限およびイギリス型予算制度を語っている。

- (9) 「ノート」は、「Emperor is at the head of the state.」の部分は「天皇は、国の元首の地位にある。」と訳されるが、ここでいう「元首」はなにを意味するかは判然としない。いずれにせよ、その後成立することになる日本国憲法では、明治憲法第四条「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬」する、という文言の継承は避けられている。

- (10) 佐藤達夫・前掲書注(2)二七三頁および芦部信喜、高橋和之、高見勝利、日比野勤編著『日本立法資料全集71 日本国憲法制定資料全集(1)』(信山社、一九九七年)一三五頁以下「資料二二」に収録されている。

- (11) 佐藤達夫・前掲書注(2)二八一頁以下注(3)および芦部ほか前掲書注(10)一四一頁以下「資料二五」に収録されている。

- (12) ここでの甲案・乙案の呼び方は、一九四六年二月一日毎日新聞がスクープした宮沢委員作成の甲案・乙案の呼び方と違うことに注意されたい。
- (13) 佐藤達夫・前掲書注(2)五四一頁。ちなみに、「憲法改正案」でいわゆる乙案(入江原案)(佐藤・五六七頁以下、芦部ほか・前掲書注(10)二八六頁以下「資料六二」)は、本文で取り上げつつある明治憲法第一条への対応のかぎりでは、いわゆる甲案と全く同じである。
- (14) 総じて乙案も含め、松本委員会は、明治憲法四条でいわゆる「元首」概念の存置については、ほとんど拘泥するところがなかったと言える。なぜだろうか。その理由のひとつとして思うに、「万世一系の天皇が統治権を総攬し給う」とする「国体」概念を残すことができれば、そのこと自体が天皇の「元首性」を内包するものと解することができた。したがって、あえて第四条「元首」の明文規定を存置しなければならぬ理屈は、無かったからである。思うに「元首」(Statshaupt)は、存在意義を失いつつあるヨーロッパ絶対主義以降の君主権力に捧げ奉まつるだけの意味を持った、中核的実質を欠いた概念であったから、日本支配層は「国体」概念を生き残らすことで十分に満足したのであろう。「元首」とはそうしたものであった(あるいは、そうしたものでしかなかった)がゆえに、「マッカーサーノート」が「天皇は、国の元首の地位にある。」と述べたさい、「元首」に特別の意味をこめていたわけではない、と理解される。実際のところ、天皇が残されるべきものだとすれば、その天皇の性格を一番無難に表現し得るものである、とGHQは考えたであろう。
- (15) 奥平康弘「『庶出ノ天皇』『女帝否認』―明治皇室典範の(あるいは、日本「近代化」に関する)小さな研究―」『神奈川法学』三六巻一号一頁以下は、結局において、この観念の周辺を徘徊する作品であった。私の問題意識は、大要、その六二―六四頁に示されている。「萬世一系」コンセプトは、私を悩まして止むことがないものである。かかるものとして、本稿においてなんどもこれに立ち戻るであろう。
- (16) 憲法・皇室典範方面の立法作業をリードして明治法制官僚のトップに在った井上毅のこの点の立場について、たとえば、奥平・前掲論文注(15)三三―三七頁参照。
- (17) 私が戦後皇室典範の成立直後に語られた宮沢俊義の次の言説に拘泥せざるを得ないのは、本文で述べたことと深く関わる。宮沢は新皇室典範を旧皇室典範に照らして「解説」する短篇で、こう語っている。「『萬世一系』という言葉は、明治憲法第一条、その上諭、舊典上諭など使われたが、新憲法には全く出て来ない。新典範にも出て来ない。しかし、その原則は少しも變つたわけでは

ない」(宮沢俊義「皇室典範と皇室経済法」〔新憲法関係法令の解説〕(二二)『国家学会雑誌』六一卷三号、一九四七年、六一頁。傍点―引用者)。

第一章 「皇室典範なるもの」への拘泥

第一章 憲法改正作業のなかの皇室典範

前提としての憲法改正

序章で叙述したのは、敗戦とともに浮上した天皇制の存廃問題について、戦勝外国勢力も含めた支配者がどのような構想を持って臨んだか、その概要である。ここまでの事態経過のなかで、天皇制を存置することそれ自体については、支配者のあいだにある程度の合意が暗黙裡に成立するにいたった。また、それをどう残すかの基本的な枠組みは、「マッカーサー・ノート」第一項で与えられていた。これを承けて制度的なアレインジメント（細目決定・飾り付け）をいかに行うかという作業は、新憲法および新皇室典範の制定過程へと、持ち込まれることになる。

そのうちまず新しい憲法の制定については——結局は不実に戻したもろもろの準備作業を省略していえば——そのそもその出発は、一九四六年二月中旬、SCAPに提出済みの松本委員会「憲法改正要綱（松本試案）」を拒否したうえで、ケイデイス大佐らSCAP・GS（民政局）が作成して日本政府に提示したことに端を持つ、いわゆる「マッカーサ（憲法）草案」からのことである。このいわゆるマ草案にもとづいて日本政府が作成し、かつSCAPの承認を得て公表されたのが、四六年三月六日の憲法改正草案要綱であった。要綱は調整作業を経たのち枢密院の審議に付され、四月一七日、それは憲法改正草案として公表された。

改正草案のうち、本稿の主題に関係するのは、つぎの二箇条である。

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、日本国民の至高の総意に基

く。

第二条 皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。(傍点―引用者)

とあった。⁽¹⁾

「皇室典範なるものへの囚われ」

右引用のうち、傍点を付した箇所は、のちの審議過程で「主権の存する日本国民の総意」へと修正されるにいたったのは、周知のとおりである。⁽²⁾ それを除けば、のち成立することになる日本国憲法第一条および第二条とまったく同じである。この立案レベルでは、天皇制存置を前提とし、そのうえでその基本的枠組みを明文憲法上に設定するといふ、「マッカーサー・ノート」路線上の作業が問題であった。次の課題、すなわちその制度的なアレンジメント、とりわけ本稿の対象である皇位継承に関する事項は——「世襲」主義を前提にしているほかは——改正草案第二条が想定しているように、この憲法によって成立することになるであろう「国会」の「議決した皇室典範の定めるところに」ゆずられている。と、こう要約し得るが、この地点にまで到達するにいたる過程は、そう簡単ではなかった。日本政府は、マッカーサー草案をベースに帝国議会に提出する成案をまとめるにいたるまでの段階で、一汗も二汗もかかなければならなかったのである。その原由は、立法者が思いの丈を寄せていた旧「皇室典範」という特別な規範体系への囚われあるいは度を過ぎた愛着にある。それを私は「皇室典範なるもの」への囚われ」と表現したい。明治伝統的な「皇室典範」は、単に六二カ条(いま、その後の「増補」条文を除いておく)から成る冷たいテキストであっ

たのではない。テキストを中核において形成された「皇室典範なるもの」は、天皇制を織り成すさまざまな構成物から成り立っている一大観念形態であったのである。以下、このことを検証すべく、憲法第二条でいう「国会の議決した皇室典範」というフレーズに到達するまでの歴史的背景をいささか考察してみたい。

松本委員会における「皇室典範」

結局はいわゆるマッカーサー草案が日本国憲法の拠るべき基準となるが、ここへいたる前の段階で、まず日本側松本委員会（憲法問題調査委員会⁽³⁾）の懸命な立案作業があったのは先に略述しておいた。松本委員会の案づくりは最終的にはほとんどまったく不実と帰するから、私たちはこれに立ち入る必要はないのだが、日本政府における『皇室典範なるもの』への囚われ⁽⁴⁾を振りを明らかにしたいという私の関心からすれば、これを無視するわけにゆかない。読者諸賢もまた、少しくこれにお付き合いいただきたい。

松本委員会は、一九四五年末までのうちに一応の基礎作業を終了し、四六年一月には、明治憲法の改正を小範囲にとどめる松本私案（「憲法改正私案（二月四日稿）松本丞治」）と、改正の範囲を大きくとった小委員会案とが出来上がって、これを素材にした検討がはじまる。前者は甲案、後者は乙案と呼称されていたらしい⁽⁴⁾。

本稿の主題、皇位継承関係について、甲案は、その第三条で「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ萬世一系皇男子孫之ヲ継承ス」とする規定を置いている⁽⁵⁾。これは明治憲法第二条のほとんど引き写しであって、ただ、旧憲法第一条から「萬世一系（ノ）」という文言を移用している点に違いがあるといえはいる。

では、乙案⁽⁶⁾ではどうか。ここでは、「第一条ノ乃至ノ第七条——現状」とあって、皇位継承関係のみならず、明治典憲上の天皇制体系の中核はいささかの変革も展望されていない。乙案は、立案関係者により広範囲の改正に應ずるも

のというレッテルが貼られているもの——天皇大権のあれやこれやの具体的権限の出し入れを別にして——少なくとも天皇制体系の中核には修正メスは加えられていない。

松本委員会では、この両案をめぐって討議がなされることになった。このうち天皇関係では、①旧憲法第一条でいう「大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」および第四条でいう「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ……」とする天皇の基本的性格をどのように表現し直すべきか、および②第三条で「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とする天皇不可侵性と無答責の原則とをいかなる表現形態で残すか、この二点に議論が集中したと言える。逆にいえば、皇位継承その他皇室典範の在り様については、議論が無かった。

さて、一月下旬には、熱心な討論を経たのち、いよいよ成案へと煮詰めるべく、この段階で後世に甲案・乙案と称される別の案文⁽⁷⁾が作成され検討の俎上にのぼる。

いわゆる松本案、甲案⁽⁸⁾として知られるそれは、右に示した①について、「日本国ノ統治権ハ萬世一系ノ天皇之ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」といった総括規定を典型(A案)として、その他二案が「万世一系ノ天皇」の総論的打ち出しのアイデアを提示し、②については、天皇の不可侵規定をとるか、それとも無答責の原則をとるか択一可能性が示唆されている。けれども、この甲案は、第二条の皇位継承関係については、旧憲法「現状」を以ってよしとしている。

乙案⁽⁹⁾はいかなるものであったか。天皇関係領域にあっては、右の①であれ②であれ、甲案との対比において目くじら立てて識別すべき顕著な違いはない。ただし、この案にあっては、憲法第一条すなわち、「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ云々」の規定の「削除」を示唆しているのが特徴的である。

問題は、乙案が示唆する第二条削除案なるものの意味いかんである。松本委員会は甲案を主として審議の対象とし

ていたものようである。ところが二月一日には毎日新聞の憲法改正案のスクープがあり、それを機縁にGHQ・G Sの憲法改正に向けたプレッシャーが高まるなか、委員会は、その応対に右往左往し、ほとんど事態進展のイニシアティブをとることができなくなった。したがって、乙案が第二条削除を提案した根拠および「削除」したのちの跡始末にかんする目論見など、松本委員会としては討議する機会がなかったのではなからうかと推測されるのである。少なくとも私は、委員会討議模様を記述した公刊文献から、この点を明らかにする言説を見出すことができない。

皇室典範の改正手続きは？ 皇室自律主義の遺産

松本委員会においては、しかしながら、憲法改正にあたって「皇室典範なるもの」をどのように処理するかは、決して小さい問題でも、無視していい問題でもあり得なかったのである。

なんとといっても、皇室典範は明治憲法典と並列して国法体系中最高の法規範であり、それは内容のうえで最重要性を持つものであったばかりでなく、皇室自律主義にもとづき皇室会議と枢密顧問の諮詢を経て勅定するという特別手続のもとでのみ——したがって帝国議会の関与をまったく排除して——改正・増補されるべきものであった。⁽¹⁰⁾もし憲法改正を断行しなければならぬとしたら、憲法典と連結して聳立していた皇室典範も無創であろうはずがないのである。⁽¹¹⁾ そうだから、敗戦直後、いまだ松本委員会が設置される以前の段階において、早くも法制局が着手した憲法改正問題メモによれば、その「補足」に関する部分で、「憲法改正手続ノ再検討」と相い並んで「皇室典範ト憲法トノ関係」が検討課題とされているのである。⁽¹²⁾ 実際のところ、もし典範が改正されるべきだとすれば、これを帝国議会に付議することができるのか、それとも議会と無関係のまま、皇室自律主義にもとづいて皇族会議・枢密顧問の諮詢および勅定という従来どおりの特別立法手続でことを済ませることができているのか——あるべき改正内容の論議もさる

ことながら——なにはさておき改正手続という形式のレベルに難問がひかえていたのである。実際のところ、松本委員会が発足するやいなや、その第一回総会（一九四五年一〇月二七日）において、「皇室典範なるもの」が次のような形でまず討議の的になっている。

〔野村（淳治）氏 皇室典範のことなぞ、今日取上げる必要はない。全般的の調査というが、デモクラシーを徹底すれば、第一条乃至第四条に触れざるを得ない。そこ迄研究を進めることでよいのか。〕

松本（丞治）委員長 全般的に研究するといっても、野村氏のいうようになるわけでもなからう。第一条乃至第四条の実質には触れないでゆくことを前提として研究を進めることも可能と思う。

野村氏 アメリカは必ず第一条、第四条に触れてくるであろう。

美濃部（達吉）氏 アメリカも国体護持の点には触れないといっているのではないか。

松本委員長 国民の総意で、一条に触れるということになるかもしれないが、僕は今それを考えていない。

野村氏 日本管理方針をみてもはつきりしている。一条乃至四条に触れないというならそれでもいい。その代わり、そんなやり方では、全面的に研究してゆくということの意味がないので、つまらない⁽¹³⁾。」

この、松本委員会発足時における、「皇室典範なるもの」についてのオリエンテーショナルな討議を、どう理解したらいいのかは、補完材料が少ないので、なんともいえない。けれども、こう理解して大過なからうと思う。つまり、憲法改正のための推進ロケット第一弾に当たる当松本委員会としては、「皇室典範なるもの」も含めて天皇制の基本的性格にかかわる基底的構成要素は、しかるべく現状をそのまま措置において、彼等の構想において予定されている憲法改正のためのロケット第二弾たる審議機関（官制による「憲法改正調査会」）の検討にまかせるという方法決定⁽¹⁴⁾であ

る。

無傷で残したい旧天皇制規定

「皇室典範なるもの」も含めた天皇制規定部分（旧憲法第一条乃至第四条）はなるべくそつとして措こうという松本委員会のポジションは、四六年一月下旬——期せずしてその後間もなく、GHQ・GSにより憲法改正作業のイニシヤティブを奪われ、そのために松本委員会というロケット本体が空中分解を遂げることになるが、この自己解体の直前において——松本委員長により次のように説明されている。「（明治憲法——引用者挿入）一条から四条までについては触れないことを原則としたい。その理由として、これらの条文を、かりに同じ内容のものでも文字に触れているら改正するというになると、これに対して議会ではその原案に対しては、その限度で修正権があるということになるかもしれないから、この部分の修正権の発動によって問題を刺激し、実質的の問題を論議することになるおそれがあるからである。併し、原案として、これらの点については、実質をかえないという頭である以上は、一条より四条は……手をふれないこととしておいた方がよからう⁽¹⁵⁾」とある。

要するに、政府が憲法改正原案を作成して議会に付議するにさいし、議会側はそこに修正条項があるのを見つけたならその部分については議員連中の側に修正権があると勝手に理解し、この条項の良し悪しを議論することになるに違いない。逆にいえば、「現状維持」の構えで修正を示唆せずに措けば、議員たちはこの部分には修正権限無しと判断してしまふ。そうだから、修正案提示を最小限にとどめることによって、議会の動きを最小限のところまで封じ込めることができる。一条から四条までは、この線に沿って修正案を示さずに難関を突破したい⁽¹⁶⁾というのである。

松本はこのように、「憲法一部改正」を必要最小限で乗り切りたいと考へ、第一条乃至第四条を「現状」とすること

を主張した。が、その松本がたったひとつだけ、この法領域で修正を示唆している。それはなにかというと、第一条乃至第四条の中間に位置する第三条の文言中のふた文字の入れ換えである。現状では「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」(傍点―引用者)とあるのを「天皇ハ至尊ニシテ侵スヘカラス」(傍点―引用者)と改正しようというのである。先に松本委員長の争点②として挙げた天皇不可侵条項への手直し案である。「至尊」という語はこれまでほとんど死語に近いが、文脈から推して、「最高」(supremacy)を意味するとみて間違いない。この語をもって、神性的な色彩の濃い、そして英語でいえば“sacred”に当たる「神聖」という多かれ少なかれ宗教的・神性的なニュアンスのこもる語にとって代えようという意図であるのは、みえみえである。これはいうまでもなく、この年のはじめ一大演出のもとで打ち出された天皇の「人間宣言」に相応する調整として考えられた言い換えである。政府当局は、まずまずこの線ぐらいのところで、天皇制改革を無難に乗り切ろう、乗り切られる、と読んだのである。¹⁶⁾

GS・v.松本プラス法制局

既述のように松本委員会は自らの目論見としては、次の段階で、官制による正式の「憲法改正調査会」を設け、そこで帝国議会に提出すべき成案を作成することを狙いとしていたのである。ところが、よく知られているように、そして既述のように、その矢先のこと、二月一日、毎日新聞が「憲法改正・調査会の試案¹⁷⁾」とする見出しのもと、松本委員会の憲法改正草案なるものをスクープする記事を載せる事件が生じた。これをきっかけとして、以降はGHQ・GSが憲法改正作業のイニシアティブを完全に掌握することになる。いずれにせよ、松本委員会は二月二日、最終総会をさいごに解体する。それとともに、正式の「憲法改正調査会」を発足させるというかれらの目論見は立ち消えとなった。こののちはGSが、いわゆるマッカーサー草案を経て帝国議会に提出すべき憲法改正案へと持ってゆくため

の準備作業の過程で、松本丞治国務相らを中心に法制局が折衝機関としてかかわることになる。

二月一日の毎日新聞のスクープがあり、これが直接のきっかけになって、以前から対日理事会のうごきを牽制すべく憲法改正作業を推進しようとする目論んでいたGHQは、日本政府に対して憲法改正案を速やかに提出せよとの催促をいちだんと強めることになった。こうして、日本政府はGHQの右要請に応ぜざるを得ないと判断し、二月八日、「憲法改正要綱」なるものをGHQに提出した。これはのち一般に「松本案」として知られる文書であって、GHQにはこれと一緒に説明書が提出されている⁽¹⁸⁾。

松本案の天皇関係条項は、注(17)で紹介済みであるが、これに付随して出された「説明書」(《大体的説明書》⁽¹⁹⁾)における天皇関係記述は、その第一パラグラフにこうある。「憲法改正ヲ起案スルニ当リ第一ニ起ル問題ハ所謂天皇制ノ存廃問題ナリ」としたうえで「日本国カ天皇ニ依リテ統治セラレタル事実ハ日本歴史ノ始マリタル以来不断ニ継続セルモノニシテ此制度ヲ維持セントスルハ我國民大多数ノ動スヘカラザル確信ナリト認ム」とつづけて、「天皇カ統治権ヲ総攬行使セラルルノ制度ヲ保持スルコトトセリ。」第二パラグラフは「天皇ノ統治権ノ行使」はすべて、議会および議会に基礎を置く内閣および独立裁判所を通じておこなわれるべきものであるから、「結果ニ於テ英国ニ於ケルト同様ニ所謂議会的民主主義カ完全ニ發揮セラルヘキモノナリ」と主張している。

そして第三パラグラフでは、

「改正案ハ以上述フルカ如キ趣旨ニ依リ憲法第一条乃至第四条ノ原則的規定ニハ文字上ノ変更ヲ加エサルコトトセリ然モ第三条ニ『天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス』トアル『神聖』ナル語ハ十九世紀ニ於ケル歐洲ノ相当数ノ憲法ニモ用ヒラレタル例アルモ天皇又ハ其ノ権力ノ神性ヲ示スカノ如キ語弊アルヲ以テ之ヲ『至尊』ナル語ヲ以テ更置スルコトトセリ」

と説明されている。

要するに、「天皇ノ統治権」ノ行使をイギリス流の「議会的民主主義」に服するものと仕立て直すのだから、天皇の総則的な諸規定はなんら改正の要をみないというポジションである。ただし、第三条における天皇の無答責規定にある修飾語「神聖」を「至尊」に替え、天皇が無答責である根拠から神格的性格を外すという変更は加える、とする。この変更を以って、天皇関係総則は必要にして十分な改正となるという構えである。

ここに叙述したことから、読者諸賢が想起されるように、松本丞治がかつて松本委員会（憲法問題調査会）で表明した立場の、全き再表現と言えるようなものであって、とくに新しく付け加えられた説明あるいは論理は無い。

マッカーサー草案における天皇関係規定

GHQ・GSがこの松本案・説明書をどのように受け止め、日本側とどのような折衝がおこなわれたかを究明する暇がないが、またその必要もないと思う。GHQ・GSは二月一日、松本國務相らと会見し、席上松本案拒否の意向を伝えると同時に、いわゆるマッカーサー草案を手渡し、これにもとづく改正草案を至急作成するよう指示したのであったから、本稿の目的からすれば、考察の対象をマッカーサー草案前後にもとめても一向に差し支えないのである。

話はず、GS内部事情を垣間みることからはじめたい。マッカーサー草案として成案に達するまえに、GSは第二試案として知られる文書を作成していた。⁽²⁰⁾ その「天皇の章等についての小委員会案」は、冒頭の第一条該当部分に「第 一 条 皇位は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であつて、天皇は、皇位の象徴的体现者である。天皇の地位は、主権を有する国民の総意に基づくものであつてそれ以外の何ものに基づくものでもない。」（傍点―引用者）

とある。これは、大体において現行第一条に近い。次の第二条該当部分「第一条 皇位は、世襲のものであり、国会の制定する皇室典範に従って継承される。」(傍点―引用者)も、これまた現行第二条と実質上ほとんど同じである。次の第三条に該当する部分は、二か項で構成され、第一項は、内閣の助言と同意にもとづく天皇の国事行為の総則規定であり、概して現行第三条に近い。その第二項「国会の制定する皇室典範の定めるところに従って摂政が置かれたときは、天皇の任務は、摂政が天皇の名において行う。……」とあって、大略現行第五条にあたる。

GSは、この第二試案をさらに練り上げて、いわゆるマッカーサー草案⁽²¹⁾を作成し、これを日本政府に提示したのである。その内容は、マ草案第三条(国事行為関係)を構成する三つの項が、のち、現行第三条と第四条になり、その関係で摂政制を扱う草案第四条が現行第五条へ移行したものと、要約して大過ない。

「国会の制定する皇室典範」とするアイデア

さて、既述のごとく日本政府は、このマッカーサー草案を二月一三日、手交されるとともに、これを参考にして改正立案するよう指示された。

われわれの主題にとって意味のあるのは、二月二二日におこなわれたホイットニー将軍をはじめとしたGS関係官らと松本國務相らの会談である⁽²³⁾。

先に紹介したように、マッカーサー草案は——この点については、第二試案以来一貫しているのであるが——皇位継承に関して「国会の制定する『皇室典範』」(傍点およびクォーテーション・マークは、引用者)に従う旨、定めている。このこと、つまり「皇室典範」が国会立法権のもとにおかれるということは、皇室典範、したがってまた天皇制の基本的な性格変化となるものであるので、日本側にとってはきわめてセンシティブで重要な争点たらざるを得ない。

い。そのことを前提としたうえで、次の議論のやり取りを理解すべきである。

松本はこの部分に関してまず「皇室典範が、国会によって制定されるべきだとされていることは、本質的な部分なのでしょいか (Is it essential that……?)」。現行の大日本国憲法のもとでは、皇室典範は、皇室によって作られている。皇室は自律権をもっているのです。」と発言する。「皇室典範なるもの」の特殊日本的な本質(基本的性格)を語っているのである。この質疑に対して、ホイットニーは「皇室典範は国民の代表者によって承認されなければ生じないものとするのでなければ、国民が至高だ (the supremacy of the people) という建前の尊重は、うわべだけのものになってしまいます。」と反応している。ホイットニーはケイティスとラウエルのふたりの民生局員の掩護発言を承けて、さらに「皇室典範も国会が制定するのでなければ、この憲法の目的とするところは、損われます。これは、本質的な条項です (This is an essential article)」と強調した。

松本は「このこと、すなわち皇室典範も国会のコントロールのもとにあるということとは、基本的原則なのですね (Is this, control of the Imperial House Law by the Diet, a basic principle?)」と納得したふうの対応を示し、かつ、ホイットニーが「そうです。」と結んで、この点のやり取りは終わっている⁽²⁴⁾。

いま私は、「皇室典範」ということばを引用文書に従ってそのまま使っているが、この翻訳語についてはかなり深刻な疑問を、じつは持っているのを、ここで予めお断りしておきたい。というのは、問題のマッカーサー草案(およびその前身たる第二試案)、すなわち日本案のオリジナルなテキストにあっては、これに該当することばは、*“in accordance with such Imperial House Law as the Diet may enact”* (emphasis supplied by the present writer) という文脈のなかに出てくる *“Imperial House Law”* である。私の参照し得たあらゆる文献では、これをこぞって「皇室典範」という既存の典範名をそのまま使用して邦訳しているが、そう翻訳しなければならぬ理由はまったく無かったはず

である。この文脈における“Imperial House Law”なることは、特定、具体的なものかをコノート(内容的に指示)しているのではなくて、「皇室法」あるいは「皇室に関する法律」などを意味する一般名辞以外のなものでもなかったと思う。

もし私の、この理解が正しいとすれば、右に示した両者の会談の一方の松本は、文字どおり歴史的に存続しつつ現にあるところの「皇室典範」を念頭において議論しているのに対し、他方のホイットニーらGS側は、皇位継承(および摂政)に関する——その意味で皇室に関する——法律を、一般的にイメージし、かつそれのみを念頭においているということになる。

このこと、つまり「皇室法」(あるいは皇室関係法)が「皇室典範」という訳語の形姿を以ってまかりとおること、が持つ意味は、あらためて後述するであろう。いずれにせよ、この会談において松本は、意図的にか無意識にか、「皇室典範」ということばとともに、このことばが本来意味し内包しているところの明治典憲体系的・制度的なものかを包摂して理解し、このイメージに準えて(基準にして)新憲法下の皇位関係法を構想していたのは、ほとんど明らかである。そして、この会談の意義は、第一に、こうした松本らの皇室構想がGHQ・GSによって頭っから否定され切り棄てられていること、第二に、この点について双方は逆方向においてであるが、ともにセンシティブに拘泥し、神経質であったこと、にもとめることができる。

松本モデル案——マッカーサー草案に対する最後の抵抗

さて、前記のようにこの会談は、三月二二日におこなわれた。この日、まず閣議があつて、マッカーサー草案の内容紹介とそれをめぐる討論のうち、大綱はこれを受諾するほかないという方針に達し、その日の午後、「さらに司令部

の詳細な意向をただす必要があるというので、「GSのホイットニーらと日本側松本らとのあいだで、右会議がおこなわれたのであった。

GSは、もうこの段階で憲法改正立案の大綱は決まったようなものであろうと判断し、日本政府による原案提出を催促することが一段ときびしくなる。結果的には、こうして三月二日、日本側の案ができ上がり、三月四日、それをGSに提出するという流れになる。

ここでは、皇室典範なるものに限定して、この間の事態経過を垣間みしてみる。

松本国務相は、二月二六日、法制局第一部長・佐藤達夫にマツカーサー草案（外務省訳）をベースにして、速やかに翻案を作成するよう依頼した。そのさい松本は、左記の前置きを添えたモデル案を佐藤に手渡した。前書きには、「以下第一条乃至第九条（第一章・天皇、第二章・戦争放棄―引用者挿入）ハ試ニ原案ノ基本形態（ベ―シツクフォーム）ヲ害セサル様十分ノ注意ヲ以テ其ノ趣旨ヲ表現セルモノナリ大体右ノ如キ方針ヲ以テ起案セラレンコトヲ乞フ（松本）」とあった。⁽²⁵⁾これを承けて展開する各条のうち、本稿に直接かわるのは、その第二条であった。こうある。

「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ世襲シテ之ヲ継承ス（備考 皇室典範ノ国会ノ議ヲ経ヘキ旨ハ別ニ後条ニ定ムルコト）。」

見てのとおり、この案にあっては、二月二二日の会議でホイットニーが「これは本質的な条項です」としてことさらに念を押した「国会が制定スル」とする要件は、第二条それ自体においてはまったく無視されている。その代わり、同要件は、多分補則かなにかの経過的な手続規定によってさり気なく、目立たない形で滑り込ませようという思惑であった。

そしてこの「備考」に付随して、さすががこの重要性に鑑みてであろう、この箇所においては松本自ら、別に鉛筆書きの草稿を残しており、それにはこうあった。

「第 条 皇室典範ノ改正ハ天皇第三条ノ規定(概していつて、現行憲法第三条に近い―引用者挿入)ニ従ヒ議案ヲ国会ニ提出シ法律案ト同一ノ規定ニ依リ其ノ議決ヲ經ヘシ

前項ノ議案ヲ經タル皇室典範ノ改正ハ天皇第七条ノ規定(概して現行憲法第七条に近い―引用者挿入)ニ従ヒ之ヲ公布ス」

松本は、GSが固執する国会制定法という立法要件に従いながらも、革命的な性格を表す外観を可能なかぎり^{ぼか}暈すよう配慮するとともに、この法の発議権はあくまでも天皇に在るという明治典憲体系の線を保持しようとしたのであった。⁽²⁶⁾

右のような松本モデル案にもとづき佐藤達夫法制局第一部長が苦心惨憺して全体を条文体裁に練り上げ、さらにこれを松本が推敲してできあがったのが、いわゆる三月二日案である。これは三月四日、GSに提示された。三月二日案⁽²⁷⁾は冒頭、第一条の次の文章からはじまる。

「第一条 天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本国ノ象徴及日本国民統合ノ標章タル地位ヲ保有ス」(傍点―引用者)

つづく第二条には

「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ世襲シテ之ヲ繼承ス」(傍点―引用者)

とあって、松本モデル案がそのままそっくり活かされているのがわかる。

松本モデル案では、この条文に付記して鉛筆書きのメモがあったのは既述したとおりであるが、三月二日案では、「第九章 補則」において、憲法改正手続を定める第百五条（概していって、現行憲法第九六条に該当するもの）につづく第百六条として、松本の鉛筆書きどおりの文面が挙げられている。少なくとも、この皇室典範関係に関しては、佐藤の起案作業は松本モデル案にきわめて忠実であることが知れる。

ケイデイスと松本の「皇室典範なるもの」をめぐる応酬

さて、こうした性質の条文も含めた三月二日案が三月四日、GSに持ち込まれることになったのであるが、この日展開した日米関係者らの激しい論争は比較的知られているとおりである。論争の的になったひとつは、われわれの考察対象である「皇室典範なるもの」があったのは、言うまでもない。

天皇制問題は、逐条的な検討に入るまえに、まず総論的なレベルでケイデイスが口火を切っておこなわれた模様である。こんな具合である。

「司令部案第一条には、天皇の国及び国民統合の象徴たることは、国民の主権意思に基くの外、他の何れの淵源にも基くものでないことを明記してあったにもかかわらず、日本案ではその後段が削られている。また、司令部案第二条には皇室典範が国会の制定にかかるものであることを明記してあるのに、日本案にはこれを削っている。

このような案では審議を進めても無益であり、翻訳は打ち切る外はない。との『伝言ヲ（松本の介添人および通訳者であった終戦連絡中央事務局次長・白洲次郎に「引用者挿入」為⁽²⁸⁾した。』

松本はケイデイスに対し次のように応酬した。ここでは、第一条関係は割愛して第二条関係にのみ言及する。

「又第二条中ヨリ国会ノ制定ニ係ルトアルヲ削除セルハ其ノ趣旨ニ多少ノ変更ヲ加ヘ別ニ後条ニ規定セルガ故ニ因ルモノニシテ其ノ理由ハ説明書中ニ詳述シタリ此等提出書類ノ全部ヲ閱了ノ上意見ヲ述ベラレタシ尤モ翻訳ヲ打切ルト否トハ当方ノ関スル限りニ在ラスト白洲氏ヲ通シテ言明セシメタ」⁽²⁹⁾

というのである。

論戦は次に第三条の、天皇の国事行為要件としての「内閣ノ補弼」コンセプトに及ぶことになる。このほうは、明治憲法体系総体から割り出され、天皇支配権力にとって独特な意味合いを持つ「補弼」概念（旧憲法第五五条参照）をめぐっての生存競争であったし、英語では単純に「助言」を意味する“advice”とならざるを得ないこともあって、GSにとっては、射るに容易なものであったにちがいない。⁽³⁰⁾ こうして、この点の論戦は「議論高熱」二〇分以上に及んだ⁽³¹⁾ものとして、有名である。

私がこのようなエピソードにまで言及したのは、「皇室典範なるもの」の攻防が、一連の大規模な見解の相違という異文化（政治イデオロギーのちがいを）を背景として、さらに「翻訳語」をつうじてのみ作り上げられた言語環境のなかで、おこなわれた（あるいは、おこなわれざるを得なかった）という、当時の雰囲気伝えるのは、存外に大事であるはずだ、と思ったからである。

「国会の議決した皇室典範」への落着

右にみたようにテンパーが高まったといえ、双方ともに、喧嘩分かれて左様ならというわけにはいかない。審議は

さらにつづいて逐条検討に及ぶことになる。こうしたなかでまず、第一条は「天皇ハ、日本国民至高ノ総意ニ基キ、日本国ノ象徴及日本国民統合ノ標章タルベシ」(傍点―引用者)という文章にひとまず落ち着いた⁽³²⁾。これに反し第二条は、次のように難航した。

「第二条では、先方(GS側―引用者挿入)は皇室典範について、それが国会によって制定されるものであることが出ていない・と相当強硬にねじ込んで来た。これに対して、Imperial House Lawとあれば、それは法律であり国会の議決によることは当然であるし、そのことは日本案第一〇六条でも明らかになっている。ただ、皇室の家法という意味で、その発議は天皇によってなされることにしたい・とって全然受け付けず、『国会ノ議決ヲ経タル』passed by the Diet―ただし、草案には as the Diet may enact となっていた―を加えることとした⁽³³⁾。」

先走って言うことになるが、皇室典範に関する規定は、日本政府が三月六日夕刻公表した「憲法改正草案要綱」(三月六日要綱)において、

「第二 皇位ハ国会ノ議決ヲ経タル皇室典範ノ定ムル所ニ依リ世襲シテ之ヲ継承スルコト」

という表現が与えられることになった。これにともない、日本案にあった、補則などの形式でこの立法についての天皇発議権を留保する規定は姿を没している。これに前後する第一条と第三条の要綱上の取り扱いは、のち少しく、角度をかえて考察することとし、いまはその点について言及するのを避ける。

「憲法改正草案要綱」はGHQ承認を経たうえで公衆一般に公表され、その討議に付されることになった。日本政府は要綱にもとづく法文章化の作業をこなすことになる。そしていよいよ四月一三日、枢密顧問への諮問および帝国議

会の審議に付されるべき成案・憲法改正草案（四月一三日草案⁽³⁴⁾）に辿り着くのであった。

ここへ至る過程で有力識者らの提案を契機に、草案の口語化のうごきがあり、山本有三による口語体の案が出てきて、政府の立案作業にある種の影響を与えるものとなったのは、よく知られていることがらである⁽³⁵⁾。本稿にとっては、そんなことはどうでもいいと思われるかもしれないが、山本有三訳のうち、その第一条ないし第三条に付された文章には興味を惹くものがあると思うので、あえて道草を食ってみたい。山本は第一条ないし第三条をこう表現している。

第一条 天皇は国家と国民統一の象徴であつて、この地位は主権を有する国民の意見からうけたものである。

第二条 皇位は国会の決定した皇室法に従つて世襲してこれをうけつぐ。

第三条 国務に関する天皇の一切の皇位は内閣の補佐と承認とを必要とし、これらの行為に対しては内閣が責任を負ふ⁽³⁶⁾（傍点―引用者）

山本は、摂政に関する第五条でも、「皇室典範」の語を避け、右第二条と平仄を合わせて、「皇室法」とする語を選んでいる⁽³⁷⁾。

これと対照的に、成案になった四月一三日草案にあつては、該当条文の表現は左に示すように、なお依然断固として第一条で「主権を有する国民」を排斥して「日本国民の至高の総意」とする文言に固執している。また、その第二条では、さすがに「国会の議決した」という立法手続を加えはするものの、「皇室典範」という名称を墨守して放さない。また、そうであるから摂政に関する第五条にあつても、「皇室法」ではなくて「皇室典範」という名前が頑張っている。

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、日本国民の至高の総意に基く。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。（傍点

—引用者—

憲法改正草案、枢密院審査にいたる

これらの条文も含め憲法改正草案は、旧憲法第七三条（憲法改正手続）に従って、四月一八日、枢密院へと諮詢された。枢密院では、GHQ・日本政府が踏みつつある第七三条にもとづく改正手続は、はたして適憲であり得るのかという、いまにいたるまで法理上難問である大問題が美濃部達吉顧問官により提起されるなど、波風きびしいものがあつたが、いまは遺憾ながらそういった一般状況にふれる余裕がない⁽³⁸⁾。本稿の特定課題領域にかぎった考察にとどまるほかない。言及すべき論点はふたつに絞ることができる。第一は、第一条関係である。改正草案は「この地位（皇位―引用者挿入）は、日本国民の至高の総意に基く」としているが、一体、主権はどこに所在するのか、国体は変わったのか変わらないのか、といった総論的な大問題である⁽³⁹⁾。そして第二は、第二条の「皇室典範」関係である。このうち、ここでは第二点のみに着目する。枢密院の憲法改正草案審査委員会では、河原春作顧問官のごとく、「政府は典範は普通の法律であると言われたが、原案では憲法、法律、典範の三系統のように考えられる」むねの発言があり、さらについて美濃部達吉顧問官の次のような言説が展開する。いわく、

「皇室典範は法律の一種なりといふことに対しては疑いあり。法律第 號として公布せらるるか。然らば皇室典範の特質に反す。皇室典範は一部国法なるも同時に皇室内部の法にすぎぬものあり。此の后者に天皇は発案権も御裁可権もないことはおかしい。普通の法律とは違ったものである。天皇が議会の議を経ておきめになることにせぬと困る。」

美濃部にとっては、「皇室典範」という名のあるところには——憲法改正案第二条にはまさにその名があるわけであるが——名称必然的に「皇室典範なるもの」という、多かれ少なかれ超実定法的な本質・実体が伴わないはずがないのである。そうした実体からみればこの特別規範は特別な立法手続によってのみ成立するのである。だから、右の美濃部の言説に対して、入江俊郎法制局長官が次のように切り返しても、入江答弁はいかんせん空を切ったことになるのであった。まず、入江は次のように応じた。

「内容は現在の皇室典範がそのままと考へぬ。将来は国務に関する事項のみとし度い。内部のことは皇室自らおきめになるとよいと考へた。」

美濃部顧問官はこれには承服し得ず、こう反応したのであった。

「然らば皇室典範という名称はやめぬといかぬ。この名称は皇室の家法といふべきものなり。憲法と合併してその一部とするか並通の法律とすべし。……」⁽⁴⁰⁾（傍点—引用者）

要するに、一方の美濃部、河原などの枢密顧問官らは——松本委員会時代の松本丞治が憲法改正案の成案を得るに至るまでの間そうであったように——「皇室典範なるもの」を疑う余地のない基準としたうえで、憲法改正草案のほう「が可笑しい」と解して詰め寄ったのに対し、他方内閣の側はGHQとの折衝過程を経るなかで、不本意ながら「皇室典範なるもの」はもはや依るべき基準たり得ないのであって、ともかくも立憲主義的な皇室関係法でゆくほかないと考へ、新路線を採りつつあったのである。なんのことはないこの問題については憲法改正案成案が成る以前の、松本に代表される日本政府・v・GHQの対峙関係が、こんどは成案成ったこの段階となってみれば、美濃部顧問官ら旧

体制派・v・新路線をとる政府当局の対峙関係へと移行しているのである。

その他あれやこれやの波風に揉まれながらも、途中再諮詢手続を経たのち六月八日、本案は——よく知られるように美濃部の反対というきわめて異例の行動をともなつたうえで——可決された。よって、案件は、第九〇回帝国議会審議の場に移されることになるのであった。このいわゆる憲法議会は、五月一六日、四〇日の会期で召集され、実際の開会は六月二〇日におこなわれた。

第九〇回帝国議会と皇室典範——衆議院のばあい

ここにいたるまでの道筋を——「皇室典範なるもの」にかぎってとはいえ——ひとからは冗漫に過ぎると批判されそうな程度に——長々と述べてきた。私は私なりの意図があつてこうした叙述方法をとつたのであった。けれども、この案件が第九〇議会に移され貴衆両院の討議に移された段階ではもはや、右と同様の叙述方法を踏襲する必要を感じない。というのは、大雑把にいえば、第九〇回帝国議会（憲法議会）においては「皇室典範なるもの」へのある程度の拘泥はあるものの、特記に値する争点展開があつたわけではないからである。この段階では当然のことながら政府はまだ皇位継承・摂政に関する皇室立法の立案作業には入っていない。そこでたとえば、芦田均・衆議院小委員会委員長が述べているように「皇位継承ニ関スルコトハ出来ルダケ皇室典範（法案の審議するとき）——引用者挿入）ニ譲ツテ、其ノ時ニ国会ニ於テ能ク之ヲ吟味シテ、憲法ニハ皇位継承ノ順序トカ、サウ云ウヤウナモノハ書カナイデ、此ノ原案ニアル程度ニ止メテ置イテ、アトハ皇室典範ニ譲リタイ、斯ウ云フノガ大體自由黨ノ案デス⁽⁴¹⁾」という構え、すなわち、皇室立法関係の検討は、次期の新国会にまかせようという考えを多くの議員はとつていた⁽⁴²⁾。本稿でもしたがって、憲法議会の中身には立ち入らないで通過することが許されるだろうと思つ⁽⁴³⁾。ただし、二、三補充的な指摘を

して置きたい。

第一、衆議院が原案第一条（および前文）について比較的重要な修正を提案し、貴族院が修正を了としてこれが成立したという事実がある。第一条の原案は、前引したごとく「……この地位（天皇の象徴的地位―引用者挿入）は、日本国民の至高の総意に基く。」とあった。この文面が、現行第一条がそうであるように、「……この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」と修正されたのである。⁽⁴⁴⁾ 主権在民のコンセプトがほぼ完全に定着してしまっている現代人にとっては、この修正が持つある種の革命的な意義を読み取るのは、むしろむずかしいであろう。マッカーサー草案にもとづいて作成された日本案（三月二日案）、憲法改正草案要綱（三月六日要綱）、そして成案としての憲法改正草案（四月一三日草案）と推移してゆく過程での最大争点のひとつが、このメッセージの表現方法であったのである。G Sはマッカーサー草案にある“the sovereign will of the People”の直訳をもとめ、松本を代表する日本政府は、それが主権在民コンセプトの成立をもたらす効果があることを極度に恐れ、直訳採用を――あれこれの理屈を設けて――回避しつづけた。原案成立段階では、G Sはなぜか自説貫徹に固執せず、日本側の暈し表現を黙認した形になっていたのであった。⁽⁴⁵⁾ そうした性格の争点が憲法議会のレベルにおいて、主権在民コンセプトに有利な表現方向で一気に片づいたのである。

このことは、われわれの主題と関係なからうと見る向きがあるろう。私はそうは思わない。端的に主権在民のコンセプトを採るのでなければ、松本たちの論ずるように天皇も主権を共有するとか、その一部を掌握しつづけるとかいった理屈を押し立てて、皇室関係立法には天皇の発議権・承認権が必要だといった種類の「皇室典範なるもの」の生き残りが、その分だけ大きくなる。すなわち、皇室法の基本的な性格に大きな影響を与えざるをえないのである。

さて、補足したい第二点は、この憲法議会の基本的性格いかんということがらに関する。右の主権所在問題もそう

だが、国体が変わったとか変わらないとかいったふうな天皇制をめぐる高度に抽象イデオロギー的で神学的な議論に明け暮れるなか、特別議会では天皇権威を確歩するための最後の努力が、皇室財産（なかならず世襲財産とその収益）の法的性格をめぐる———現今の感覚からするとほとんど見戯に類すると言えような———論争へと集約することになった。これは、特別議会の最終段階における天皇制論議の集中的表現、と言えるだろうと思う。この論点に関して、衆議院は原案の修正を芦田小委員会にまかせる決定をしていた。小委員会は、現行八八条に該当する修正を全会一致でおこなった。それにもかかわらず、衆議院長樋貝詮三をふくむ自民党幹部はこれに猛烈反発し、再修正を試みる政治活動をおこなった。樋貝たちは、天皇家における財産の自由を確保しようとする忠誠心の至情に根ざすものであるとして、議決機関の決定手続を無視した自分たちの行動を正当化した。けれども、こういう議会無視の議長のもとでは、憲法改正の審議をまともに続けることができないとする議長排斥論がはげしく、結局樋貝議長は辞職した。衆議院における憲法審議の土壇場での意外なハプニングであった。⁽⁴⁷⁾ 誠忠イデオロギーのドン・キホーテ的な現れであったが、それはそれで憲法議会（衆議院）の、ある側面をきわめてよく象徴している出来事と言える。⁽⁴⁸⁾

さいごに補足しておきたい第三点目は、こうである。既述のように皇室典範案が未だ未知数であったこの段階においては、あるべき皇室典範の内容に関する討議はほとんど無く、議論は先送りの構えであったのはたしかであるが、絶無であったわけではない。たとえば、そのひとつ憲法改正草案第一三条（現憲法第一四条）では性差別が禁止されているから、旧憲法第二条の「皇位ハ……皇男子孫之ヲ繼承ス」という建前は崩れて、「詰り女皇族が皇位に即かれる」と云ふこともあり得ると考へますが、この点に付て承りたいと存じます⁽⁴⁹⁾といった風な問題提起である。これに対し、政府を代表する金森徳次郎国務相は、一方でこの問題は、いつにかかって新しく皇室典範がどう定めるかという立法政策によると答え、他方ではしかし、憲法改正草案第二条が「皇位は……国会の議決した皇室典範の定めるところに

より、これを継承する。」と規定してあって、性差別禁止条項はここでははたらかない、と応じたりしている。⁽⁵⁰⁾ いずれにしても、当該問題は、皇室典範案を審議する次回議会待ちであることを、攻める側も守る側も当然の前提としているがごとくである。

憲法会議での討議について私が不思議に思うのは、むしろ消極的なことからである。どういふことかというところ、憲法改正草案第二条および第五条に現われる「皇室典範」という名称の当否に関する問題が——私の検索に遺漏が無いとすれば——議員諸賢のだからも出てこなかったという事実である。私は、後に「名称は体を表わす」という観点からいま一度、この明治伝統的な規範名が持つ特別な意味を指摘するであろう。⁽⁵¹⁾ 憲法典のなかに法律名を特定化して指定するというのは、そのこと自体すでに変則的であり、理屈に合わないことである。だから「皇室典範なるもの」に拘泥する・しないにかかわらず、このことに疑義を表明し、字句修正をもとめる動議があつて、しかるべきだつたと思う。この議会、この憲法議会において、これを争点とするラースト・チャンスであつたのに。⁽⁵²⁾ だれも知恵がまわらなかつたのだとすれば、そのことが、私には不思議に思えるのである。

貴族院のばあい

いわゆる憲法議会にあっては、衆議院が議長樋貝詮三の辞職騒ぎに見られるような既存天皇制イデオロギーにもとづいて、新憲法の落差を究明する種類の議論のやり取り、その意味で政治的性格の討議がどちらかというところが多かつた。これに反し、学者・文化人等を新たに勅選議員に任命して大きく模様替えした貴族院のほうは、ほとんど革命的な性質の変革を指向する憲法改正が招来する法理論上のアポリアのかずかずには立ち入った討議が交わされた。このことはよく指摘されるとおりである。⁽⁵³⁾ 憲法改正手続・主権の所在・天皇の地位と権能・戦争放棄などなど、衆議院と一味ち

がった分析と討議がなされた。

けれども、こうした大きな主題に目移りすればするほど、いま私が問題にしつつある「皇室典範なるもの」に向けて焦点を合わせることは縁遠くなる。貴族院の場合も、この問題をめぐる討議は、皇室典範案という立法レベルでの審議が展開する次会期、第九一回帝国議会を待つほかない。

けれども、そこへゆくまえに、われわれは、内閣設置の臨時法制調査会による皇室典範改正案要綱作成作業というもう一山を越す必要がある。

(1) 「皇室典範」ということでいえば、憲法改正草案にあるもうひとつの条文にもまた言及されねばならない。現行憲法第五条「皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。……」とあるのがそれである。しかし、本稿は摂政そのものを扱う場所ではない。それは、本稿の直接の考究対象のひとつである「天皇の退位」との関係で、ごく付随的に取り上げるに過ぎない。予めお断りしておく。

(2) 日本政府が憲法改正草案前文の“the sovereignty of the people's will”および第一条の“the sovereign will of the people”に在る「主権在民」を嫌い、これを「国民の至高の総意」と邦訳して対応したこと、そのためにGHQ・GSとの折衝のなかで政府はのたうちまわらねばならなかったこと、そして最終結着は憲法改正議会（衆議院）まで待たねばならなかったことなど、これらのことについては、本文でいま一度取り上げるであろう。

(3) 憲法問題調査委員会は、その委員長・松本烝治の名を冠して松本委員会と一般に呼称されてきている。この組織は一九四五年一月一三日、官制によらない閣議了解の形で発足した。当初は、明治憲法改正の要否およびその必要があるとすれば、その諸点を説明することを目的とし、したがって憲法全般の問題を調査するための機関であるから、官制によらないで設置する、と説明されていた（芦部信喜ほか編著『日本国憲法制定資料全集(1)』信山社、一九九七年、一三〇—一三二頁〔資料18〕「憲法問題調査委員会設置ノ趣旨」昭和二〇年一月二七日、および入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』入江俊郎論集刊行会、一九七六年、一九頁以下、参照）。このように、憲法問題の一般的な調査という名目で発足したものの、内外の政治事情に押され押されて、本文

で示すとおり、この調査委員会は、憲法改正のためのドラフトを作成する作業にかかわることになり、最終的には松本案として知られる憲法改正試案をその活動産物として残すことになるのであった。

- (4) 入江・前掲書四四頁以下、佐藤達夫『日本国憲法成立史・第二巻』有斐閣、一九六四年、四八五―四八六頁。
- (5) 佐藤・前掲書四八七頁。
- (6) 佐藤・前掲書四九五頁。
- (7) 四六年一月はじめの段階と同月下旬の段階とでは、甲案・乙案の呼称が松本委員会内部で逆転することになる（佐藤・前掲書四八六―四八七頁、注(1)）。委員会では目前の便宜のために呼称を変えたのであって、後世のわれわれにはいたずらに紛らわしい。私の表記方法に異論があり得るだろうと思うが、この方面の諸文書の識別そのものに本稿はこだわら積りはまったくない。お目こぼしただけるとありがたい。
- (8) 佐藤・前掲書五四〇―五四九頁。
- (9) 佐藤・前掲書五六七―五七六頁。
- (10) 明治憲法第七四条第一項には、「皇室典範ノ改正ハ帝国議會ノ議ヲ経ルヲ要セス」とあった。これは、いうまでもなく、この法領域における皇室自律主義を表現したものである。ただ、この法文それ自体は帝国議会の議を経る必要はないと語っているにとどまり、議会への付託は許されないとか不可能であると示唆しているわけではない。敗戦後の日本国にあっては、一方で憲法改正が現実に進捗しつつあり、そこでは議会（中心）主義の確立が目指されつつあるとき、旧憲法第七四条第一項にもとづき、皇室典範の改正だけは、帝国議会の関与をまったく認めないで実行し得る（あるいは、そのように実行するほかない）と解すべきかどうか、議論の余地があったであろう。
- (11) にもかかわらず、天皇に関する憲法規定（第一条ないし第四条）は、できるだけ修正せずにそのままの形で残しておこうというのが松本委員長の基本的な立場であった。これに対し、野村淳治委員は異論を呈する。野村によれば、日本政府はポツダム宣言を受諾し、その線で戦後改革を実行するほかないのであって、そうであれば、絞って出してしまえる膿は、できるだけ絞って出し切ってしまったほうが得策であろうということになる。野村は、四六年来、「憲法改正に関する意見書」という異例に長文の文書を松本委員会に提出しているのである。芦部ほか編著・前掲書一九二頁以下（資料44）「憲法改正に関する意見書（昭和二〇年二月二六日、野村淳治）」および入江・前掲書一九〇頁（資料6）に再録（佐藤・前掲書第一卷三二六―三三三頁にその要約がある）。

(12) 入江・前掲書九一―一八頁〔資料2〕

(13) 入江・前掲書二四頁以下で紹介されている第一回總會審議の要約筆記中の二七頁。野村淳治の「(それでは)つまらない」とする言説は、天皇制関係を棚上げてしまおうとする松本丞治委員長に対する不満表明として端的である。委員会の任務範囲を狭くとして、なるべく無難にことを済ませようとする松本の態度に対して、野村は本文で言及した「野村意見書」で論じているように一般的に批判的であった。

(14) 政府は政府で松本委員会が「憲法問題調査」を終了した次の段階で、こんどは正式に憲法改正案を構想するための官制による憲法改正調査会を設置する構想であったのであって、四六年一月段階において法制局が作成した諸案については、入江・前掲書一九〇―一九六頁〔資料7〕を参照。

(15) 入江・前掲書五三頁、佐藤・前掲書五五六頁。

(16) 松本丞治は、四六年二月四日の閣議でこの点についての憲法問題調査委員会の討議模様を紹介しており、そのなかで、自分の、つまり松本流の難関突破作戦に対し、委員のなかに次のような異論があったことを、公平にも、披露している。「甲案としては、一条乃至四条にはなるべく触れない態度であるが、しかし、これらの条文に触れて改正案を提出することの方が、この問題を議会で十分討議することができるようになるわけで、却つてよいのではないか。これに触れないことは結局議会の論議を制限することになるから、むしろ進んで一条乃至四条の広い改正案を出した方がいいのではないか」という論である(入江・前掲書八三頁)。

なお、このついでに、憲法第三条・天皇の無答責条項に関連して触れておきたい。右に言及した二月四日づけ閣議にあっては、安倍能成文相が、天皇裕仁の戦争責任を暗黙の前提にしつつ、こう述べた。「天皇は無答責というが、道徳的にも責任を負わないという意味なのか。将来、天皇は、これを名譽、道徳の源泉として考えていくべきであつて、それなら道徳的には責任を負わなければならぬはずのものではあるまいか。承諾必謹と云つて国民に服従の義務を負わしておいて、本体たる天皇が無責任であるというのは矛盾も甚だしい思う。」松本国務相はこれに対し「憲法で天皇の無答責というのは法律上の問題で、道徳上のことを言ったのではない。道徳的のことは憲法では触れていないのである」と説明した。このような二分論にもとづく解説に「安部文相は納得しがたいおももちをしておつた」と伝えられている(入江・前掲書八四―八五頁)。ちなみに、安倍は、天皇裕仁が負うべき道徳的責任のゆえに、天皇は退位すべきであるという考えをもっていたこと(安倍能成『戦後の自叙傳』、新潮社、一九六九年、七九―八一頁)、このことに関連して松本は天皇無答責のゆえに退位論は論外だという立場をとつてゆずらなかつたこと(『松本丞治氏に聞く』憲法

調査会事務局による再版、一九五〇年、五二頁）は、本稿で後述の天皇の退位の箇所と関連する。もうひとつ、ちなみに、当の松本は、後年、ほぼ一三、四年後のインタビューで、当時の自分の立場を回顧しつつ、「しかし必ずしも多くの言うことは正しくはなかったかもしれないけれども」（前掲文書五二頁）と述懐しているのは、——この発言をどう理解したらいいのかという問題とともに——興味深いものを感じる。

(17) スクープされた試案は、調査委員会が初期段階で宮沢俊義委員がとりまとめた甲案・乙案のうちの甲案にほとんど一致するもの（佐藤・前掲書第二巻、六五五頁）。スクープされた改正試案の天皇関係の冒頭四カ条を紹介しておこう。「第一章 天皇／第一条 日本国は君主国とす／第二条 天皇は君主にして此の憲法の条規に依り統治権を行ふ／第三条 皇位は皇室典範の定むる所に依り万世一系の皇男子孫之を継承す／第四条 天皇は其の行為に付責に任ずることなし」

(18) いずれも、英訳文だけ、と推測されている。佐藤・前掲書、第二巻六八六頁

(19) 佐藤・前掲書第二巻、六九九―七〇三頁。

(20) 高柳賢三ほか編著『日本国憲法制定の過程Ⅰ』有斐閣、一九七二年、一四三―一五二頁〔No.11 B₂〕「民生局長のためのメモ〔天皇の章等についての小委員会案〕」

(21) 高柳ほか前掲書、二六七―三〇三頁〔No.14〕「憲法改正〔案〕〔マッカーサー草案〕」。

(22) 日本政府がこれを承けて作成させた外務省訳（佐藤・前掲書第三巻、三三―四三頁、〔付録二〕（いわゆるマッカーサー草案の外務省訳）は、いろいろな意味で興味をそそる素材である。

(23) 二月二二日は、その前日のマッカーサーと幣原首相の会談といい、当日の閣議といい、閣議後おこなわれたホイットニー・V・松本の会談といい、憲法改正に向けてのオリエンテーションにとって、決定的に重要な意味をもつ日であった（この日に焦点を合わせた入江の口述、入江・前掲書六五―六八頁〔追補〕、同書二〇―二〇三頁、これらの背景につき、佐藤・前掲書第三巻、六一―六五頁など参照）。

(24) ホイットニー・V・松本の会談の様子は、当事者のひとり、松本の口述があるほか（『松本蒸治氏に聞く』前掲書二九―三二頁）、GS側のメモがある（高柳賢三ほか編著・前掲書Ⅰ、三八〇―四〇一頁〔No.23〕「一九四六年二月二日のホイットニー將軍と松本博士の会談の記録」）。本稿の主題、皇室典範にかかわっては、このメモのうち「新しい皇室典範」という小見出しのついている箇所（三九四―三九五頁）が重要である。

松本は、旧皇室典範のコンセプトを踏まえ、新しい皇室典範なるものもまた、皇室自律主義のおもむくところ当然に特別立法手続にもとづいて成立すべき最高憲法規範であるという前提に立っていた。したがって、いわゆる松本案は、その第三条で、明治憲法第二条の「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス」を——「万世一系」という事大主義的な形容句を除いて——ほぼそのまま踏襲しているのである。かれにあつては、「皇室典範なるもの」への囚われは、確信的であつた。それだけに、この日の会議でホイットニーによってこの「囚われ」からの撤退をまともに指令されたのは、他のいかなる事項以上にショックであつただろう。

「皇室典範なるものへの囚われ」に注目する私の観点から、ひとつ備忘録ふう¹⁾に注記しておきたい。毎日新聞スクープがあつた直後、二月三日あるいは四日、貴族院議員市来光彦は幣原首相に書簡を送り、そのなかで松本案のうち天皇関係規定に対するコメントをおこなっている。市来は、「憲法改正ノ趣旨ハ単ナル君主制ヲ改メテ之ヲ民主主義君主制ト為スニ在リ」という建前に立って、「虚信坦懐ニシテ固執スル所ナク旗幟ヲ精明ニシテ正々堂々ノ論議ヲ以テスベシ牽強附会ニ類スルガ如キ言説」はすべきではないと説く。そのかれも結局は第一条で「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ニ君臨ス」と定め、第二条で「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス」とする文言を採っている。へなんのことはない、明治憲法そっくりではないか²⁾という印象を与えるのである。ところが、この第二条に第二項を追加して「皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議決ヲ要ス」という項を新設し、この法領域における皇室自律主義にある種の風穴を空けるべき事を提唱している。すなわち、わずかにこのかぎりでは、松本丞治らと違って、そしてホイットニーらGSからの圧力とは無関係に、「皇室典範なるものへの囚われ」からの解放がないわけにはゆくまいと考える層が存在していたことがうかがえる(書簡全文は、幣原平和文庫に保管されているらしい。私のは、佐藤達夫文書・憲法改正21、リール3からのものである)。

(25) ひとしく、日本語では「皇室典範」と言い表わされることばが、GSと松本らとでは相当に——いや、まったく、といつていいほどに——ちがっていたことが持つ意味は、そんなに小さくない、と思う。そう考えるので、私は本稿では、後述するように、このずれが包蔵する意味にこだわらずにつづけるであろう。佐藤・前掲書第三巻、六九頁。

(26) この段階での松本丞治、およびマッカーサー草案を日本国憲法草案へと繰り上げる過程でわが法制官僚たちは——後述するように——GSに対する最後の抵抗として、皇室典範において天皇の発議権をなんとかしても残しておきたいと頑張つたのである。かれらがこうした構えをとつたのは、この点における天皇発議権は、皇室関係事項に支配してきた皇室自律主義の象徴であり、エッセ

- ンスである、とする前提思考があったからである。けれども、かれらにその路線を採らせたもうひとつの要因がある。それは、その当時の天皇裕仁その人の構えの反映でもあった、ということである。三月五日、マッカーサー草案の翻訳が一応すべて完了したので、勅許を得べく皇居に向いた幣原首相に対し、天皇は「今となっては致方あるまい」（進藤栄一ほか編『芦田均日記』岩波書店、一九八六年、第一卷八九頁）と述べたというのは、有名である。裕仁のこのことばには、いろいろな意味が込められているであろう。それはともかく、そのとき天皇は、二つの留保をつけたのであって、その一つが、現にわれわれが当面している論点にかかわるものなのであった。それは、皇室典範改正の発議権を天皇の手中に留め置けないだろうか、という願望の表明である。天皇は、こういった形で最後まで皇室自律主義にこだわったのである（『芦田日記』第一卷八八頁）。法制官僚らは、この天皇のこだわりに自らもまたこだわらざるを得なかったはずである（伝えられる天皇のもうひとつの願望は、「華族その他の貴族の制度（の廃止）」にもかかわらず、「堂上華族」（昇殿を許された五位以上の華族）の制度を残せないかということであった。『芦田日記』第一卷九〇頁。なおこの項につき、渡辺治『戦後政治史の中の天皇制』青木書店、一九九〇年、一二四―一二六頁参照）。（ちなみに、近世に淵源をもつ旧堂上華族は明治以降、国法上特別に保護される特権階級であって、天皇家と結合する国家的制度であったのである）。
- (27) 佐藤達夫・前掲書第三卷、九三―一〇四頁。
- (28) 佐藤・前掲書第三卷、一〇七頁。
- (29) 同一〇八頁。
- (30) マッカーサー草案では、問題のこのフレーズは、アメリカ合衆国憲法の用語法 (See, the Constitution of the U.S. Art. 2, Sec. 2, cl. 2) にならって“advice and consent”とあった。当初の日本外務省訳（佐藤・前掲書第三卷、三三―四三頁〔付録二〕）では、これは、「（内閣ノ）補弼及協賛」（傍点―引用者）となっていた。ところが、GSとの折衝のさい組上にのぼる日本案（三月二日案）にあっては、この部分が単に「（内閣ノ）補弼」という、本来の明治憲法上の文言のみが踏襲され、“consent”に該当する語は、すっぽりとおちているのである。GSが、明治法制官僚らにより独特な仕方で彫琢され、そしてその後の憲法学説上独自のニュアンスを持つにいたった「補弼」コンセプトを、十分に把握し得ていたとは思えない（この点では、「明治憲法的なるもの」からすっきり縁遠くなった現代日本人の言語感覚からしても同じようなものだと思う）。このように、日米間の言語環境の違いにもかかわらず、日本案（三月二日案）（佐藤・前掲書第三卷、九三―一〇四頁〔付録二〕）には、“consent”に対応する語がおちていることはGSの面々にとって、一目瞭然であった。

- (31) 佐藤・前掲書第三巻、一〇八頁。
- (32) 引用した第一条の傍点を付した部分は、草案オリジナルは“the sovereign will of the People”である。本文に「ひとまず落ち着いた」と記したが、その後、憲法議会の審議中、この点の論戦はぶりかえされ、GSは、最終的に「主権の存する日本国民の総意」とする文言を貫徹するのに成功することになる。
- (33) 佐藤・前掲書第三巻、一一一頁。
- (34) 佐藤・同三三六―三四七頁〔付録6〕。
- (35) 入江俊郎「憲法草案余録」『法曹』五六号七頁以下（一九五五）。佐藤・同二七八―二七九注（5）、高見勝利「宮沢俊義の憲法学史的研究」（有斐閣、二〇〇〇年）第十章など参照。なお、『松本丞治氏に聞く』（前掲注〔16〕四三頁）によれば、口語化に踏み切ったのは、テキストから翻訳臭を除去する一方法と考えられたからであるという。
- (36) 佐藤・同二七五頁。
- (37) ちなみに、最近、ある意図をもって試みられた池澤夏樹の「新訳（憲法なんて知らないよー）というキミのための『日本国憲法』（集英社、二〇〇三年）は、「皇室典範」に関する第二条につき、「天皇の座は天皇家の中で受け渡される。具体的な手順は、国会が作る天皇家についての法律で決める。」（傍点―引用者）とする訳になっている。この訳文が法律家的に見て満足すべきかどうかいまは問わない。ここでは、山本訳も池澤訳も、いずれも「皇室典範」という術語になんの考慮も払っていないのを確認すれば、本稿の目的上十分である。なお、もうひとつちなみに、「皇室典範」という術語の使用例を、憲法改正後の憲法制定に関する諸私案に即してトレースしてみると、いくつか面白いことを発見する。たとえば、中曽根康弘「自主憲法のための改正要綱試案」（一九五五年九月）は、皇位継承につき「皇位は世襲であって、皇室法の定めるところにより、これを継承する。」とあって、「皇室典範」の使用を避けている。これに対し、おなじ中曽根の「高度民主主義民定憲法草案」（一九六一年一月一日）にあっては「第三条 皇位は、皇統にある者が、皇室典範の定めるところにより継承する。」として、以前は避けた用語が採用されているのに気がつく。異色なのは、小林節「日本国憲法改正私案」（一九九二年三月）の「ばあいである。この憲法学者は「第二条 皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、「性別にかかわらず」これを継承する。」として、明治伝統的な用語を固持してゆずるところがない（括弧書きで女帝容認をしているのが、現代風と言えは言えるが、なぜ、憲法典上にこれをわざわざ挿入しているのか、その意図するものはなにか、不明である。この点は、法律事項であり得るからである）。

(38) 枢密院の審議については、諸橋襄「枢密院に於ける日本国憲法審議」『自治研究』三一巻五号三八頁以下、三一巻六号二二頁以下、三一巻七号五三頁以下、三一巻八号六五頁以下（一九五五年）、村山一郎編著『帝國憲法改正審議事録』国書刊行会（一九八六年）、入江・前掲書第四章（三二〇頁以下）および佐藤・前掲書第三巻第四章第二節（三七四頁以下）など参照。

(39) 支配体制は敗戦以来一貫して「国体は不変」という建前を自他ともに言い聞かせてきていた。そうだからGSが前文ならびに第一条に主権在民・国民主権を謳うことを強くもとめたのに対し、支配層を代弁する松本丞治は必死になってこれに抵抗しつつあった。枢密院審議の段階（憲法改正案の議会提出まえ）には、なおまだ松本らの抵抗が続行中であって、主権在民・国民主権は憲法テキストには明示されていない。それにもかかわらず、日本支配層は、もはや天皇主権を無創で貫徹することは、新憲法上不可能であると感じはじめ、むしろ逆に、なんらかの形で主権在民・国民主権の概念を受容しないわけにゆかないと感ずるようになっていた。そうすると、「国体不変」のスローガンに動揺が生じざるを得ない。この論点は、来るべき憲法議会において、それこそウンザリするほど討議することになるのは、周知のとおりである。

枢密院で林頼三郎など顧問官閣下らは、この問題に関する政府見解の統一化をすべく、ある種の八百長質問している。これに対し、幣原首相と松本國務相とのふたりは、ニュアンスを異にしながらも、次の二点で似た応答をおこなっている。〈第一、学理上（あるいは法律的な構成として）は、国民主権・主権在民を採ることになったかどうかは、一義的に語ることはできない。この点の究明は将来の学説にまかせてよい。第二、しかしながら、常識的にいって日本国は「君民一致」であり、「主権は天皇を中心とする国民の全体に在る」……という線である。要するに、この論法で「国体不変」を保守しよう、保守できる、と考えた。これに対し、枢密顧問官らのなかには異論があった。その顕著な例を野村吉三郎に見ることがができる。かれは論ずる。「第一條に sovereign の語あり。その訳が曖昧なのは苦心の処ならんも、ポツダム宣言を受諾した以上は之に従ふ外なし。前文でも第一條でも主権は people にありといふことをはっきりしたらどうか。それでなければ此の憲法はよめぬ。頭をきりかへて無血革命であることはつきりせぬといかぬ。」（佐藤達夫文書・憲法改正二二三「憲法改正草案枢密院審査委員会審査記録」（未定稿）（昭和二一・五・三）二七頁）と。のち本文で明らかなるように、また実際上よく知られているように、「国体護持」にこだわって旧天皇制存続のための最大限可能性に腐心する松本丞治流の体制派は、徐々に後退し、憲法議会の段階ではついに、「国民主権」「主権在民」のコンセプトを受容する線までゆきつくことになるのであった。その意味では、先に言及した野村顧問官の言説が徐々に支配浸透することになるのである。

- (40) 佐藤達夫文書・憲法改正二一三前掲注(39)(昭和二一・五・三)二九一三〇頁。本文で引用した美濃部の言説の背後には、かれ独自の「皇室典範」コンセプトがあるのであって、このことについては後日、場所を替えて、さらに考究したい。さし当たり、美濃部達吉「皇室典範及皇室令の性質―佐々木博士に答ふ」『国家学会雑誌』四三巻九号、一九二九年、三三一頁以下、参照(さらに、この美濃部のポジションを照射するためには、佐々木惣一「皇室典範及び皇室令」『法学論叢』二〇巻一号、一九二八年、一頁以下、井上密「皇室典範ノ性質」『京都法学雑誌』三巻二号、一九〇八年、一頁以下、一木喜徳郎「皇室典範ノ性質」『法学協会雑誌』二二巻九号、一九〇三年、一二四八頁以下、というように理論史を遡ることを余儀なくされる)。「皇室典範の本質」については、最近の研究、原田一明「明治四十年皇室典範『増補』考」『国学院法学』四〇巻四号、二〇〇三年、一八九頁以下が参考になる。
- (41) 第九十回帝国議会衆議院「帝国憲法改正案委員会小委員会速記録」七三頁。
- (42) 例えば、鈴木義男の発言、「サウ云フコトニナツテ居レバ、此處デ幾ラ議論シテモ始マラナイ、議論ハ幾ラデモ出来ルガ、省略シマスカ」、それ似た発言があつて(前掲速記録同頁)皇室典範論は無きに等しい。
- (43) かくして小委員会は、次の文言を含む附帯決議を提案するにいたっている(そして、それは衆議院本会議でもそのとおり可決している)。
- 「一、憲法改正案は憲法附属の諸法典と相俟つて、始めてその運用の完全を期待し得るものである。然るに皇室典範、参議院法、内閣法その他多数の各種法令は、未だその輪廓さへ明らかでないために、憲法の審議に當つても徹底を期し得なかつたことは、深く遺憾とするところである。政府は速かに是等諸法典を起草し、国民の輿論に問ふ準備をなすべきである。」
- 本文で述べたように、憲法議会における皇室典範論議には――一、二の事例を挙げることに留めて――詳しい言及はしない。この主題に対しては、要領のよい叙述での確な概観を与えている高見勝利「第九〇回帝国議会における皇室典範に関する論議」信山社版『皇室典範』第一部第一章第四節(九一―三頁)を参照されたい。
- (44) そのさい同時に、前文第一文の「国民の総意が至高なものであること」が「主権が国民に存すること」にあらためられたのは、周知のとおりである。この点についての、言葉遣い(フレイゾロジー)の問題を含め、当時の事情を説明しているものとして、トーマス・A・ピッソン(中村政則、三浦陽一共訳)「ピッソン日本占領回想記」三省堂、一九八三年、二四五頁以下が参考になる。
- (45) 「国民主権」の原則を憲法で打ち出す、打ち出さないという争点は、七月二三日、こんどは松本丞治に代わつて憲法担当大臣となつて議会と対応することになった金森徳次郎とケイティスのあいだで一悶着生ずることになった。金森は、断固として日本式の言葉

遣いに固執し、挙げ句の果て「その点を要求されるなら自分がまず職を辞すほかない。」とまで言って頑張った。もつともこの日の会談は決裂したのではなくて、金森が再検討をおこなうむね示唆して終った（入江・前掲書二六五―二六七頁）。さて、衆議院の憲法改正委員会小委員会（いわゆる芦田小委員会）が第一回の会合を開いたのは七月二五日のことであった。この七月二五日の会合で、前文中の文言の修正箇所が討論されたのであるが、そのさい、第一文の、「ここに国民の総意が、至高なものであることを宣言し」の文言を改めて、「ここに主権が国民に存することを宣言し」にする案が、自由党、進歩党、社会党など超党派の同意に達しているむね、江藤夏雄、北吟吉各委員が発言しているのがわかる（小委員会速記録第一四六頁）。芦田小委員会は、非公開であったのに、このこと、つまり「国民主権」・「主権在民」を明言・修正する模様であるということが、翌日の七月二六日各新聞で報道された。この日の小委員会で冒頭、社会党代表の鈴木義男が、だれが秘密会を外部にリークしたのか、と抗議し、芦田委員長はじめ各党代表面々がこれに言い訳をする場面が繰り返されている。「国民主権」へのスウィッチがおこなわれた背後で、いかなる勢力がどんなプレッシャーをかけたのかという事情は、速記録上からはうかがえない（肝心の部分で再三、委員長の「速記ヲ止メテ」の指令がはいるからである）。いずれにせよ、修正のうごきが、二月二三日から二五日までのあいだに、新設された憲法議会衆議院の芦田小委員会を機軸にして展開したことは、まず間違ない。私は歴史家ではないので、この事実、すなわち芦田小委員会を機軸として「国民主権」へのスウィッチがおこなわれたという事実が、歴史家のあいだではすでに公知のことなのかどうかをつまびらかにしない。私は、たまたま、一九九五年に解禁されたこの小委員会会議録から、この事実を引き出してみた。

修正がおこなわれる模様を伝える七月二六日づけ新聞報道に接して、GSのケイデイスがその日、親しい日本の係官に電話してきて、「自分は先日の会談の際希望したところが議会でも取上げられて修正の方向に向かっていることを新聞紙上で知って死ぬほど嬉しかった。」（傍点―引用者）と伝えたという（入江・前掲書二六八頁）。よく知られたこのエピソードは、逆にいえば、それほど日本体制側の抵抗が頑強であったかを、物語るものでもある。

- (46) 原案第八四条は「世襲財産以外の皇室の財産は、すべて国に属する。皇室財産から生ずる収益は、すべて国家の収入とし、法律の定める皇室の経費は、予算に計上して国会の同意を得なければならぬ。」とあった。これと、現行第八八条（すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならぬ。）とを対比せよ。
- (47) この出来事については、例えば、入江・前掲書四〇九―四一四頁。佐藤・前掲書第四卷、八五三―八五六頁。
- (48) 樋貝詮三は、辞職するまえ、衆議院での議長不信任案にさらされたのであった。しかし、多数議員は不信任案を否決する側にま

わった。多くの選良は、議長の議院の議決無視よりは、むしろかれの皇室への誠忠に賛同したからである。かれの辞職は、良かれ悪しかれ、議会外プレッシャーによる結果である。楯貝を辞職に追い込んだ力のひとつが、GHQからのものであったかどうかを、目下の私は確認することができていない。

(49) 山崎岩男の質疑。衆議院帝国憲法改正案委員会議録(速記)第六回、憲法調査会事務局『帝国憲法改正審議録(三)―国体及天皇編(上)―』二八九頁。似たような質問は、ほかの議員によってなされてもいる。

(50) 前掲書二八九―二九〇頁、三二三頁など。

(51) 後述第二章(名は体を表わす)ではないか?参照。

(52) 第九〇議会在憲法改正草案を審議中である頃、これと並行して政府内に設けられた臨時法制調査会は、新憲法成立を前提として皇室典範の要綱作りに当たっていた。本稿第二章で記述するように、調査会委員のひとり宮沢俊義は――私の知るかぎり、ただひとり――「新憲法においては『皇室典範』の性質が根本的に変わるものであるから、その名称をそのまま維持することは適当であるまい。『皇室法』がよくないか」という意見を表明していた。なに分にもしかし、調査会は憲法審議会でもなんでもない、政府の諮問に過ぎないから、かりにこの宮沢意見が調査会の多数委員の支持するところであったとしても、憲法改正案第二条(および第五条)の字句修正をもたらすに足るなんの力もなかったのである。それをなし得たのは、ただひとつ第九〇議会在憲法審議会であった。ちなみに、宮沢はのち(四六年六月八日)勅選議員として貴族院(第九〇・九一議会在)に席をつらね憲法改正特別委員会(第九〇議会在)および皇室典範案特別委員会(第九一議会在)のメンバーとして、それぞれの案件の審議に加わることになる。ということからは、貴族院議員としての宮沢は憲法議会のレベルでも皇室典範立法レベルにおいても、修正する動議を出そうとすれば、できなはなかつたのである。が、かれは、そうはしなかつた。なぜだろうか。ひとつにはたぶん、かれは本意ながらも、名称踏襲を固執した臨調の審議にあずかつたというある種の参加責任のゆえであろうと説明できる。もうひとつ、あるいはかれは、この点ですでに、暖簾に腕押ししの体験の積み重ねの結果、伝統的天皇制に執着する社会支配層との闘いに熱意を失ってしまっており、まあまああの線で妥協する道を選んだと説明できるかもしれない。

(53) たとえば、『ハーバード・ノーマン全集』第二巻増補、岩波書店、一九八九年、四四一頁。

第二章 臨時法制調査会における新皇室典範要綱づくりと法制局「想定問答」(総論部分)

新皇室典範のかたち——「皇室典範なるもの」への執着

第九〇回帝国議会での一部修正のち承認を得た憲法改正案は、枢密院の再審査を経たのち、一九四六年一月三日公布されるはこびとなった。これより先、七月三日、日本政府は憲法改正を見込んで、新憲法施行にともなう各種法体系の再編整備を準備するための調査審議機関、臨時法制調査会、を設置していた⁽¹⁾。われわれの考察対象である皇室関係法法案の要綱づくりを担当することになるのは、その第一部会であって、それは部会長・金森徳次郎國務大臣以下、官界・学会の錚錚たる有力識者から構成されていた。

「女帝否認」・「庶出ノ皇族」・「天皇退位」という本稿の直接主題がこの臨時法制調査会(以下、「臨調」と略記する)でどのように取り扱われたかという、各論的な考察に入るまえに、本章前半で従事してきた「皇室典範なるもの」に関わって、皇室関係法という規範体系の理解の仕方そのもの、すなわち総論的な性格の問題領域にいましばらく立ち止まっておきたい。以下手始めに、その点の臨調論議のあらましを紹介する。

臨調調査の出発点は、憲法改正案第二条「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」(現行憲法第二条と同じ)である(なお、これと付随して、第五条で予定している摂政制にも関わる)。この規定にもとづいて、新しい皇室法(皇位継承・摂政関係法)の要綱を構想するのが臨調第一部会の管掌することがらであった。いま、「新しい皇室法」(皇位継承・摂政関係法)と記したが、憲法改正案第二条のテキストに即していえば、これが「新しい皇室典範」と記すべきことになる。

さて、この「新しい皇室典範」は、当時現行の明治皇室典範とどんな関係に立つのか。前者は後者の改正であるのか、それとも、前者は後者と無関係・別箇の新法であるのか。もし旧典範の改正であるとすれば、新典範成立のためには、旧典範にもとづく改正手続を踏まねばならぬ。もし文字どおりの新法であるとする、旧典範のお葬式をだれがどのようにすべきなのか。臨調が初発に当面したのは、この種の問題であった。

一方の側には、次のような見解があった。〈憲法(改正案)第二条がわざわざ「国会の議決した皇室典範」としているのは、「普通の法律ではなく獨特の性格を有する法典を作る意味ではあるまいか」と理解される。そして、この理解のもと、この法律は国会の三分の二の特別多数決によらなければ修正し得ない準憲法的な規範でなければならぬ。さらにまた、憲法第二条の表現方式は、「天皇の一身に関する事項」という規律対象の特殊性を反映したものにほかならないのだから、「天皇発議により国会の議を経て決する獨特な法典」であらねばならないという考えが成り立つ」といった趣旨のものである。⁽²⁾

概していえば、この立場は、GSと対立しながら「皇室典範なるもの」の存続を懸命に図ろうとした松本烝治の政治論を、こんどは憲法解釈論にもとづいた皇室関係立法論のレベルで引き継いだものであった。イデオロギー的には、「皇室典範なるもの」に深くコミットするところのある美濃部達吉枢密顧問官の立場と通底しているものがある。

宮沢俊義——「皇室典範なるもの」からの脱却をもとめる

他方、この立場の対極にあるのは、宮沢(俊義)委員の立場であった。宮沢は、まず「新憲法においては『皇室典範』の性質が根本的に變るのであるから、その名称をそのまま、維持することは適當であるまい。『皇室法』がよくないか」と論ずる。そのうえで「第二條の『国会の議決した皇室典範の定めるところにより』を、『法律の定めるところに

より』(又は『皇室法の定めるところにより』)と改めるを可としよう。又第五條の『皇室典範』も『法律』と改めるを可としよう。」と主張している。宮沢の考えは、端的に「皇室典範なるもの」からの決別を図って、形式(名称)のうえでも実質においても、新しい憲法に適合的な立案をすべきであるという、その意味できわめてすっきりした立場である⁽⁴⁾。

逃げを張る臨調

この両レベルの立場の相違が当然、皇室典範の中身や個別具体的な争点の決着のつけかたにも深くかかわる性質のものであった。それでは一体、この基本問題に対して臨調としてはどんな判断に達したのであるうか。この点の結末を先に言ってしまうえば、「皇室典範」という呼称存続を暗黙裡に踏襲した以外には臨調は、どんな一義的な判断をも自ら示すことなく、判断留保のまま、政府に下駄を預けるといふ未決定の決定をしたのであった。

一九四六年一〇月二二日の臨調第三回総会は、臨調にもとめられている皇室法立案作業を最終的に総括する重要な会議であった。席上、皇室典範案要綱の作成を担当した第一部会部会長代理・関谷貞三郎は、いま私たちが扱っている基本論点に決着をつけないまま、「今後ノ具体的立法ノ際ニ、政府ノ方デ充分御研究ヲ願ヒ度イ」と述べたのであった。このことの経緯は次のように示される。

「……皇室典範ハ改正憲法ノ下ニ於キマシテハ其ノ形式ハ普通ノ法律ノ形ヲトルコトニナルノデアリマスガ、其ノ内容ハ皇位継承、摂政ト云フヤウナ憲法的ナ事項ヲ規定スル國家ノ基本ニ關スルモノデアルカラ、其ノ規定ニ出來ルダケ安定性ヲ持タスコトガ必要デアル。ソレガ為ニハ将来ノ改正ニ關スル特別ノ立法手續——例ヘバ三分ノ二以上ノ多数決ニヨラネバナラヌト云フ如キ——ヲ、典範自體ノ中ニ規定スル必要ガアルノデハナイカ、ト云フ

説ガ有力ニ主張セラレマシタ。至極御尤モノ考ヘト思フノデアリマスガ、又他面改正憲法ノ條規ニ照シテ右ノ様ナ特別ノ立法手續ヲ憲法ニ依ラズ法律ヲ規定スルコトガ果シテ可能デアルカドウカ、違憲ノ法律ト云フコトニナル虞ハナイカトノ疑ガ多分ニアルノデアリマス。ソコテ要綱案トシテハ直ニ之ヲ採用スルニ至リマセンデシタガ、今後ノ具體的立法ノ際ニ、政府ノ方デ充分御研究ヲ願ヒ度イコトヲ希望スル次第デアリマス。⁽⁵⁾

右引用部分における関谷第一部長代理の総括報告は、当該案件が「憲法的ナ事項ヲ規定スル國家ノ基本ニ關スルモノデアルカラ」、改正には特別多数決が必要であるという見解に一定の敬意を表するものであった。そのかぎりでは、非常に微妙な、ソフィステイケートされた形を採つての、「皇室典範なるもの」へのこだわりがあると言えよう。そしてそうだから、臨調自体としては、それへの敬讓を払いながらも、しかもそのみちを選択することにとまなう政治責任を回避して、その決断を政府に任せたのであろうと推測される。ことがらが、「皇室典範なるもの」の生存をめぐる松本烝治・V・ホイットニーにおける攻防にまで淵源するところの、高度に政治的な性格のものであることを、当然ながら臨調は、十分に弁えていた。臨調としては、自ら火中の栗を拾うのは得策ではなく、政治問題はそれに相應しく政府が政治的に解決すべきだ、と考えたとしても不思議ではない。このばあい、従来のいきさつに照らし、政府によるGSとの政治的な再折衝という系路も、脳中にあつたかもしれない。

臨調の決定したもの

それでは臨調は、この基本争点について何の決定もしなかつたかというのと、そうではない。まずなによりも、皇室典範には特別改正手続が必要だとする立場を斥けるのではなくて、この立場を「至極御尤モノ考ヘ」だと評価したう

えて、これを採用することに判断留保しているというのが、臨調の構えであった。臨調は、判断留保するという決定をしているのである。それだけではない。関谷第一部長代理の総括報告には表面上語られていない部分において、ある種の決定をしているのも見逃してはならない。どうということかということ、先に紹介した宮沢説を——明言することなく——次の点において斥けるという決定をしているということ、そのことである。すなわち、宮沢は「皇室典範」という名称は採るべきでないという説を立て、その代わりに第二条で「皇室法」という、特殊歴史伝統的な背景を持たない一般制度的性格の名称を採るべきであり、これに倣って第五条でも単に「法律」という形式のみを指す名称を用いるべきだと主張していたのに対して、総括報告ではこの説に一言一句の挨拶もなく、特殊歴史伝統的なインプリケーションをたっぷりとふくむ「皇室典範」をまるで当然のことのごとく、踏襲し決定しているのである。

法制局「想定問答」——その中身の批判的検討

臨時法制調査会は、一九四六年一〇月下旬、皇室典範改正法案要綱(傍点—引用者)⁶⁾、皇室経済法案要綱、内閣法案要綱、など一九の法案要綱を取りまとめ、これを政府に答申した。政府は、一月三日における日本国憲法の公布を横目で眺めながら、来るべき第九一帝国議会に提出するための皇室典範案作りに専念することになるのであった。

この段階、すなわち議会審議をにらんでの立法作業が——法制局・宮内省を中心として——政府レベルでおこなわれる段階になると、この法の基本的性格についての政府のポジションは、かなり明快で一義的になっていた。このことは、法制局がやがて開かれる第九一回帝国議会のための答弁モデルとして作成した「想定問答」のなかの次の言明が示すとおりである。⁽⁷⁾

①「皇室典範の性質如何。法律であるか。従来の典範との差如何」という想定上の問いを立て、自らそれに応えて

いわく。

「改正憲法第二條に『国会の議決した皇室典範』と規定してお「を」り、しかもそれ以外に皇室典範の制定手続きにつき何ら特別の規定がないから新典範には法律以外の立法形式は考へられていない。又改正憲法第七條第一號(国事行為列挙規定)引用者。以下の括弧もおなじ)、第七十三條第一號(内閣の一般行政事務列挙規定)、第八十一條(最高裁法令審査制)、第九十八條第一項(最高法規規定)等の各條項において、諸種の法の形式を羅列するに當つて、法律の外に皇室典範を特掲することのないことも、皇室典範が法律に外ならぬことの證左である。従來の典範は憲法と並立した根本法であつたが、新典範は改正憲法に基く一箇の法律である。⁽⁸⁾」

見てのとおり、この点の法制局の構えは、憲法における関連条文のあれやこれやを挙げ、憲法のどこにも、皇室典範は特別立法であるべきことを示唆する条文はない。だからこれは、国会の議決する「一箇の法律」以外ではあり得ないのだと、テキストの文言による形式論に終始した説明になつていて、興味深い。

實際のところ憲法には、その第二條で「国会の議決した皇室典範」とあるのを除いて、ほかのどこにもこれに類する言葉遣(phraseology)は無い(摂政に関する第五條には、第二條を承けて、単に「皇室典範」という語<a word>は出て来るが、いまはここでは、これを無視してよろしい)。ここにだけにある言い回しである。そして政府・法制局は、だからこの言葉遣いからみて、「皇室典範」は単に「法律」を意味する以外のなものでもない、と宣べるのである。

「名は体を表わす」のではないか？

けれども、ここから疑問が出てくる。△「皇室典範」が「法律」以外のなものでもないのだとしたら、なぜ一体、憲法第二条は直截に「国会の議決する法律」と定めなかったのか、という、ごく素朴な疑問が、それである。

② さすが法制局は立派である。来るべき議会においてこの種の疑問が出てくることを予期して、「想定問答」にちゃんと答を準備している。ふたつの答が用意されていた。

④ はじめの答は、「この名称（「皇室典範」という名称—引用者）は、改正憲法において既に定まっているのであって、本案は改正憲法が採用したところに従ったものである。」⁽⁹⁾というのである。ここでもまた、憲法テキストの文言によって説明し尽くすという独特な形式論理がとられている。たしかに、かれらが前提とする憲法第二条には「国会の議決した『皇室典範』」という言葉遣いになっている。この名称が特掲され先取りされている。法制官僚はへそうだから、下位法の立法レベルでは特掲した名称を踏襲しただけのことである、と論じているのである。だが、この形式論はことの背後にある実体的な経緯を塗抹した、その意味でかなり三百代言的な言説だと思う。このことの詳しい究明は、のちに譲るが、予め略述しておけばこうである。ことの根因は——憲法改正作業の実態に即して言うことになる——そもそも憲法第二条において「皇室典範」という語が採用されたこと、そのこと自体のうちにある。これに該当する箇所は、GHQ・GSの原案は——いわゆる第二試案⁽¹⁰⁾にあっても、また、いわゆるマッカーサー草案⁽¹¹⁾にあっても——“such Imperial House Law as the Diet may enact” (emphasis supplied by the present writer) とある。ここでいう“Imperial House Law”は、どこからみても「皇室典範」という、歴史的・現実に存在する特別名辞を以て訳されるべき必要性も妥当性もなかったものであって、日本側が、なにか明確な意図によってか、あるいは天皇制イデオロギーが一杯詰まっている慣行（コンヴェンション）にしたがってか、いずれにせよ、そのかぎりで主体的な

価値判断において選び取った翻訳なのである。法制局が、かく選び取った「皇室典範」を単に自然に既存の名称であるがごとく形式論理化し、そのことによって自らを正当化している。あえていえば、そこに「想定問答」の政治性をうかがうことができる。

政府・法制局はこのように、「皇室典範」という名称の採用は、憲法テキストから論理必然的あるいは言語必然的に為されたごとく論じているが、政府・法制局は、この選択から生ずる混乱に十分に気づいていないように思う。もし、「国会の議決した皇室典範」ではなくて、「国会の議決した皇室法」という言葉遣いが採用されていたと仮定すれば、たとえば、右①で法制局自らが立てた問題、つまり「皇室典範の性質如何。法律であるか」式の問題を立てる必要はまったくなかったはずであるし、「皇室典範」はふつうの法律であると答えるにあたって憲法の外の条項のあれやこれやを挙示してそのことを証明しなければならぬという回りくどい論法を採る必要もなかったのである。なぜかといえば、第二条がもし「国会の議決した法律」（もしくは、せいぜい「皇室法」）という、明治憲体系から解放された、その意味で素直な・中立的な言葉遣いを、かれらが選んでいたとすれば、その言葉遣いからみて、そこでのいわゆる「法律」（あるいは「皇室法」でさえも）は、法律以外のものでもあり得ないのである。そしてまた、そのことを証明するのに憲法中の他の関連条項のあれやこれやをまことしやかに持って来る必要もなかったはずなのである。想定問答①が抱え持つ、ある種の混乱は、政府自らが「皇室典範」という語に固執した結果もたらされたものと言えるだろう。そうでありながら、かれらはこの語に固執した事実、意識してあえてこの語の存置をはかった事実を棚に上げて、それが憲法論理上自然であり必然であるがごとく論法を持って来ている。②③は、自らの選択責任を回避した不誠実な言説である、とさえ思える。

④ 「皇室典範」という名称の固執を、④のように説明したものの、法制局は、この種の形式論だけでは十分ではな

いとみたのであろう。「想定問答」では②に加えてさらに、この問いにもうひとつ別の答を用意している。このほうは、実質的な理屈といえるようなものが、うかがえ無いことはない。いわく、

「新典範としても、従来の典範に規定されている事項中、最も重要な皇位継承及び摂政に関する事項を規定しているのであるから、法典の名称に於いても従来のものを踏襲することを適当と考へている。」⁽¹²⁾

けれども、この答えは当面の憲法改正作業が、明治憲法体系中の中軸を占める天皇制改革に向けられていることに十分な配慮を払っていない。もし、応分の注意を払っていたら、改革すべき天皇制の骨格部分にあたる、あの「皇室典範」——明治憲法典とともに、憲法的規範として国法秩序の最高位にあったもの——の形式(なかならず立法形式)・実質が批判的に検討されなければならなかったし、そのためには、法令名称そのものを踏襲することにも、いちじるしく懐疑的であるべきはずであった。ことは、たとえば、新憲法第一〇条でいう「法律」を従来どおりの名称(「国籍法」)を踏襲するとか、第四七条でいう「法律」を衆議院関係につき「衆議院議員選挙法」という既存の名称(これは、のち一九五〇年の「公職選挙法」への吸収合併することになるが)をそのまま引き継ぐとかいうのと、根本的にちがっていた。「皇室典範」は、一般法律から超然と区別され聳立していたものなのであってその名称(語)は、かかるものとして——独特な実体、体を込めて——人びとのあいだに、畏怖の念を誘起させながら、通用していた、当のものである。〈名は体をなす〉⁽¹³⁾という言いかたがある。「皇室典範」という名称は、そういう実態と一体のものとして、敗戦まで機能していたのである。もし法制官僚らが法改革意識を以って取り組んでいたならば、——先述した宮沢俊義委員がそうしたように——「皇室典範」の名を避け、「法律」という一般名辞をこそ、意識して選ぶべきであったのである。

フレイジオロジーが持つ実体的な意味

ここでいま一度、改めて先ほど来から取り上げてきた「国会の議決した『皇室典範』」という言葉遣いがもつ、特定の意味合いに、少し考察の目を向けてみたい。

この“phraseology”は、そもそもの源を——すでに示唆したように——GSのいわゆる第二試案およびそれをある程度継承したいいわゆるマッカーサー草案に置く。この両文書の、現憲法第二条該当箇所において、

“Succession to the Imperial Throne shall be dynastic and in accordance with such Imperial House Law as the Diet may enact” (emphasis supplied by the present writer) というテキストの中に顔を出す。“such Imperial House Law as the Diet may enact”とあるのがそれである。英語の表現方法としては、“Imperial House”というふたつの語を用いることなしに、“such law as the Diet may enact”とあっても一向に差し支えないものであっただろうと思う。すなわち、ただ単に「国会の制定（あるいは「議決」）する（あるいは「した」）法律」と書いても、本質はちがわない文脈であったと思う。¹³ただ、文章作成者からみれば、どのみちここでは、当該法律の規律対象は、“Imperial House”であるに決まっているのだから、ただ“law”とするよりも、特定内容をこめた形で“Imperial House Law”とすることを良しとみただけのことだと思われる。別言すれば、文章作成者（GS側）は、“Imperial House Law”という三つのことばを採用することによって意図したところのものは、「皇室法」あるいは「皇室に関する法律」と訳し得るような語または言葉であった、ということである。かれらは、このことにおいて、一八九〇年に明治天皇が天皇家に固有な家憲として公布させた特別憲法規範であるところの、あの「皇室典範」なる特定名称を残存させようとは、露ほども意図しなかったはずである（高柳ほか前掲書三九五頁に現れる松本國務相とホイットニーなど民生局員らのやり取りから推して、そう考えるほかない）。

ところがいかんせん、GSが提示した憲法改正のためのメモにある“such Imperial House Law as the Diet may enact”のなかの“Imperial House Law”を日本法制官僚が、一般法的に「皇室法」あるいは「皇室に関する法律」と解しながらも、しかもなお、これに、現に有効に支配しておりかれらに馴染みのある法の名称たる「皇室典範」という語を以て充てた。そのこと自体は、非、常、に、不、自、然、で、は、な、か、つ、た、と、言、え、る、か、も、し、れ、な、い。⁽¹⁴⁾ 法制官僚が右の語の邦訳に「皇室典範」という語を当てたとき、同時に、明治伝統に固有な、一定のイデオロギー的な実態を備えた「皇室典範なるもの」をも滑り込ませることを陰謀したかどうか、それをいまは問わない。けれども、翻訳当事者が直接に意図するところが奈辺にあれ、ひとたび「皇室典範」という訳語が採択されるやいなや、この語は、日本支配層のあいだに独り歩きをはじめるといふ効果をともなう。独り歩きのなかで、単に一般法的、普通法的な性格しかもたない「皇室法」の意味することをはるかに超えて、歴史的存在でありつづけたかの、「皇室典範的なもの」をコノート（内包的に意味するもの）として通用するようになった、と思われる。このことはきつと、特定の誰か個人あるいはグループが陰謀して企んだというものではないかもしれない。わが国に独、特、な、天、皇、制、文、化、を、所、与、の、前、提、と、し、て、そのなかで営まれた立法作業が、「皇室典範」という特殊用語の持つ魔法的な効力に幸いして——あるいは災して——もたらした特産物であったのであろう。

いずれにせよ、「皇室典範」という訳語採択の結果、日本支配層の一部は「皇室典範なるもの」が戦後も生き残り得ることへと期待をつないだ。その期待が臨時法制調査会の討議のなかに投影されているのである。

ここで疑問が生ずる。一体全体、この現象、つまり「皇室典範」という訳語がもたらしつつある一種の伝統的遺制居直り効果の発現を、GHQは、どの程度認知していただろうか、という問題である。私は、GHQはこれを察知し得なかつたと思う。ことからは語(a word)というものが外国語訳という形で表出されたばあいに随伴する特性に関

わる。日本法制官僚が他意なく中立的な立場から、「Imperial House Law」を意味するものとして「皇室典範」という語を用いたと仮定しよう。日本語としてかく表示された語は、日本語を歴史文化的に常用している日本人のあいだではある種独特の法文化的な意味合いを持つものとして理解される。さて、ところで、この語が——GHQ・GSとの折衝の場でのように——英語化して語られるばあいには、どういう語で表現されるか。「Imperial House Law」という、それ自体としてはなんら日本にのみ固有な「皇室典範なるもの」をコノートしない語がこんどは英語訳として用いられることになるのである。「皇室典範」なる日本語のなかにこめられている独特に微妙なニュアンスは、英語を母国語とするGSの面々に伝わらないのはある意味で当然である。このゆえに、先に言及した一九四六年二月二二日における松本烝治らとホイットニーら民生局長とのあいだの意見交換にあっては、「皇室典範」という語によって意味する中身に彼此双方のあいだで大きな違いがあることが、ついに顕在化しないまま終始したように思う。すなわち、憲法改正立案作業レベルでは、GSは、「Imperial House Law」が日本語において「皇室典範」と置き換えられることから派生する特殊言語文化的、そして法的な問題性に気づかなかつたであろう⁽¹⁵⁾。

この点では、先に言及した「国民主権」にかかわる松本・V・ホイットニー論争と、かなり様相を異にしている。この論争にあっては、「the sovereignty of the people's will」マッカーサー草案(前文)および「the sovereign will of the people」(同第一条)を、それぞれ「国民の総意が至高なものある」および「日本国民の至高の総意」と訳すことによつて、「国民主権」というキーワードをことさらに避けている事情が、あからさまになるような言語環境があった。そうだから、憲法議会以前の第一ラウンドでは、松本は懸命にさまざまな論理を駆使して自説の正当化を図り、ひとまずそれはそれで黙許されたものの、憲法議会を迎えた次の第二ラウンドでは、キーワード「国民主権」が復活することになるのであった。

これに反し、「皇室典範」のほうは、この日本語が持つ微妙なニュアンス、独特に歴史実体的な実態が、英訳として、「the Imperial House Law」という、それ自体中立的で一般的な言葉のなかで隠れてしまった。GHQ・GSとの交渉過程でそのスクリーンを通過した「皇室典範」という語は、その後、まず臨調で——既述したように宮沢委員の問題提起にもかかわらず——討論の気配なしに早々と踏襲を決めてしまったし、⁽¹⁶⁾私の観察したかぎりでは、来るべき憲法議会でも、皇室典範案を審査することになったどの議員からの修正意見も出ることなく、国法体系中に確固たる地歩を占めることになるのである。⁽¹⁷⁾

(1) 臨時法制調査会官制一九四六年七月三日、勅三四八号による。時系列的にいえば、臨調が実際に発足した七月中旬というのは、日本政府が憲法改正草案（四月三日草案）を確定し、これを第九〇回帝国議会に提出し、衆議院の特別委員会が——まず当初は小委員会をつうじて——その逐条審議に入りかけようとする時期に当たる。臨調は帝国議会が審議し、やがて可決成立させるであろう新しい憲法を基準にしてあるべき皇室関係法、内閣法等の立案作業に入ったのである。なお、皇室典範の見直しという点では、臨調を機軸とした調査立案活動に先行してすでに一九四五年一〇月ごろ宮内省が検討作業をおこなっていることが忘れられてはならないだろう。すなわち、宮内省は敗戦が及ぼすであろう天皇制改革を模索しつつ、一九四五年一〇月、省内に事務調査会を設けて皇室典範調査をおこなっている（たとえば参照、宮廷記者団『宮内庁』明文堂、一九五七年、九七頁）。私は、この宮内省内の活動に関する資料の一般的な入手可能性については確認していない。いずれにせよ、この調査活動は——当時宮内省秘書課長であった高尾亮一を結節点としながら——以下本文で考察する臨調の立案作業へとつながっていったものと、推定される。高尾亮一は、臨調が成立するや、臨調第一例会において法制局の有力メンバーと相い並んで、幹事を務め、新典範制定のために、顕著な役割を果たした。本稿がこの辺りを照射できていないのはまことに遺憾である。

(2) 芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集1皇室典範』信山社、一九九〇年（以下これを信山社版『皇室典範』と略記する）、七〇—七一頁「資料8」「皇室典範改正に関する私見—昭和二十二年七月—五日萩原記—」。

これと同巧異曲ということになるが、皇室自律主義を確保することおよび皇室典範は特別な規範であるということの当然として、

「皇室会議の議を経た議會の『特別多数議決』を要するものとすべきであるとする見解もあった」（高尾亮一『皇室典範の制定過程』（憲法調査会事務局『憲法調査会資料2』、一九六二年。以下、高尾『制定過程』と略記する）三頁。

(3) 前章注(39)および(40)に対応する本文参照。

(4) 信山社版『皇室典範』七一―七四頁「資料9」「皇室典範に関して昭和二十二年七月、宮澤委員」。宮沢は、このように新憲法により皇室制度をめぐる状況が根本的に変わった以上は、憲法テクストの特定名称指定にもかかわらず、「皇室典範」という呼称は避けて、単に制度的なネーミング（「皇室法」といったようなもの）に変更すべきだと論じた。この点で興味深いのは、それより以前美濃部枢密顧問官が枢密院で述べた言説である。既述のように美濃部は、「皇室典範」という文言に歴史実体的な意味を込めて理解するから、「皇室典範」が「皇室典範」である以上は、天皇発議権等を留保した特別手続にもとづく特別規範でありつづけなければならぬ。美濃部からすれば、もしそうではなくてそれが単なる国会制定法に過ぎないとすると「然らば皇室典範といふ名称はやめぬといかぬ。」ということになる。その場合には法規範の呼称が変更されなければならないという結論においては、興味深いことに、美濃部と宮沢は帰を一にするのである。

いうまでもなく美濃部は、名称の変更を望んだわけではない。かれは、名称に執着しつづけることによつて、明治伝統的な「皇室典範なるもの」の実体（価値）に深くコミットしているのである。特記に価するのは、臨調において「皇室典範」のタイトル変更をもとめる意見は——私の窺えるかぎりでは——宮沢ただひとりであったこと、つまり臨調にあった宮沢に同調する委員はほかにだれもいなかったこと、そして、ごく初発の段階で「名称は『皇室典範』であること」が確定し、確認しただけで、その後は、この点が全く討論されなかったこと、（高尾『制定過程』三頁）そのことである。

(5) 信山社版『皇室典範』一〇七―一〇九頁「資料22」「臨時法制調査会第三回総会における関屋第一部長代理の経過報告（案）」。

(6) 臨調における最終答申（一九四六・一〇・二五）では「皇室典範改正法案要綱」という体裁で作業結果が示されている。これを承けて政府・法制局のさらなる改正作業がおこなわれ、第九一議会に提出されることになる法案を結実させることになるのだが、あらかじめ注意してしかるべきなのは、この段階になると「皇室典範改正法案」という形態に代わって単に「皇室典範法案」、すなわち新法案という表現方法が採られるにいたる。どうでもいい形式問題のように思う向きもあるが、そうではない。

(7) 信山社版『皇室典範』一八六―二一七頁「資料54」「資料55」。

(8) 前注(7)一八六頁。

- (9) 前注に同じ。
- (10) 高柳賢三ほか編著『日本国憲法制定の過程Ⅰ』一四二―一五三頁 [No.1B₂]「民政局のためのメモ」[天皇の章等についての小委員会案]。
- (11) 前掲書二六六―三〇三頁 [No.14]「憲法改正(案)」[マッカーサー草案]。
- (12) 信山社版『皇室典範』一八六頁。
- (13) 私にはこの文型は、たとえば、現行憲法七六条「……法律の定めるところにより設置する下級裁判所……」に対応する英文“such inferior courts as are established by law”を想起させる。このばあい、「皇室典範」という旧称踏襲と同じ論理で、旧法体系における「裁判所構成法」という名称を引き継ぐべきである、という主張になるものであろうか。
- (14) 現にたとえば、いわゆるマッカーサー草案の外務省訳なるものは(佐藤達夫・前掲書第三卷、三三―四三頁)、その第二条該当部分に「国会、制定スル皇室典範」(傍点―引用者)という翻訳を当てている。呼称慣行に従っているだけだ、と言えば、言えそうではある。ところでおなじ外務省訳は、本文で既述した別の争点である「国民の至高の総意」という言葉遣いとの関係では、端的に英文に忠実に「人民ノ意思ノ主権」(前文)および「人民の主権意思」(第一条)という訳文になっているのである。
- (15) 憲法改正作業中におけるGSのチェックが、この部分においてルーズであったと示唆するつもりではない。現に、次のような仕方で一応のチェックが入っているのである。すなわち、「衆議院憲法小委員会の憲法草案假修正案に關しウイトン代將及ケイティス大佐と会談の件(第二回)(昭和二年八月六日、終連、政、政)」(佐藤達夫文書憲法改正・一八七、R二二)なるメモによれば、「皇室典範」なる名称について「皇室典範は従来法律ではなかった。この儘では今後法律となるものであることが名称上はつきりしないと云ふ意見」が「ピーク氏」から出ている(ここに登場する「ピーク氏」については、本論文第六章、とくにその注(4)を参考にされたい)。ここで、こういう疑問を提示したピーク氏は、「皇室典範」という日本語が――それが英語化された“Imperial House Law”とは違ったものとして――特別なニュアンスを持つものであることを一定程度認識をしていたのがわかる。同メモによれば、この疑問に対して、日本政府側は「これは固有名詞(的?)」に使って居るので、第二條に国会の議決によることを明記して居る以上誤解の惧もない」と述べたところそれで納得した。とある。要約筆記のメモであるから、答弁の文意が不分明であるが、「皇室典範」という名称に、特別に規範実体的な意味があるわけではなく単に“Imperial House Law”と云う言葉遣いと異ならない、と述べたものよつである。「それで(ピーク氏は)納得した」模様である。

(16) 高尾前掲論文三頁。

(17) 第九〇回帝国議会衆議院において、たとえば野坂参三は、改正案における日本文と英文と微妙なちがいを問題にしながら、両者の整合性をたえず質問をしている。残念ながら、ことは「皇室典範」という文言についてはなかったが、そのような視角からの問題提起それ自体が、議院では野次り倒される運命となるのであった(佐藤達夫・前掲書第四卷、五四〇―五四三頁)。

第三章 第九一帝国議会での皇室典範論議

旧典範の改正ではなくて新典範の制定とするスタイルを選択する

既述のように臨時法制調査会にあっては、当初から終わりまで一貫して「皇室典範改正法案（要綱）」（傍点―引用者）というタイトルが用いられたようである。⁽¹⁾このことは、一見些事に思われるが、かならずしもそうではないだろう、と私は思う。立法者は——たぶん（新）日本国憲法を明治憲法（第七三条にもとづく）の改正として成立させたことに準えて——その初期には明治皇室典範の改正として新皇室典範を成立させる考えであったに違いない。このかぎりでは、私のいわゆる「皇室典範なるもの」への強い執念がうかがえる。

けれども、臨調の答申を経て内閣自体が同法案を作成する過程のどこかで、旧典範の改正というプレゼンテーションに代えて、ただ単に「皇室典範案」という呼称へと転換したもののようである。旧典範の改正という形態をとるとすれば、旧典範の改正手続（第六二条「将来此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ」）を踏まえないわけにはゆかない。この手続条項に明らかなように、皇室関係法領域にあっては帝国議会の立法審査権が及ぶことはまったく予想されていなかった。理論上も憲法典と並んだ最高法である典範を、単にふつうの法律についての立法権しか与えられていない議会在改正できるはずがない。いくら改正法を作っても典範は微動だにしない——そういう規範構造になっていたのである。

似たような問題が、明治憲法の改正という形姿をまもって成立した日本国憲法の有効性にかんしてもついてまわったのは周知のとおりである。このアポリアをどう解くにいたったかは、さて措こう。この点について憲法のばあいと皇室典範のばあいとは、細かく詮議すれば、微妙な差異がありそうではある。

その点はさて措こう。政府は、その改廃手続に特別な厄介さがついて回る（当時現行の）旧皇室典範をその儘そっくり——一指だに触れずして——棚に上げておいて、それとのつながりのまったく無い形式をとって皇室典範案という名の新法案を作成する線を選択した。すなわち、新しい憲法が成立し、この憲法がやがて来る四六年一月三日には公布されるといったことの運びに目途がつくころには、政府は、旧典範の改正という想念からようやく吹っ切れ、その分だけ「皇室典範なるもの」の呪縛から解かれるところがあつたと言える（もし、そういうことが言えるのであれば、政府としては「皇室典範」という名称に固執するのをやめて、ただ単に「皇室法」あるいは「皇室関係法」といった非歴史的な法律名を採用したならば、なお一層すっきりしたはずだ、という想いが私にはある）。

三笠宮の皇室典範意見

新皇室典範案は、一九四六年二月初旬、第九一議会に提出されることになるが、政府は、それに先立って同法案を枢密院の審査にゆだねる手続を経由している。本稿では、これら審議機関の審査模様に立ち入ることはしない。しかしながら、一点だけ指摘しておきたい事柄がある。それは、「新憲法と皇室典範改正法案要綱（案）／昭和二十一年十一月三日 新憲法公布記念日 三笠宮」なる文書²⁾にかんしてである。当該文書末尾中にある、枢密院書記官長の記述から知れるように、これは枢密顧問官各位に配付されたに違いないが、本会議の場で読まれ、討議されたかどうかははっきりしない。配付されたが黙視されたというのが、ことの真相であつたように思われる。私としてはしかし、歴史の一駒を構成するものとして、これに多少の言及をしておきたい。

文書は、明治典範体系が作り上げた独特な天皇制のもとで「親王」という特別なレッテルを張られて一般人と非常に違った生活世界に生きることを余儀なくされた人間の視角——こうした特異な視角から、憲法とのかかわりにおけ

る皇室典範の問題性を別決して、意義深いものがある。それ自体詳しい検討に値するが、本稿ではその骨組みを紹介するにとどる。

三笠宮はまず、新皇室典範案は、次の三つのいずれを「基礎観念」としているのかを問う。三つとは、a. 「現行皇室典範を一応御破算にして新憲法の精神に最も忠実に改正しようとしたものか?」、b. 「政府の一部にはまだ最初の案（松本委員会で構想された憲法改正案のこと——引用者挿入）に対する先入主か又は執着が残っていて意識するか否かは別としても皇室典範によって憲法の飛躍を拘制する気分が入っているのか?」、c. 「単に事務的に現行皇室典範を基礎としてどうしても新憲法の精神に沿はぬ所だけを變更したものか?」⁽³⁾これである。

そして、これにつき、三笠宮は自問していわく、「私の今迄受けた印象では(c)の點が最も強く、之に若干(b)が入っていないかといふ疑問がなきにしもあらずで(a)は最も薄く感ぜられる。」と。要するに、新皇室典範案は、新憲法に事務的レベルで辻褃合わせをするにとどめ、むしろこれによって旧憲法的なるものにこだわって、新憲法の飛躍的な性格を弱めようとしている嫌いがあると観察されている。かれ自身は「純理論的に言へば當然(a)が最も強くなるべきである。」と考えるから、新皇室典範案には相当に批判的でないわけにゆかない。この見地から、文書は以下、各論的に批判的論述を展開しているのである。

興味深いのは、三笠宮が立脚する新憲法の受け取めかたである。「事實私も夏頃迄は新憲法がG・H・Qに強制された憲法といった感じを持って居た所が今静かに考へて見ると此の憲法は世界各国の代表の集まっている極東委員会なり對日理事会なりを通過したものであり換言すれば世界全人類の多数決によって決ったとも言ひ得る。」

三笠宮は、こういった評価にもとづき、新憲法の「大變化した點の中皇室典範に直接関係ある所」を六点にわたって指摘している。国民主権の原則・天皇における国政的権能の欠如・国事行為における内閣の助言と承認・法の下の

平等・家族制の廃止・婚姻の自由と婚姻関係における平等・皇室財産の国有化、これである。

文書は次いで、この憲法的観点からみた新皇室典範案中の主要「研究問題」を、「イ・女帝の問題　ロ・庶子の問題　ハ・譲位の問題　ニ・皇位継承及攝政就任承認の問題　ホ・立后及び皇族の婚姻認許の問題」⁽⁴⁾その他三点あげて、逐次検討している。

読者諸賢において推察できるように、ここにあげられているイ〜ハは、本稿の主題そのものであって、私としてはここに照射の焦点を当てたい欲求に駆られるが、いまここは、こうした各論的な論点に立ち入る場所ではないので、これは割愛するほかない。⁽⁵⁾

第九一帝国議会における総論的な討議

前置きが長くなったが、第九一回議会においてどんなふう「皇室典範なるもの」が扱われたか。これを大まかに眺めてみよう。

まず衆議院である。ここでの審議は、直截に同法案の個別・各論的な内容に向けておこなわれており、その反面、新典範の基本的な性格を明らかにする討議のほうは、ほとんど無かったと言える。これと対蹠的に、貴族院レベルでは、この点、すなわち総論あるいは本質論にわたる争点に向けた質疑討論が、相当程度繰り広げられている。ここでは、これを紹介しよう。

貴族院における佐々木惣一の質問演説

貴族院議院・佐々木惣一は、第一読会（一九四六年一月一四日）における冒頭質問演説においてこの問題を提起

した。⁽⁶⁾

佐々木には、ふたつの立脚点があった。第一、かれは、この案件を審議する議会においては、「今日は尚現行の帝国憲法の條項の適用があると云ふことを前提として」⁽⁷⁾ いること、これである。佐々木にあっては——政府と違って——一ヶ月ちよつと前に公布された日本国憲法は、いつてみれば差し当たり眼中にないのである。したがって、新憲法でいわゆる第二条の「国会の議決した」という要件は、顧慮の外にある。第二に、このことと深くかかわるが、政府提出の皇室典範案は「是はもつと詳しく言へば皇室典範の改正案ではないのでありましようか、此の事をはつきり御尋ね申し上げて置きたいのであります」⁽⁸⁾ とあるように、佐々木は新典範は旧典範の改正以外のものであり得ないという立場をとるのである。

この立場に立脚して佐々木は新典範案は改正案であるに適わしい立法手続を踏んでいないのではないかと、と質問するのである。これに対する政府の答弁は、本稿で既述した政府の立場から推してわかるように、第一点でいえば、皇室典範案は、旧憲法ではなくて新憲法第二条（「国会の議決による……」）にしたがって作成したものにはかならないということ、第二点では、名称はおなじでも明治皇室典範と新皇室典範とは「全く性質の異つたもの」⁽⁹⁾ であつて、後者は前者の改正ではないということになる。紋切り型の答弁でしかなかつたといつても過言ではない。

冷静に考えてみたら、佐々木の質問は、最高規範のひとつとしての皇室典範の連続性に関するきわめてデリケートなポイントを衝いているものであつた。政府は「只今議題になつて居ります法案は日本国憲法に従ふそれに基く法律でありまして……」⁽¹⁰⁾（傍点―引用者）と説明しているものの、貴族院でこの討論がかわされていた時点（一九四六年一月中旬）では、なるほど日本国憲法が公布されていたし、まさしく、この（新）憲法第二条の指示するところがあつてはじめて立法化を必要とするところの新しい皇室関係法の立案審議であつたのだから、政府としては、そう答

えたのは、当然である。しかしながら、当時点にあっては日本国憲法は、すでに公布されていたとはいえ、いまだ施行されておらず、形式的にいえば、この時点では明治憲法が有効に支配していると主張し得たのである。

新憲法の制定にともない、いまわれわれが考察しつつある皇室典範案がそうであるように、旧法体系の構成要素であるさまざまな旧法令を、新憲法の施行以前に、それに対応するための修正をおこなう必要があった。それは目前の必要が要求する準備作業であった。こうして——既述したことの繰り返しになるが——新しい憲法ではその補則第一〇条第二項に「この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に（一九四七年五月二日以前に——引用者挿入）、これを行ふことができる。」とする措置が講ぜられていた。

前記佐々木貴族院議員の質問に対して、金森国務相は、右の憲法補則条項を挙げ、皇室典範案立案はまさに「この憲法を施行するために必要な準備手續」の一環であると答えている。⁽¹²⁾

この金森の対応は、佐々木に対する十分な答弁になっているだろうか。法文の形式的・文理的な詮索に意を用いるのをつねとしていた佐々木は、右の程度の説明は先刻了解済みであったに違いないのである。

金森の言うように、新憲法施行以前に予め用意して置くべき法令がたくさんあり、補則第一〇〇条第二項はこの種法令の制定を可能ならしめるために不可欠のものであっただろう。例を挙げていえば、衆議院議員選挙法(改正)、参議院議員選挙法、内閣法、やや遅れて裁判所法(裁判所構成法・行政裁判所法の廃止) などなど、財政関係法を含め、広きにわたる。本文で考察した臨時法制調査会は、憲法補則第一〇〇条第二項に対応するために設置された機関と言える。

政府によれば、これらの範疇とおなじものとして「皇室典範」案は性格づけられていたようである。けれども、右

の諸法とちがって、当時現行皇室典範は、第一に、臣民と隔絶した天皇家之家憲として国法上最高の規範であったし、そういった性格を反映して第二に、改正増補には特別手続が定められていた。このように特別に大仰な仕掛けである最高規範を議院選挙法・内閣法並みのふつうの「法律」が取って替わっていいものであるかという、法理論的な懷疑にもとづいて糺したのが、佐々木の質問である。

明治皇室典範は当時まだ現行典範として余命を保っていた。この皇室典範は、最高規範として人びとを跪かせひざまず・平伏させていた、あの往年の威力を、いまその最期を迎える段階において、普通法扱いをすることに、佐々木の口を借りて、精一杯の物言いをつけた、と擬人法的に叙述したくなる。

佐々木自身は、単に文理主義者・厳格構成（解釈）者としての関心から質問したのであって、伝統主義的な傾向のもとで旧皇室典範に纏綿しようとするつもりはなかったかもしれない。いまは、佐々木の意図いかなを不問に付す。

旧新ふたつの典範——糸のもつれ

さて、この問題部分の叙述にはこの辺でケリをつけねばならない。要するに新旧皇室典範の切断振りには、政府が考えるほどには快刀乱麻を断つがごとくあざやかであったわけではない。むしろ上手に説明できない、こんがらかった部分を残したままで、ことは——語弊があるが——現実の力関係のなかでそれとなく糸がほぐれて、その後は、「皇室典範」の有効性をだれも疑わなくなってしまうのである。ともあれ、当時あった糸のもつれがもつれとして出現した——たぶん「心理的な」、というべき——要因のひとつは、新旧典範が同一名称をとっており、両者のあいだに、内容上なんらかのつながりがあるという印象を抱かさずにはおかない事情であっただろうと思う。

もし法制官僚がGHQ・GSの第二試案およびマッカーサー草案の、あの該当部分を、「法律」あるいは、「皇室法」

といった邦訳を採用していたならば、旧皇室典範と、新法とのあいだには、名称上のつながりはなく、その点から来る紛糾はなかったのである。⁽¹³⁾ そのばあいには、新憲法第二条の「国会の議決した法律（あるいは皇室法）の定めるところにより」にもとづいた新法律が、旧典範の規範内容を端的・直截に葬り去り規定し直せば、それでことは済んだのである（このばあい、新法律が成立するとともに旧典範は形骸を残したまま、しかしいっさい出る幕を失い、一九四七年五月三日、新憲法施行とともにそれは実質的に手も足も出なくなり、あえてなんらかの廃止手続をとらなくても、立ち枯れとなり、廃止されたと同然の運命を辿ったことになるであろう。ちなみに、既述のごとく明治皇室典範は、新皇室典範制定にも不拘、形のうえでは命脈を保ち、一九四七年五月一日、形式的には旧典範の改正手続に従って——つまり、帝国議会がいっさい関与しないで——廃止が予告され、翌々日、五月三日に、一方で新皇室典範が——新憲法と同時に——施行されるのに合わせて、正式に廃止されたのであった）。

この項を閉じるに当たって、一点だけ指摘したく思うのは、次の事実である。貴族院の本案件を審議する特別委員会は、実質討論に入るに先立ち「懇談会」なるものを開いている。ここで何が議論されたのかは、目下のところ私は確かめようがない。ただし、前後の脈絡から推して、⁽¹⁴⁾ この懇談会では、皇室典範案にまつわる総論的・基本的性格論、したがってセンチティヴな争点に関する政府（金森國務相）のフランクな説明とそれにもとづくある種のオリエンテーションがおこなわれた、⁽¹⁵⁾ と思える。懇談会直後の委員会において、渡部信は、なお執拗に新皇室典範は特別立法手続にのっとつてのみ制定されるべきであるという立場をゆずって離れない。渡部の立論の根拠は、新憲法第二条にあつては「国会の議決した皇室典範」（傍点―引用者）とあり——たとえば、同第四三条「両議院の議員の定数は法律でこれを定める。」（傍点―引用者）とあるのと違って——ただ単に「国会の議決した法律」となっていないということ、⁽¹⁵⁾ つまり、「皇室典範」ということばの継承、それ自体にある。かれを代弁者とする社会支配層は、こうしたこと

ばの持つ魔力を十分に意識して言説を弄したのか、あるいはこの魔力に無自覚的に酔い痴れていたのか、どちらかであるのが見て取れる。

(1) そもそも皇室典範案は、内閣法案、参議院議員選挙法案その他の重要法案とともに、新しい憲法の補則第一〇〇条第二項に、もついで立案されたものであった。補則第一〇〇条第二項は、「この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に（一九四七年五月三日以前に―引用者挿入）これを行ふことができる。」と定めていた。この補則条項は、憲法改正にともなう必要な新法を前倒しで成立可能ならしめる、旧法体系と新法体系とのあいだに一種の橋渡しをおこなうためのものであった。

この補則規定にもつぎ、新しい皇室法の立法作業が開始され、新法案が―当時現行の「皇室典範」とおなじ名を冠したものであるとして―第九一議案に提案されたのであった。先走つて言うことになるが、同法案は、議会の可決を得て成立し、一九四七年一月一六日、（法三号）公布されるにいたる（この日、皇室経済法、内閣法が一連の続き法律番号で公布された）。新法は―「皇室典範」の名称にも不拘―法理的には当時現行の皇室典範とは、なんの関係を持たない一個独立の法律として成立した、と言つべきであろう。そうすると一体、当時現行の皇室典範はどうなつていたのだろうか。新法はこの皇室典範と関係を持たないものであったから（単なる法律である新法は、既存皇室典範に一指だに触れ得ないものと考えられていたはずでもあるから）、明治皇室典範は―改廃措置が講ぜられないかぎり―法的に存在し続けていたと思うほかない。

なんであれともかくも、四七年五月一日、すなわち新皇室典範公布四ヵ月半後のこと、そして新憲法施行二日前のこと、明治皇室典範はその任務を終えて廃止されるにいたつた。そのことは、天皇の名により次のように告示されている。「朕皇族會議及枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ皇室典範及皇室典範増補廃止ノ件ヲ裁定シ茲ニ之ヲ公布セシム」（官報号外）。これで見ると、同典範廃止措置は、議會の協議を経ないかわりに、天皇の發議により、旧典範改正手續（第六二条）にもついでおこなわれたことがわかる（この方法により旧典範はめでたくお葬式を出してもらえたことになる、と法制官僚は一息ついたであろう。が、しかし、法制官僚的であることに徹すれば、じつはこの方法には欠陥が伏在していた。困つたことに、旧典範は、自らが葬り去られることをまったく予想していなかつたのであつて、第六二条は、単に「改正・増補」の手續規定に過ぎない。「廃止」のための規定ではなかつたのである）。

(2) 大阪府公文書館蔵「羽室家文書」。手書き謄写版刷り二十三枚の、この文書末尾に「一 新憲法と皇室典範改正法案要綱（案）／

右三笠宮殿下より御送付ありましたので御参考の為御配付いたします／昭和二十一年十一月十八日／枢密院書記官長」とあるから、当時これは、各枢密顧問官に配付されたのは間違いない（大阪府公文書館の文書は、顧問官のひとりであった大平駒槌の遺族からの寄託による）。

(3) 同文書七丁目。

(4) 同九一―一二丁目。

(5) 以上、本文において三笠宮関係で道草を食ってしまった。ことのついでに、もうちょっと落穂を拾っておきたい。敗戦直後、三笠宮は高松宮宣仁その他の皇族とともに、天皇裕仁の退位をもとめる立場をとっている。枢密院本会議におけるかれの振舞いは、『芦田均日記』第一巻、進藤栄一ほか編、岩波書店、一九八六年）の一九四六年二月二七日の記述（八二頁）によって有名である。記述は、「これは蓋し前代未聞のことであらう。」という書き出しで始まる当日午前、枢密院である案件の審査が片付いたところ「それが終わると三笠宮が起立って紙片を披かれた。問題は皇族の立場についてであった。現在天皇の問題について又皇族の問題について、種々の論議が行はれている、今にして政府が断然たる処置を執られなければ悔いを後に残す虞ありと思ふ、旧来の考へに支配されて不徹底な措置をとる事は極めて不幸である、との意味であった。／聞く人は皆深い思に沈んだ顔色をしていた。陛下の今日の御様子は未だ曾てない蒼白な、神経質なものであった。」この発言は、まだいわゆるマッカーサー憲法にもとづく憲法改正作業が始まったばかりの段階のものであるから、本文で紹介した皇室典範批判論とは内容のうえで多少の差異があるかもしれない。しかし両者にいくらか共通したものがあると推定してもおかしくない。ともあれ、三笠宮は皇族中で最もアウト・スポークンに天皇制批判を語ったひとりである。それゆえにまた、保守的・伝統的な立場の人びとからさまざまに批判を受けた（たとえば、里見岸雄『天皇及三笠宮問題』錦正社、一九六〇年、特別附録「三笠宮問題」（三〇―一―四五―四頁）参照。里見は、その後の三笠宮の言動をも踏まえ「いっそ思い切つて皇族を御辞退になる方がよいのではないかとさへ思ふ」（三六八頁）と非難する）。なお、参照、三笠宮『帝王と墓と民衆オリエントのあけぼの』付属「わが思い出の記」（一六三―一九〇頁）、光文社、一九五六年。

(6) 信山社版『皇室典範』三八五―四一四頁「資料66」『皇室典範案（政府提出、衆議院送付）第一読会』。

(7) 前掲書三八七頁。

(8) 前注に同じ（傍点―引用者）。

(9) 前掲書三九七頁。

- (10) 前注に同じ。
- (11) 佐藤達夫編『法制執務提要』（学陽書房、第二次改訂新版、一九六八年、三四〇頁）によれば、「……『施行』とは、……法令の効力が、現実に発動し、作用するようになること」をいう。
- (12) 信山社版『皇室典範』三九九頁。
- (13) かつて美濃部達吉が新憲法審議をおこなう枢密院において、「皇室典範は本質上天皇発議権にもとづき特別立法手続によつてのみ改正されるべきである」という趣旨の前提のもとで、かかる本質を持たない法は「皇室典範」という名称を探るべきでないとする意見であつたことを想起されたい。
- (14) 信山社版『皇室典範』四一七―四三八頁「貴族院皇室典範案特別委員会議事記録第二号―昭和二十一年一月一七日」。
- (15) 前掲書四二四頁。渡部は、憲法第二条がわざわざ「なにかの意味をこめて――『皇室典範』という名称を踏襲した以上は、これとともに、なんらかの意味で『皇室典範なるもの』が――実体において――存続しているはずである、と確信していたようである。

第Ⅱ部 「天皇の退位」・「女帝」・「庶出の天皇」

——皇室典範の各論的考察

第四章 天皇の退位をめぐる論議——臨時法制調査会のばあい

第一 退位論の風景

退位論の国内的契機

以下においていよいよ本来の主題、つまり、天皇の退位・女帝の可能性・庶系の天皇の認否、この三つの各論的争点の考察に移る。時系列的には前に遡ることになるが、まず臨時法制調査会がどのようにこれらを料理したかを検討する。本章では天皇の退位問題を扱う。

三つの争点のうちで、天皇の退位という主題だけは、天皇制そのものの存廃と密接にかかわって、敗戦と相い前後して限られた国内支配層のあいだで、すでに議論されてきており、臨時法制調査会は、その事実を背景としてことに臨むことになる。

先行してあった天皇退位論なるものを要約していえば、万世一系の天皇制を存続させるという大目的のために、今上天皇・裕仁は退位して皇太子・明仁に譲位させるという手段Ⅱ方法を採るべきだ、という見解である。こうした見解が国内の支配層のなかに早い段階で相当に強く主張されていたのはまぎれもない事実である。茲では、これを退位論における「国内的契機」と呼んでおく。

裕仁退位という犠牲フライに打って出て、天皇制そのものの永続化をはかるという作戦は、それ自体において裕仁には戦争責任（あるいは歴史責任）があるという見方と深いかわりがある。退位という行為を選択することによって、裕仁に責任を取らせ、そのことによって天皇制そのものを残そう、残し得る、とかれらは考えたのである。

退位論の国際的契機

この作戦を規定していた要素のうちひとつに、連合国がこの問題、すなわち天皇の戦争責任問題にどう対処しようとして出てくるであろうかという予測あるいは読みがあったのは疑いない（幸いにして国内支配層は、——ごく一握りの戦前以来の左翼系の市民たちを除いて——一般公衆のこの点に関する動静にはまったく憂慮する必要はなかった。日本人一般は、その意に反して戦争遂行に参加させられたという意識を持つことはなかったから、天皇であれ誰であれ国内支配層の誰かに、その戦争責任を問うなどという発想を持つ余地はなかった。むしろ敗戦の責任を自らに課し、これを「天皇に申し訳ない」、「一億総懺悔」すべきだと感じた。

当時連合国が準備しつつあった国際軍事法廷において、天皇個人はどう処遇されることになるかという観測が決定的に重要であった。もし天皇が自発的に退位し、そういう形で戦争責任を取るみちを選択したとすれば、外国支配層は、裕仁が無権力者となったのを好機とみて、国際軍事法廷をして裕仁個人への責任を追及させる方向に走らせることになりはしないか、この点を深く憂慮していたのである。こうした目論見のもとで構想された退位論議は、先に示したそれと相対的に区別して、「国際的契機」と称し得るであろう。

近衛文麿の裕仁退位論とその波紋

国内的な契機を持つ退位論は、もっとも早く、そしてもっとも鮮やかに近衛文麿によって説かれている。かれの言説は広く知られ、しばしば引用されているところではあるが、本稿でも必要最小限のかぎりで一応トレースしておきたい。帝国軍隊の負け戦が込みはじめ敗戦の兆し拭いがたくなつた一九四五年一月、近衛は、日本国が降伏したばあいには「(天皇は)単に御退位ばかりでなく、仁和寺或いは大覚寺に御入り被遊、戦没将兵の英霊を供養被遊る」⁽¹⁾ぐらの覚悟をしておいたほうがいい、と側近に洩らしていたといふ。その近衛が、天皇制存廃は国民が決定すべき事項だとするポツダム宣言(およびこれを前提とするバーンズ回答)を日本が受諾した段階に及んで、次のような立場をとつたのは不思議ではない。「国体に関し国民投票をやつて、天皇制を確立するのがよいと思ふ。ぐずぐずしていると、陛下にも天皇制そのものにも及んでくる恐れがある。憲法改正は先に行くほど、極端な議論に動かされることにもなる。共和制になる恐れも非常にあると自分は思ふ。」⁽²⁾という見解がこれである。

明治皇室典範はもちろん敗戦時なお効力持続中である。既述のように、その第一〇条(「天皇崩スルトキハ皇嗣即ち踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」)の含意するところにより、皇位継承は天皇の死去を専一的に原因とするものとし、生前退位譲位はまったく認めていなかった。したがって近衛が念頭にある裕仁退位論が実行可能になるためには、これをばばむ当時現行の皇室典範関係規定を修正することが不可欠であつたのである。実際のところ、近衛は四五年一〇月二二日の段階でAP通信特派員に、こう語っている。

「天皇の御退位に関する規定は現行の皇室典範には含まれていない……。憲法改正に当る専門家は近く改正皇室典範に退位手続に関する条項を挿入する可能性を検討することにならう。」⁽³⁾

こうしてみれば、近衛の裕仁退位論は敗戦直後においてかなり真剣な趣きのあるものだった、と想像できるのである。まず最初に四五年九月一日、GHQは日本政治支配層のうち三九名を選んでA級戦争犯罪人として逮捕するうごきがあり、不気味な空白期ののち、こんどは、一月六日、近衛当人が木戸幸一らとともに戦争犯罪容疑の指定を受けるにいたった。かれはしかし出頭日(二月一日)早晩服毒自殺した。そのため、近衛流の天皇退位遂行路線は、この時点で頓挫する。けれども、似たような天皇退位論は、皇弟高松宮および三笠宮や、敗戦時首相をつとめた、裕仁の叔父・東久邇宮稔彦ら皇族のあいだからも主張されていたのであって、国内支配層にとっては容易に無視し得ない論調でありつづけた。⁽⁴⁾この流れは、やがてまもなく、憲法改正・日本国憲法制定を念頭に置いたうえで、明治皇室典範にとってかわるべき新しい皇室関係法の立案作業に当たる臨時法制調査会の設置へと促してゆくのであった。

第二 臨時法制調査会における天皇退位をめぐる論議

退位論の位相

臨時法制調査会(以下、「臨調」と略記)第一部会は、皇室典範要領(試案)を作成するため小委員会を設け、四六年七月から夏にかけて検討をおこなった。討議過程を要約総括した文書⁽⁵⁾によれば、佐々木惣一、鈴木義男、宮沢俊義、杉村章三郎など学界出身の委員および法制局系の委員のあいだでは、天皇退位規定を設けてしかるべきであるという考えがむしろ有力であった。すなわち「皇位継承の原因を崩御に限る」趣旨が盛り込まれていた当時現行の明治皇室典範第一〇条を修正して、退位の可能性を認めるべきであるという意見である。

けれども大勢としては、当時現行法制を以って良しとする伝統尊重・原状維持の線が圧倒的に強く、小委員会の討議資料として事務局が用意した皇室典範要領・要綱(試案)のいわゆるA案からE案⁽⁶⁾にいたる五つの案文すべて、「皇

位継承の原因は崩御に限ること」とする命題が、まるで判で押したように、かわることなく表出する。

退位制の否定

四六年一〇月下旬、臨調は内閣総理大臣に対して、法案要綱議決の答申をおこなったさい、この線、つまり「皇位継承の原因は崩御に限ること」が採用され、したがって天皇退位の可能性はまったく切り棄てられているのはむしろ注目に値する。では一体、なぜ、この線を辿るべきであると臨調は考えたのであろうか。この点の根拠いかん。臨調の最終総会での経過報告によれば次のようである。

「……皇位継承ノ原因ヲ天皇ノ崩御ニ限ルコトニ対シテ天皇ガ自ラ退位ヲ欲セラレル場合ニハ事情ニ依テコレヲ認メルコトガ必要デハナイカトノ説ガ論議ニ上ツタワケデアリマス。或ル委員ヨリコノ點ニ付マシテ (一) 天皇ノ地位ニ鑑ミ、皇統ノ属スル男系ノ男子トシテ天皇ノ地位ニオツキ頂イタ以上・責任ヲ果シテ頂ク為ニハ終身其ノ位ニ留ツテ頂クコトガ必要デアルト考ヘラレルコト (二) 歴史上カラ見マシテモ、御退位ヲ認メルコトニヨリ種々ノ混乱ヲ生ジ又所謂上皇制度ノヤウナモノニ伴フ弊害ノ生ズル慮〔虞〕ガアリ、御退位ノナイコトガ皇位継承ヲ安全ナラシメ、皇統ヲ護持スル所以デアルコト (三) 現実ノ問題トシテ、従来ト甚ダシク異ツタ原則ヲ法文ニ掲ゲルコトニ依リ、現実ノ事態ニ対シ諸種ノ憶測ト雰囂氣トヲ生ゼシメテ困難ナ事態ヲ招来スル慮〔虞〕ガアルコト等ノ見地カラコノ問題ヲ解決致シマシテ従来通り皇位継承ノ原因ハ天皇ノ崩御ノミニ限ルコトニ相成ツタ次第デアリマス。」

なぜ退位は認められないのか——臨調への批判検討

(1) 終身在位の必要性について

この報告は、少数意見としての天皇退位論に応分の配慮を払ったうえで、比較検討をおこなってこれを論破するという方法をとっていないので、論調おのずから一面的であって、緊張感に欠けるという印象を、私は持つ。報告は、右引用に見てのとおり、崩御唯一原因論⇨退位否定論が正当なゆえんを、三点にわたって論じている。そのうち第一点は、論点回避の典型とさえ言えるのであって——実体が無い議論である。要するに、これは、へいつたん天皇の地位に就いた以上は、終身その地位に留まる必要がある⇨というのであるが、へなぜ必要か⇨という問いに、へ必要だからだ⇨と答えているに等しい。もつともこれに対し、△責任ヲ果シテ頂ク為⇨という実質的理由が語られているではないか⇨とする反論がある。だが、終身留任のみが「責任ヲ果」たす唯一の行為形態であろうか。事実、この当時、臨調をも込みこんだ日本政治状況混乱のさなかにあつて、裕仁は歴史責任を果たすために退位すべきだという説が、公然と展開しつつあつたではないか。臨時法制調査会（第一部会）は、第一点において、退位ではなくて終身留任のみが天皇の（なんらかの）責任遂行上「必要デアル」ということを論証すべきであつた。そうでなければ、この第一点の言説は、顧みて他を言うの類のものであつて、特別に官僚的であると言わざるを得ない。

(2) 退位制弊害論

第二点は、天皇讓位（生前退位）の慣行は歴史に照らし弊害のみ多く、「皇位繼承ヲ安全ナラシメ、皇統ヲ護持スル」ためには、これを探るべきでないという見解であるが、私がすでに紹介したように、皇位繼承の歴史は複雑多岐な枝葉末節にまわりつかれていて、そこから何を讀みとるか、けつして一義的ではないことを知るべきである。なるほど天皇家の歴史のある時期、足利氏、藤原氏などなど天皇周辺にむらがる諸勢力（摂関勢力）が自らの権威調達の

ために皇位を左右せんとして、天皇を強迫して讓位させ政治的な混乱を生ぜしめた事例にこと欠かないのは顕著たる事実である。けれども、この史実は讓位という制度自体から出た産物なのだろうか。そうではなくて、自らの權威調達のために皇位を我武者羅に利用し左右することを許した政治体制そのものにこそ、原由があるのではないか、といったことどもを問題にする余地がある。これもすでに先行する拙論稿で指摘したことであるが、生前退位がはじめておこなわれた第三五代皇極天皇から算えて、明治天皇までの八七代にわたる繼承があつたなか、五七件が、すなわちラフに言つて二対一の割合で、生前讓位がおこなわれていたのであつて、「爾來歷代相尋いで讓位受禪(讓り受けること)の儀あり。皇位の繼承は、天皇の崩御に因るよりも、寧ろ讓位に因るを常例と為すに至れり」と要約し得るくらいである。もし本当に生前退位の制度(慣行)がそれ自体として「種々ノ混乱ヲ生ジ」させる弊害を陸続生じさせるものであつたとすれば、近世の天皇家およびその周辺権力者らは、この慣行の抑制をはかり、讓位制度は明治以前にすでに博物館入りしていたのではあるまいか。生前讓位の実例のなかには、仏門に帰依し仏道に仕えるために退位したばかりが少なからずある。伊藤博文ら明治法制官僚と同様に、このことを以つて悪しき弊害とみるか、⁽¹⁰⁾それとも皇位執着に魅力を失い別な余生を選択したいと希望する天皇の人間性に、なにほどこかの考慮を払うかは、歴史の問題ではなく、イデオロギーの問題であり、人間主義をどんなふう⁽¹¹⁾に理解するかという問題だと思ふ。

こうしてみればあい臨時法制調査会は、第二点において歴史を語る装いのもと、じつは明治法制官僚に特有な「創られた伝統」を戦後法制官僚らがあえて、無批判に選び取るというイデオロギー選択をおこないつつあつたのではないかという疑いを私は容易には払拭できないでいる。

(3) 「現実の事態」の強調

さて残るのは、第三点である。ここで強調されているのは、「現実ノ事態」(これが持つきびしさ)である。すなわ

ち、支配体制が天皇制そのものの運命、なかならず裕仁天皇の進退をめぐる憂慮する事態、別言すれば、既述した国内的契機及び国際的契機のもと揺れ動いている目前の政治状況、これである。臨調第一部会の報告は要するに、へこいう「事態」だから、天皇退位の容認などという「従来ト甚ダシク異ツタ原則ヲ法文ニ掲ゲルコト」は「諸種ノ憶測ト雰囲氣トヲ生ゼシメテ（ますます―引用者挿入）困難ナ事態ヲ招来スル虞ガアル」。そこで、従来通り退位否定の制度を維持することによって、「コノ問題ヲ解決」することにした」と述べているがごとくである。

ありていに言つて、第三点として表示されている記録の文体はかなり難解であつて、読者をして揣摩憶測を強いる態のものである。あり得るひとつの解釈は、へ天皇退位の容認という現状変更策を採ることによって生ずる虞れのある「諸種ノ憶測ト雰囲氣」を回避するために、現状変更策を採らずに現実維持策に固執すべきである。それが「コノ問題ヲ解決致」すことになる」という線である。しかし、これでは、身も蓋もないタウトロギーであるだろう。もっと中身のあることを、この言説は語っているはずである。ここでいう「諸種ノ憶測ト雰囲氣」として臨調（という支配体制が設けた機関）が「虞」と感じていたのは、一体何であつたのだろうか。だれしもがたやすく想像できるのは、先にした裕仁退位をめぐる国内のおよび国際的な契機への対応である。前者は、故近衛文麿を旗頭として社会支配層のあいだにある程度浸透しつつある裕仁退位論が勢いづくことへの憂慮である。臨調は、天皇退位を法制上可能とする現状変更策を排斥することによって、裕仁退位へのはたらきかけを妨遏する意図を、右第三点に秘めていた、と言えよう。

臨時法制調査会と裕仁天皇退位論の関係

近衛を典型とする社会上層部の裕仁退位論は、先にも一言したように、裕仁にある種の戦争責任・歴史責任がある

ことを前提とし、かつ、裕仁がみずから退位を選択することによって、この種の責任を果たすべきである(あるいは、果たすことができる)という考えのもとに成り立っていた。いま、臨調は、こうした性格の退位論を斥けることによって、裕仁の戦争責任ということをもどくように理解していただろうか。二つの答が考えられる。一つは、およそ裕仁には追及されるべき責任は無いという立場である。だから、退位をもとめるのはとんだお門違いだということになる。もう一つ考えられるのは、仮に裕仁になんらかの負うべき責任があるとしても、退位という手段(方法)は責任の取りかたとして適切ではない。裕仁は、むしろ在位統投して戦後経営に当たることによって、責任を果たすべきだという論理である。臨調はこのふたつのうち、どちらの責任論をとったのかは、文面上からはうかがえないが、右の臨調第一部会総括報告の第一点が――すでに引用したように――「責任ヲ果シテ頂ク為ニハ常ニ終身其ノ位ニ留ツテ頂クコトが必要デアル」とする一般論的な主張を含んでいるところに鑑みれば、在位統投のみが責任を取る方法であるという考えとオーバーラップしているらしいことがわかる。しかし、この主張は、歴史責任の有無論と無関係・独立であるだろうか。およそ就任した以上はなんであれ途中で退位するのは無責任であって、許容され得ないという伊藤博文の制度論的な言説と同根であることに注意されたい。結局、論調は、天皇退位論を制度論のレベルで斥けることによって、この方法で裕仁の歴史責任を追及する法制度的な可能性を封殺した。そもそも裕仁にこの点の責任が有るや無しやの争点については、巧妙に避ける方途を採った。そうすることによって、将来いつか裕仁戦争責任論が高じて、天皇退位が問題になるさい、まずは皇室典範の改正というところで一汗かかねばならないハードルを設けたということになるであろう。

さて、臨調のこの態度決定と裕仁責任論の国際的な契機との関係を、大急ぎでみておきたい。敗戦前後から四六年四月末、東條英機ら二八名のA級戦犯容疑者の起訴がきまり、五月はじめはいよいよ極東国際軍事法廷にいたるまで

のあいだ、戦勝連合諸国は天皇の処遇について、千差万別の意見を交換し、それを調整し集約するのに、多くの労を費やしていた。国際間のみでなく、この方面でイニシヤティブを握るアメリカ合衆国一国にかぎっていても、いや、おそらくはGHQ内部に局限してさえも、意見は対立していた。ここでは、ことの経過に深入りする必要はない。四六年二月、三月、世襲による天皇制存置を含む「マッカーサー・ノート」を踏まえた憲法改正草案の検討に日本政府が明け暮れていた頃には、合衆国派遣の首席検察官ジョゼフ・B・キーンに率いられた国際検察局（IPS）は、起訴すべきA級戦犯容疑者の選別に忙しかった。この時点では、極東国際軍事裁判所において、裕仁を被告人の席に坐らせるかどうか、あるいは少なくとも証人として喚問し証言強制させるかどうか、これらのことがらは未知数であった。こうした状況のもと、日本社会の支配層は、いかにすれば裕仁をこの国際裁判に巻き込ませずに済ませることができるかについて、さまざまに考案し、関係諸当局と折衝を重ねた。これと絡んで裕仁退位問題が検討された。ひとつの推測は、国際法廷で責任を追及される以前に自ら退位を実行し自らの手で責任を取ったという体裁を整えることによつて、訴追をまぬかれることができるだろうと観測する線である。しかし、この線が有効にはたらくかどうかは、日本側にはまったくわからない。それでは、ある種の連合国は満足しないかもしれないのである。逆にむしろ、裕仁が自発的に退位し裸の人間になることによつて臣民からの権威と尊敬が消失したならば、その裕仁を訴追を容易ならしめる、という観測も十分に成り立つのであった。

さもあらばあれ四六年五月はじめ、いよいよ極東国際軍事法廷が開幕する直前、キーン首席検察官を通じてIPSは二八名の被告人を公表し、そのうちには裕仁は含まれていないということが確定した。すなわち、この段階で裕仁退位問題を左右する国際的な契機はほぼ消失するにいたつていたのである。⁽¹²⁾

こうして、新憲法における天皇条項をパラフレーズするため、臨調が皇室典範改正の立案作業に入った四六年七月

に至るところともなると、退位問題を国際的な契機と絡めて考案する必要からは比較的に自由であり得た。したがってこの調査会の報告第三点が、前記のように天皇退任容認論のごとき新規定を採用することは、「現実ノ事態ニ対シ諸種ノ憶測ト雰囲氣トヲ生ゼシメテ困難ナ事態ヲ招来スル虞」があると記述するときには、国際的な契機から来る「虞」をもはやかならずしも内包してはいなかったと言えるように思える。けれども敗戦国にとっては、この点の予断を抱ける余地などなにもない。おまけに、国内有識者のなかにはまだ——あとでみる南原繁がそうであるように——天皇責任問題をからめた退位論がこしばらく跡を絶たないのだから、支配層としては、この点で気を抜くわけにゆかなかったのである。

第三 臨時法制調査会の果たした役割

リアリズム

これを以って退位問題における臨時法制調査会の審議模様を考察する作業をひとまず終える。終えるに当たって、ひとつ、ふたつ強調しておきたい点がある。この審議会は、天皇退位論を斥け、明治に伝統的な崩御唯一原因論（あるいは終身在位論）に固執し、明治法制官僚の論理に準えてその正当化をはかったものの、この点においてより、前面に押し出した理由づけはむしろ、「現実ノ事態」Ⅱ「諸種ノ憶測ト雰囲氣トヲ生ゼシメテ困難ナ事態ヲ招来スル虞」であったということである。調査会は、天皇退位という制度問題を、当時に固有な——しかし体制にとってはきわめてプレッシングで、かつ、まことに深刻な——裕仁にまつわる運命という特殊問題との脈絡で論じた（論じざるを得なかった）という事情である。なるほどいままたように、天皇の戦犯問題という特殊事情はひとまずある程度片付いたのはたしかである。しかし、片付いたのは、調査会開幕の直前のことであり、委員各自に与えた強力な心理的圧迫は

——これからいよいよはじめられる極東国際軍事法廷で裕仁がどう扱われるかという案件の不確定性に悩まされながら——なお根強いものがあつたはずである。こうして、へともかくもそつとしておこうという気分が支配していたとみて不可なからう。

退位否定論の第四の論拠——決定打？

補足的に叙述しておくべきもうひとつの事項がある。その事項とは、こうである。われわれがすでにみたごとく、臨調の第一部長代理による総括報告では退位制否定の現状維持策を正当化する三つの論拠が挙げられているのは、先に紹介したとおりである。しかしながら、それとは相対的に独立して、第四の論拠ともいべき議論があつたことを指摘しておかねばならない。先に見た三つの正当化論は、いずれも歴史伝統的な天皇制観念にもとづいた現状を維持するための言説であつて、ある種独特な実体的価値を踏まえた議論であつた。けれども、これから組上に載せようとする第四の論拠は、天皇制価値論からは相対的に独立した、いつてみれば制度論的、立法技術的、その意味において客観的な性格の強い議論である。そういうものとして、(内閣)法制局的な問題関心領域に属し、したがってまた臨時法制調査会が職責の一部として配慮すべき事項であつた違いないのである。

どうする、「不就任の自由」？

前置きは措いて、第四の論拠の内容紹介に移ろう。ここでまず、臨時法制調査会の幹事を務めた高尾亮一が、のち(内閣)憲法調査会に提出した『皇室典範の制定経過』からの抜き書きからはじめる。高尾は天皇退位論に関連して、次のように述べている。

「仮に退位の自由をいかなる形式にせよ認めること、すれば、相対的に不_レ就_レ任_レの自由も認めなければ首尾一貫したものと言ひ難い。しかるに不_レ就_レ任_レの自由を主張した者は（臨時法制調査会の委員のなかには―引用者挿入）一人もないのである。事実血統による継承において不_レ就_レ任_レの自由を規定したならば、その確認のために空位又は不安定なる摂政という事実の起こるのを防止できず、万一継承資格者のすべてが就任を拒否するという事態に至るならば、天皇という制度は存立の基礎を揺り動かされることになるのである。世襲による就任は自由意思の介入と調和しがたいものであろう。」⁽¹³⁾（傍点―引用者）

たしかに、ひとたび天皇に「退位の自由」が認められれば、皇位継承予定者らには「不_レ就_レ任_レの自由」をも認めなければ、首尾一貫・論理一貫しない――高尾の言うとおりである。しかし、ひとたび「不_レ就_レ任_レの自由」が皇位継承要員一般に認められるとすると、該当者すべてがひとりひとり順にこの「不_レ就_レ任_レの自由」を行使することがあるのを、制度上予想してかからねばならない。そうすると――と高尾らは懸念するのであるが――「天皇という制度は存立の基礎」を失うことになりかねない。すなわち「退位の自由」は「不_レ就_レ任_レの自由」を媒介として皇位継承者たるべき人物は――アガサ・クリステイではないが――「そして誰も居なくなつた！」という事態を招来するかもしれない（ここでクリステイの小説題名を用いることが不吉であり、不忠義であるとお叱りの向きには、ヨーゼフ・ハイドンの「左様なら交響曲」（第四五番）を代わりに挙げておこう）。これでは制度上困るではないか。臨時法制調査会の面々や事務局は、ひそかに、公然にか、そう語りあっていたものようである。

「不_レ就_レ任_レの自由」を経由して、「そして誰も居なくなつた！」事態を避けるため、本来の元栓、すなわち「退位の不_レ自由」をきちんと締めておく必要があるという制度論に、私たちとしてどう立ち向かったらいいかという理論上の考

察は、後述するところにゆずる。

高尾亮一は、要するに「退位の自由」は実定上ありえないというポジションをとっている。けれども、高尾は他方、次のように述べることによって「自由・不自由」の考え直しは後世代にまかせられているのであって、このたびの「(退位の)自由」選択は、制度設計上不可逆的であるわけではないと指摘しているのも、注意されて然るべきである。

「ひるがえって考えるに、皇室典範は新憲法においては一箇の法律に過ぎない。もし予測すべからざる自由によって、退位が必要とされる事態を生じたならば、むしろ個々の場合に応ずる単行特別法を制定して、これに対処すればよい。一般法のなかに、退位の原因も明定されぬ単なる自由意思による退位条項を規定するならば——上述の不就任条項も規定されなければならず——、事實は天皇の自由意思を無視した濫用も憂慮されるのである。かような考慮から、要綱(皇室典範要綱(試案)、信山社版、八四—八七頁「資料18」および「資料19」——引用者挿入)作成にあたっては「皇位継承の原因は崩御に限ること」と規定したのであった。」

特別立法のすすめ

この論述では、ふたつのことが語られている。第一は、臨時法制調査会は諸般の要素を考量して、旧制度(皇位継承の原因を崩御に限る制度)を踏襲してはいるが、将来これを改めて退位の制をとるべしとするばあいには、法律を制定する方途があるではないかという議論である。⁽¹⁴⁾第二は、そのことを前提として、この点においてあるべき立法のありようについての提言である。必要に応じて個別事案にのみ適用される特別立法があるべきだという主張である。この主張の背後には、一般法形式によって退位のあるべきことを制度化することは、策として拙劣であって採るべきでないという判断がある。私の読み込みをあえて加えていえば、この判断は、大要、三つの消極要素から構成されて

いる。(1)一般法方式を取るとすれば、当然、不就任条項をも規定しなければならぬ。(2)いかなる要件のもとで退位が認められるべきかを、あらかじめ一般に定めることは、ことの性質上きわめてむずかしい。(3)このことにも関連するが、こうした一般要件条項は時の権勢によって悪用される恐れがある——これである。

以上の叙述は、高尾意見そのものというよりも、そこから私が演繹した部分も混入していて、私の越権を叱る向きがあるかもしれない。が、この方面の臨時法制調査会の討議の実態といちじるしくかけ離れていることはなからう、とここではとりあえず開き直しておく。

摂政設置要件の緩和——問題の機能的解決

右に挙げたもののうち、(2)、つまり一般法形式にともなう要件規定の困難さについていえば、この論点をくわしく議論した証拠を私は持ち合わせていないが、次の事實は、その点の傍証にはなるだろう。先にもちよつと触れておいたが、杉村章三郎委員は当初は、「天皇発意に因る退位を認める」立場を表明していた。そしてそのときは「国務大臣の助言或いは承認を要する。」としつつも、「退位の原因に付いては法文化の要はない。⁽¹⁵⁾」という意見であった。けれども杉村は、のち日を経たずして、退位論を撤回しているのである。かれは、天皇が退位を欲するばあいに備えて制度上退位制を採るのではなくて、そのばあいには在位したまま、摂政を立てる方式のほうがベターだ、という意見に変わっているのである。これにともない、かれは、摂政を設ける要件の旧規定（旧典範第一九条は、天皇が未成年であるばあいのほか、その第二項で「天皇久キニ互ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ」とある）を改正して、「天皇重大の事故ある場合」という具合に要件を緩和、そのことによって、天皇が退位を欲するばあい、摂政を就任させ、天皇に代わって国事に関する行為をおこなわしめることを可能とする制度を推奨するにいたっている。⁽¹⁶⁾つ

まり、退位の代わりに摂政の制度を拡張して活用することを以ってよしとする考えを探っているのである。では一体、なにが杉村をして変説までして摂政活用策へと赴かしめたのか。その「理由」は、かれによればこうである。

「(天皇退位の制は) 学界出身の委員の一致して主張した所であるが、一般文化は困難であるため、摂政設置を以てこれに代へたらと思ふ」(傍点―引用者)と。退位の代わりに摂政制を活用する策については、臨時法制調査会の面々の暗黙の同意および関係当局へのそれなりの根まわしがあったものようである。というのは杉村は、括弧書きによってそのことを次のように示唆しているからである。「(宮内省側の意見もこの意味に於いて摂政設置の理由を變更するに賛成のようである)」と。

杉村はこのように、摂政設置要件を緩和して摂政制を、天皇の退位があつたばあいと似たような機能をはたらくように設計する、というアイデアにつき、宮内省の了解を得ているがごとく記している。しかし、それは、本当にそうであつたのだろうか。たしかに、A案からE案まである皇室典範要領のうち前半では、摂政の項は「概ね現制通りとすること」としているのに対し、後半(D案およびE案)では「未成年天皇のために置かれるものを除き、摂政は、天皇に重大な事故がある場合、皇室會議の議を経て、これを置かれるものとすること」と表現⁽¹⁷⁾されていて、そこでいわゆる「天皇に重大な事故がある場合」という要件は、旧典範第十九条第二項である「天皇久キニ瓦ルニ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ」に比べて、緩やかである。「大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキ」とする限定がないからである。読みかたのいかんによっては、皇室典範要綱D案・E案は、天皇が自ら「大政」をとることを欲しなくなつたばあい、すなわち実質上退位を希望しているばあいを以って「天皇に重大な事故がある場合」という要件が充足されたと見立て、あとはもっぱら「皇室會議の議を経」という手続要件でスクリーンにかける構えである、と

解し得ないわけではない。

けれども、私の見た限りでは、こうした要件変更により、天皇が退位を欲するばあいには、摂政設置によりこれに対応し得るよう制度改正する趣旨が——たとえば総会報告などで——明確に確認された気配はない。

他方また、臨時法制調査会が到達した最終法案といえる皇室典範試案「Q案」⁽¹⁸⁾およびそれ以降の各案がすべて「天皇が精神若しくは身體の重患又は重大な事故により国事に関する行為を親ら^{みずか}することができないときは、皇室會議の議により、摂政を置く。」というスタイルの文言が採用されており、それが——句読点、仮名づかいなどの違いを別とするが——ほぼそのまま現在の皇室典範第一六条第二項へと繋がってゆく。

さてここで問われるべきは、この新典範第一六条型の摂政設置要件と旧典範第一九条型のそれとのあいだに、いかなる異同がある、と戦後法制官僚は考えたか、である。

成案成って法案を第九一帝國議會に提出することを見込む段階で当局が用意した「想定問答」によれば、該当箇所につき次のような構えになっている。要点はふたつある。第一は、旧来型（旧典範第一九条第二項）の「久キニ互ルノ故障」と新型（戦後典範第一六条第二項）の「重大な事故」との異同である。これに関して「想定問答」では、こうなっている。「……それは（摂政設置要件は——引用者挿入）一時的な故障であるべからざること勿論であるが、例へば失踪の如く必しも永続的たることを要するものではない。『久キニ互ル』の表現では意を盡さぬ點があるので『重大な』という限定を用ひて、具體的に妥當な運用を期したのである。⁽¹⁹⁾」

この解説によれば、新型でいわゆる「重大な事故」なるものには、天皇が失踪して行方不明になったばあいのようなものも想定されているらしいとわかる。⁽²⁰⁾では一体、天皇が皇位に留まるのを欲しなくなったばあい（退位を希望するばあい）も、「重大な事故」に当たると解されているのであろうか。右引用の「想定問答」から直接うかがえるもの

はない。この点ではむしろ、「想定問答」に伏在するもうひとつ別の設置要件にひっかかりを見出せるかもしれない。もうひとつの要件とは、旧型でいわゆる『大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ』と新型でいわゆる「国事に関する行為をみずからすることができないときは」とにかかわる。要するに「みずからする」をいかに解するかである。「想定問答」の言説は次のようであって、予めいえば、その含意するところはいささか微妙である。

「一般に改正憲法第六條及び第七條に列記した行為は、天皇の意思による、天皇の行為として発現されるのであるから、かゝる形式を實際に履み得ない状態にあるとき、又は国事に関する行為をなすに相應しからぬ事情があるときは、『みずからすることができない』とはいへない。必しも行為能力だけでは決定されない場合がある。」⁽²¹⁾

先に私は、この言説はいささか微妙だと言ったが、それは、ここには「みずからすることができない(できる)」ばあいについて、いささい具体的な事例が挙げられていないというきわめて消極的な性質の言語形式からもうかがえる。どうもポイントは、「天皇の意思」いかに在るものようである。けれどもしかし、「天皇の意思」にもとづく行為として発現する形式を「實際に履み得ない状態」というのは、一体全体、どんな「状態」なのであろうか。あるいはまた、それ以外のばあいであって、「国事に関する行為をなすに相應しからぬ事情」とは、いかなる事情をいうのであろうか。法制官僚はこの文言によってじつは、天皇が讓位を希望して、このまま在位して国事行為をなすつづけるのを拒否しているばあいを想定しているのだろうか。たしかにこうしたばあいには、天皇のなす国事行為として発現する形式を「實際に履み得ない状態」と解することができないではない。また、このようなばあいを指して「国事に関する行為をなすに相應しからぬ事情」があるとき、と言えなくもない。

そうだとすると、新皇室典範の立法者は旧来どおり天皇の死去を皇位継承唯一の原因とする線を固執しながらも、

つまり、こうして生前退位の制度を拒否しながらも、他方、第一六条第一項で摂政設置要件を緩和し、そのことにより旧制度とまったくちがって、天皇が退位を希望するばあいには、摂政を置くことによって事実上退位したと同然の効果を享有する途を講じた、ということになる。つまり、杉村章三郎のアイディアが、実定化されたことになる。

そう解しているのか。また、そう解することにより生ずる実際上の運営に問題がないかどうか。これらについては、現行法に関する解釈論を考察する箇所⁽²²⁾で後述する。

(1) 細川護貞『細川日記』下(中公文庫版、一九七九年)四六年一月六日づけ、三四一頁(渡辺治『戦後政治史の中の天皇制』青木書店、一九九〇年、九七頁からの再引用である。なお、天皇側近らの退位懇願のうごきについては、渡辺前掲書七六頁以下にくわしい。なお、高橋紘・鈴木邦彦『天皇家の密使たち』文春文庫、一九八九年、第一章参照。ちなみに、この近衛の言説のなかに、退位後の天皇の行き先として、「仁和寺」とか「大覚寺」とか、特定の寺院が示唆されているのを、現代人の多くは、唐突に感ぜられるかもしれないので、一言しておく。「仁和寺」には次のような歴史的背景がある。のち五九代宇多天皇となる人物は光孝天皇第七皇子として生まれ、しかし間もなく源氏の姓をもらって臣籍降下し、このお寺で出家し、寺内に禅室を営み、これを基盤にして真言宗御室派が成立したと言われる。かれは、しかしのち、五九代目と称される皇位を継承し宇多天皇となるのであった。宇多天皇は在位中藤原氏の権勢と対抗しなければならなかったが、間もなく讓位(退位)し、仁和寺へ戻り、そこではじめての法皇となったのである。こうして天皇家と仁和寺との関係は密接につながるものとなった。同寺は、その後、皇子らの臣籍降下(いわゆる法親王)の行き先のひとつとして、いわば制度的に定着することになるのであった。法親王と同寺院とのこのようなつながりをもとに、仁和寺門跡と呼ばれる制度ができた。

他方、大覚寺は、上代において天皇家に属する人によって設立されたという歴史的な背景があつて、のち中世に至って第八八代御嵯峨天皇が在位四年にして皇子(久仁親王)に讓位して、この寺院に入った。これ以降退位した法皇の行き先のひとつとして、大覚寺もまた定着することになるのであった。

法皇・法親王という名のもとで、退位後の天皇・皇親の身の受皿として、他のいろいろな寺院が「門跡」として機能したのであつて、このような関係のあり方は、天皇家とシステムの一体化して結びついてきた堂上華族たちにとっては、常識として知られて

いたはずである（実際のところ、五摂家など上級貴族らは、自ら、固有の「門跡」を有っていたのである）。近衛文麿は、いうまでもなく、五摂家の最高家格を誇る近衛家の長男であった。かれの口から、昭和天皇退位後の行き先として、仁和寺や大覚寺などの寺院名が出て来たのは、ごくごく自然のことであつたに違いない。

話は、少し拡散気味になるが、私が旧稿（「明治皇室典範に関する一研究―天皇の退位」をめぐって―）『神奈川法学』三六卷二号一六五、一七二、一七七―一七九頁）で紹介したごとく、一方に「讓位」論による井上毅と他方に「讓位」否定論の伊藤博文との対立があるなかで、旧皇室典範は結局において、伊藤の意を承けて「讓位」の制は斥けられた。井上と伊藤の立場の違いのひとつは、退位した後に入信する門跡およびそこにおける生活振り（あるいは権勢とのかかわり）を、総体としてどう評価するか、にあつたのではないかと思われる。

いずれにせよ、明治初期における天皇退位是非論は、先行する近世天皇制にみられた慣行としての「皇室と仏門」のありようをどのように評価するかという問題と深く結びついていたと考えられるが、こうした結びつきは、現代天皇制における退位是非論ではほとんど問題にならないことである。退位後の天皇が、仁和寺あるいは大覚寺に出家して「法皇」とか「太上天皇」とかになるのを想定するのはいささかむずかしい。かりに「法皇」や「太上天皇」となる方がなお想定できるとしても、かれらが、その地位において、首都・東京で民主制的に運用される統治各作用に、効果的に嘴を入れ得るなどと想定することは、なお一層むずかしいであろう。現代において天皇退位の是非を論ずるさいには、退位後の法皇・太上天皇が包蔵する民主政治へのリスクをカウントするのは、私はナンセンスだと思う。

さいごに一言。以上みたごとく近世の天皇家は、法皇の居場所や親王たちの身分割り振り先として、権威ある社寺と結びつく慣行を作り上げていたのである（皇女たちは婚姻しないばあいは尼となる）。幕末から明治初期には、仏門に入っていた法親王たちの多くが還俗して皇族となることが流行した。明治国家は、皇族を抱え込むのに寛容であつたのである。これら皇族は、原則として陸軍また海軍において適切な就職先を見出した（一八七一（明4）年四月には、門跡制度そのものが廃止された。『明治天皇紀』第二巻、吉川弘文館、一九六九年、四七七頁）。すなわち、明治以降は、かつて仏道における門跡が果たしたとおなじような機能を果たすものとして、陸海軍組織が活用されるようになる（ここで注目すべきは、皇族身位令（一九一〇年三月三日、皇室令二号）第一七条である。「皇太子皇太孫ハ滿十年ニ達シタル後陸軍及海軍ノ武官ニ任スノ親王王ハ滿十八年ニ達シタル後特別ノ事由アル場合ヲ除ク外ノ陸軍又ハ海軍ニ任ス」とする規定である）。こうした皇族の軍人化は、日本国の軍国主義形式発展にきわめて重要な貢献

をした、と見るべきである(坂本悠一「皇族軍人の誕生―近代天皇制の確立と皇族の軍人化」岩井忠熊編『近代日本社会と天皇制』柏書房、一九八八年、二二九頁以下参照)。敗戦、そして日本国憲法の制定による武装解除は、軍人としての皇族たちの就職先を奪う、打撃的な出来事であった。あとで、今いちど本文で触れるが、一九四七年一月二三日第一回皇室会議の決定により、その翌日、秩父・高松・三笠の三直宮家を除き一宮家(五一一人)は、皇籍を離脱して臣籍へと降下した。一介の市民となった旧皇族は、それぞれ就職先を探さねばならなかったが、私の調べたかぎりでは、誰ひとりとして、仏門に入った例は無い。明治以降、天皇・皇族の軍人化とともに、天皇・皇族と門跡としての寺院とのつながりは事実上も消滅し、敗戦によっても、この関係が修復されるということは無かった、と言っべきであろう。

(2) 矢部貞治『近衛文麿』下、同書刊行会、一九五二年、六二七頁。

(3) 『朝日新聞』一九四五年一〇月二三日。他方、ここで近衛が示唆している皇室典範改正問題については、当時内大臣という公式上、天皇の第一側近であった木戸幸一は反対であった。「木戸幸一日記」(四五年八月二十九日)には、以下の記述がある。「戦争責任者を聯合國に引渡すは真に苦痛にして忍び難きところなるが、自分(裕仁)引用者挿入)が一人引受けて退位でもして納める訳には行かないだろうかとの思召あり。聖慮の宏大なる誠に難有極みなるも、聯合國の現在の心構より察するに、中々其の位のことにて承知致さざるべく、且つ又外国の考へ方は、我国とは必ずしも同じからず、従つて御退位を仰出さるゝと云ふが如きことは或は皇室の基礎に動揺を来したるが如く考へ、其結果民主的國家組織(共和制)等の論を呼起すの虞れもあり、是は充分慎重に相手方の出方も見て御考究遊るゝ要あるべしと奉答す。」(一二三〇頁)。

敗戦時、裕仁は、自らの退位によって、戦後処理のこと無きを得ることができないものであろうかと考えたとしても(裕仁が事実そう考えたかどうかは、論議の分れるところではあるが)、それは自然のことであつたらう。そういう気持が、右引用からうかがる。もつとも、裕仁がいわゆる戦争責任を自らにおいて真剣に受け取めて、その方法として「退位」の機会を首尾一貫してさがし求めていたかどうかとなると、話は別である。どちらにしても、四五年八月末の段階で仮に天皇が「退位」による聯合國側の「免責」という路線を希望的に観測していたとしても、木戸は、聯合國の出方について、へそは問屋が卸しませんよの手厳しい観測をしていたのははつきりしている。

もし、近衛らが構想したように裕仁の退位(明仁の即位、高松宮の摂政就任)の線が、天皇および側近の採るところであつたと仮定すれば、聯合國の意向いかんを問わず、早々と皇室典範(第一〇条)を改正するとともに、天皇退位(讓位)の途を講ずること

とに、さしたる困難はなかつただろう、と想像される。当時、皇室典範は皇室自律主義にもとづき、政治と無関係な雲の上に在る規範であつて、皇族会議と枢密院への諮詢という、体制内の特別制定手続により体制内のわく組みのなかで修正増補できたはずのものだからである。

(4) たとえば『朝日新聞』一九四五年一〇月二五日、「読売報知」一九四六年二月二七日（このAP特派員の記事は、裕仁退位後、新天皇を支える摂政として高松宮のほか、「東久邇宮もそのひとり」と報じている）。など。

(5) 高尾亮一「皇室典範の制定過程」『憲法調査会資料』2・憲法調査会事務局、一九六二年、一四一―一五頁。佐々木惣一は、のちかれ自身勅選議員として第九一帝國議會貴族院に臨んださい、皇室典範案審議の第一読会冒頭質問においてある種独特な天皇退位論を展開している。後述するであろう。

(6) 信山社版『皇室典範』八一―八七頁「資料15」―「資料19」。

(7) 信山社版『皇室典範』一〇七―一〇九頁「資料22」。「臨時法制調査会第三回総会における関屋第一部長代理の経過報告(案)」。

(8) 奥平康弘「明治皇室典範に関する一研究―『天皇の退位』をめぐって―」、『神奈川法学』三六巻二号、二〇〇三年、一五三―一五八頁。

(9) 日本学士院編『帝室制度史』第三巻、四三八頁、吉川弘文館、一九三九年。

(10) 前掲注(8)奥平論文一七七頁。

(11) 近世天皇制の歴史を別にして、臨調に拠る委員たちは、新憲法にもとづき新しく発足するであろう天皇帝のもとにおいても、生前退位(讓位)の制度を設けたならば、むかしむかしの摂関時代と同様に、収拾すべからざる権勢争いが生ずるだろうと本当に真面目に考え、これを防止するためには退位制度はあつてはならない、と本当に真剣に考えたのだろうか、私はいちじるしく懐疑的である。

(12) 天皇退位問題は、当時恰好の国際的なトピックであり得たから、この年の前半、問題の帰趨をめぐった憶測・希望的観測も含めて、いろんな報道が飛び交つていたことは、外電を伝える国内各紙からうかがえる。こうしたなか――よく引用される記事であるが――東京裁判のキーンン首席検察官が一時帰国中ワシントンで発言したとされる次の言明は、この問題についてのある種の決着(少なくともその方向づけ)が見えてきたものと受け取られ、日本の支配層を心安くさせたのであつた。「日本の天皇は戦争犯罪人として裁判しないことに決定している。検察団の間ではこれに反対のものもあるが、天皇を裁くのは明らかに誤謬である。余の考

へでは天皇は戦争犯罪人といふよりは、日本国民の上に操っている傀儡であるからだ。かれはまた、天皇を裁判にかけないことは、極東委員会も同意していると付加した（『朝日新聞』一九四六・六・一八、「ワシントン特電一八日発」ニュー・ヨーク・タイムズ特約）。

(13) 前掲注(5) 高尾「制定過程」一五頁。

(14) 前掲一五—一六頁。

(15) 信山社版『皇室典範』七六—七七頁〔資料11〕「皇室典範に関する意見(杉村委員)」。

(16) 前掲『皇室典範』七八頁〔資料13〕「部会に於て未決定の皇室典範案に対する結論的意見—昭和二十一年八月二十四日、杉村委員—」。

(17) この表現方法は、ほぼそのまま皇室典範改正法案要綱(案)に継承されている。前掲『皇室典範』九三—九四〔資料21〕。さらにまた、一一〇頁、〔資料23〕・一一四頁、〔資料24〕などを見よ。

(18) 前掲『皇室典範』一二三—一二七頁〔資料26〕「昭和二十一年二月二日渡—[Q案]」。

(19) 前掲『皇室典範』一八六—二一一頁〔資料54〕「皇室典範案に関する想定問答」二〇五頁。

(20) 前注(19)「想定問答」一九三頁。なお、「問答」によれば、失踪宣告により皇室典範第四条でいう「天皇が崩じたとき」に該当することになる(一九五頁)。したがって、このばあいには、新天皇が即位するはこびにならう。これに反し、失踪したが宣告があるまでは、摂政が置かれることになるのであろう(いかなる宣告手続があるべきなのかの検討がなされたのかは、不明である。ちなみに、戦前の皇族身位令には、第二〇条及至第二四条において、「皇族の失踪」に関する規定が置かれていた。しかし、「天皇の失踪」がいかん制度化されていたのかを、私は知らない)。

(21) 「想定問答」二〇五—二〇六頁。

(22) 政府は、本文で示唆したように、法案第一六条の摂政設置規定を運用して、天皇が退位を希望するばあいには、摂政を置くことによって、実質上退位があったと似た効果を演出できるといふ立場を採ったようである。けれども、政府は、こうした代替措置が人為的なものであってある種の戸惑いを誘発する態のものがあるのを感じていたであらう。臨調関係文書のなかに、「攝政制の運用により実質上の退位の意味を実現しようとの論は不徹底且つ有害なこと」とする消極的評価をくだしているのを見出すことができる(信山社版『皇室典範』一一七—一二三頁、〔資料25〕「皇室典範試案字句修正の理由」、一二二頁)。政府はまた、実質的・政治的な権能を欠いた象徴天皇制のもとにあっては、実際問題として「退位事由発生のおそれ」はまずあるまい、と高をくくっている

らしくもある(同頁)。

第五章 臨時法制調査会における「女帝の可能性」と「庶子の皇位継承資格」をめぐる論議

第一 「女帝」認否をめぐる

伝統としての男系・男子主義と新憲法

明治憲法第二条には「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス」とあって憲法レベルで皇位継承につき男系・男子主義を採ることが宣言されていた。これと対応して旧皇室典範第一条は「大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス」とあった。一九四六年七月発足の臨時法制調査会は、これを改めて女系あるいは女子にも継承資格を認めるかどうかの審議をゆだねられたことになる。明治期の支配体制は——女帝論、なかんずく「中継ぎ」役を果たすものとしての女帝を支持する論が皆無であったわけではないが——「祖宗の大憲」による「萬世一系ノ皇統」という伝統コンセプトにもとづいて男系・男子主義を採択するのに、さして多くを労する必要がなかった。しかるに敗戦後、しかも新たに四六年四月一三日公表された憲法改正草案の第一三条一項には「すべて国民は、法の下に平等であつて、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別を受けない。」と謳われている。典範中の男系・男子主義は、新憲法（とりわけ、性別による差別）と矛盾抵触するのではないかという新規の疑義を生ぜしめることになった。臨時法制調査会（第一部会）は、これにどう立ち向かったであろうか。

前提——宮内省の女帝否認論

この憲法問題については、直接の関係当局たる宮内省の作成した「皇統を男系に限ることは憲法違反となるか（昭

和二十一年七月二五日、宮内省」なる文書⁽¹⁾が、調査会に提出されている。まずはこれから考察をはじめよう。文書は論点を四つに分けて論じている。

(一) 〓憲法草案第一二三条(現行憲法第一四条に該当する―引用者挿入)は性別、社会的身分または門地による差別を否定しているから、これを厳格に解すれば、皇位の継承ということも、「この条文の関する限りでは否定されなければならぬことになる。しかるに皇位の世襲については、草案(憲法草案のこと―引用者)第二条が、明らかに、第十三条の例外をなしてゐる。それ故に、皇族女子に皇位継承資格を認めるかどうかといふことは、それが皇位世襲の原則から見ても、どうなるかと云ふことを明らかにした上で、決定しなければならぬであらう。」

(二) 〓そもそも世襲という観念は、伝統的歴史的なものであつて、それがおこなわれる各具体的場合によつてその内容を異にする。では一体、「皇位の世襲」とはどんな内容をもつか。皇室典範義解はこれを、「(1)皇祚を踐むは皇胤に限る(2)皇祚を踐むは男系に限る(3)皇祚は一系にして分裂すべからざることを三點に要約してゐる。」そしてこれは歴史上例外なくつづいてきた客観的事実にもとづく原則である。これ以外に他によるべき基準がない。「さうすれば少くとも女系といふことは、皇位の世襲の観念の中に含まれてゐないと云へるであらう。」(傍点―引用者)〓

(三) 〓へもつとも女系を否定しても女子の継承資格問題は別にある。「しかし女帝を認めるといふことはその御一代丈男子による皇位継承を繰り延べるといふ丈の意味しか持ち得ない。」歴史上あつた女帝は皇位継承者が幼年であつたので、その成長をまつあいだの一時就任でしかなかった。「かやうに考へると女帝の登極(皇位に就くこと―引用者)といふことは、むしろ皇位の不安定を意味するものと言へるのである。」〓

(四) 〓男女同権といふことは、国民のすべてに適用する法律上の問題について云ひ得らるゝことであらう」の

皇位継承資格者は国民の一部でしかなく、その一部における不平等は、「必ずしも男女同権原則の否定とは云ひ得ない。」また、男女平等の原則なるものは「あらゆる場合に徹底的にこれを実現し得られるかといふに……それは不可能にちか、ろう。」現に女帝を認めている英国のばあいでも、王位継承については、男女同親等のときは長幼をとはず男は女に先つことにしている。〕

(五) 〔以上の諸点に鑑み皇統を男系に限ることは、憲法違反とは言へない。〕

この憲法論の白眉は、(一)と(二)にあると言えよう。憲法改正草案第二条「皇位は、世襲のものであって……」⁽²⁾に出る「世襲」ということばにハイライトを当て、これを相対化しながら、その意味内容(観念)は「伝統的歴史的なもの」であると捉えたうえで、旧皇室典範がこれによって意味していた内容⇨実体のすべてを、新憲法(草案)第二条のなかに滑り込ませるといふ論理操作をおこなっている。この操作により、旧皇室典範の権威的な積義文書たる皇室典範義解の踏まえる「萬世一系」的皇統主義が戦後も生き残ることが、当然のことのように期待されているのである。

憲法(改正草案)第二条の世襲条項をこのように解してしまえば、「世襲」は、観念必然的に一系としての皇男子孫による継承のみを意味することになるのであって、それは、明治憲法第二条「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス」とする規定と本質的には違わないことになる。

ただし、こつ言つのみであれば、女系を排するだけであつて、かつて歴史上あつた女姓天皇の可能性は残っている。けれどもしかし、この点は(三)で否定される。これまでの女帝はすべて、男子払底の折、世嗣男子が就任するまでの、いわゆる「中継ぎ」女帝(男子による皇位継承を繰り延べるといふ丈けの意味しか持ち得ない)女帝)であつたとい

う歴史的事実を摘示する。そのうえで、男系男子に繋ぎをつけるためだけの女帝制は、「むしろ皇位の不安定を意味する」から、そんなものは制度上採るべきものではない、と断じ去るのである。

ここにみえる「中継ぎ」女帝消極論は、私の先行論文で取り扱ったとおり、井上毅ら、旧皇室典範立案過程で支配した男系・男子主義のイデオログによって唱えられたものであって、宮内省に代弁される日本支配層は相いもかわらずおなじイデオロギーに依存しているに過ぎない。

(四)で展開される男女同権原則の限界論は、結果において男系・男子皇統主義という伝統的な特定イデオロギーに仕えるものではあるが、その点を除いていえば、憲法論として取るに足る唯一の言説であると思う。そのことの意味については、後述するであろう。

臨時法制調査にみえる女性天皇肯定論

さて、このように宮内省は、男系皇統主義は合憲であり、かつ、制度として維持されるべきであるというポジションを、臨時法制審議会（第一部会）の面前に具え示した。委員のうち、宮沢俊義、鈴木義男、杉村章三郎、法制A事務官などは、女帝を認めるべしという意見であった。たとえば宮沢は、四六年七月づけのメモランダム⁽³⁾において、一般国民が皇族の身分を取得するときとして、「一般国民男子が天皇（女）と婚姻する場合」と「一般国民男子が皇族女子と婚姻し、その家に入る場合」とを挙げ、後者につき括弧書きで、「女帝を認める以上、かやうな場合を認めないわけには行かない」と説明しているのが、注目を惹く。前者では独身皇族女子が皇位に就いたのち、皇夫（皇婿）を一般市民男子から迎える場合が想定されている。ここでの女帝は歴史上あった「中継ぎ」女帝とは性格を異にする。歴史上のそれは、未婚（未亡人も含む）のまま幼年男子の成長を待つ形をとるものであったからである。宮沢の想定す

る女帝は現在のエリザベスII女王型のそれに近似していることになろう。⁽⁴⁾ 宮沢はまた、皇族女子と婚姻した一般市民男子は——「その家に入る場合」にかぎって——皇族となるべきだと考えるが、この発想は、たぶん皇族男子に嫁した一般市民女子は皇族になるという、もう一つ別の建前（現行皇室典範第一五条参照）と平仄を合わせるべきだということから来ているであろう。

杉村章三郎も女帝を排斥しない。ただ、その仕方がなかなか微妙である。すなわち一方で「皇位継承は現行法の如く直系、男系、長子、嫡出子主義に従うこと」とあって、原則として男系主義を採りながら、しかし他方で「現行法（旧皇室典範のこと——引用者）と異り配偶者なき内親王及び女王にも継承資格を認めること」⁽⁵⁾を説く。つまり、独身であるかぎり、皇族女子にも天皇たり得る地位を認めようという。これは、宮沢の考えとは違って、「一般国民男子」との婚姻およびそれにより生ずる皇夫（皇婿）といった制度は前提されず、したがって自らは子を持たないまま、次の儲君（皇太子）に皇位を譲る、歴史上いわゆる「中継ぎ」女帝のみを念頭に置いていると言えよう。しかも杉村のばあいには、女子の順位は、つねに同列の男子の後になるように構想されているから、⁽⁶⁾ 実際問題として女帝誕生という契機は滅多に生じないように配慮されているのである。杉村の立場は、官僚主義的妥協論ともいうべき巧妙さを具えている。かれは言う、「女帝の冊立（皇太子・皇后などを定めること——引用者挿入）は宮内省側の意見の如く望ましくないが全然拒否する理由もないから現在の攝政の場合の如く存在だけを認め事実実現しないようにすればよいと思ふ」⁽⁷⁾。ここでいう「現在の攝政の場合云々……」には、あるいは若干の解説があるかもしれない。旧皇室典範では——この点にかんするかぎり戦後皇室典範でも差異がないのではあるが——攝政就任順序は、「皇太子又ハ皇太孫」「親王及王」とまず皇族男子が先にあり、ついで皇后以下内親王および女王などの皇族女子が後順位で並んでいる（二〇、二一条。現行法一七条一項）。女性も——形だけは——攝政就任資格があるようにできている。しかし、たいていは、

男子間だけで摂政就任者の調達は片付き、女摂政が出現する可能性は実際上ない。旧皇室典範のもとでは女摂政は、ヴァーチュアルな可能性でしかなかったのである。これとおなじことを、女帝冊立でやればいいではないかというのが、杉村の意見である。もっとも、なぜそういう意見になるのかの理論的根拠を、おそらくかれは示すことができなかったろう。

大勢としての臨時法制調査会の男系・男子主義論

以上紹介した種類の女帝容認論が無いことはなかったにしても、臨調（第一部会）での圧倒的勢いは、明治以来の「伝統」を墨守することを以って良しとする線に与した。調査会の素案「皇室典範要領」「同（試案）」として残されているA案からE案までの五つの文書は、その冒頭第一に「皇位は、皇統に属する男系の嫡出男子が、これを継承すること」と掲げている点で首尾一貫している⁽⁸⁾。

かくして、四六年一〇月下旬、調査会として纏め得た最終結論は、以上の叙述から予想されるとおりの帰結、すなわち、男系・男子主義の堅持となったのである。「唯改正憲法が両性ノ本質的平等ヲ強調シテ居リマスル精神ニ照ラシテ見ルトキハ、如何ナル場合ニモ女帝ヲ認メナイト云フ建テ前ハ、聊カ考慮ノ餘地ガアリハシナイカ」という少数意見があることはあったがとしながらも、次のように自らの立場を正当化するのであった⁽⁹⁾。煩をいとわず左に引用しておきたい。

「……我国肇国以来ノ萬世一系ト申シマスノハ男系ニヨルモノデアリマシテ、コノコトハ歴史上ノ客観的事実デアリマシテ、女系ハ我が皇位世襲ノ觀念ノ中ニハ含まレテ居ナイト云フコトヲ申シ得ルト思ハレルデアリマス。斯様ナ次第デ、女系ニ依ル皇位繼承ハ認メ難イト云フノガ部会ノ結論デアリマシタ。従ッテ女系ヲ認メザル以上

ハ假ニ女帝ヲ認メマシテモ、ソノ御子孫が皇位ヲ繼承サレルコトハ不可能デアリマスカラ、単ニ女帝ノ御一代ダケ本来ノ繼承者タル男子ニヨリ皇位繼承ヲ繰リ延ベタニスギナイト云フ結果ニナルデアリマス。事情斯ノ如キモノガアリマスルト共ニ他面改正憲法ノ所謂男女同権ノ原則ハ国民ニ普ネク適用セラレルモノデアリマスガ、日本国ノ象徴タル地位ト云フ特殊性ニヨル特例ハ当然豫想シ得ラレルモノト解シ得ルノデアリマシテ、皇統ヲ繼承スルモノハ男系ノ男子ニ限ルト云フ従来ノ原則ヲ堅持スルコトノ結論ニ到達シテ居ル次第デアリマス。⁽¹⁰⁾

法制局等による研磨

臨時法制調査会の審議と並行して、皇室典範の法案化作業が法制局・宮内省を中心に推し進められた。多くは各条文の文章上の体裁・配列等の特有なドラーフツマン・シツプにかかわるので、本稿ではそれをフォローすることはしない。しかし次のことのみを言及しておきたい。すでにご案内のように皇位繼承は男系・男子主義を固持するという線が政府内で圧倒的であるなか、にもかかわらず法案化過程の最中であつてなお、女帝論が完全に消失してしまつたわけでない。四六年一〇月末の文書「皇室典範試案字句修正の理由」なるもののなかに、女帝論への揺るぎがみえる。

「一 (1) 女系も補充的に認めるべきであり、又女天皇も認めるべきである。(主たる理由、(1)両性の本質的平等。(2)天皇に實権なく、象徴すぎぬため女天皇でも不都合なし。(3)皇統の稀薄又は断絶を避ける。(4)各王朝の通例。)(但し、わが国の現実においては、夫の妻に対する影響が大なるを普通とするため(、)その順序は補充的とするを妥当とし、又、配(配偶者、つれあい―引用者挿入)あるも可とする。)(但し、本件は部会で慎重なる審議の上否決したる點であるから、原案でも已むなし。)⁽¹¹⁾」

この種の女帝容認論の運命については、おいおい後述するであろう。

さて、右に引用した議論のうち、(3)にご注意いただきたい。男系・男子主義のみでは、皇位継承者の調達に困難を来たすおそれがあり、これにそなえるためには、なんらかの形で女天皇を制度的に認めたいほうがいいのではないかという議論は、現今の「雅子皇太子妃Ⅱ愛子内親王」問題に関連しても、巷間よく聞かれるところである。このことはじつは、かつて一八八〇年代はじめ(明治一五年)民間知識人により開かれた嚶鳴社「女帝を立てるの可否」討論会において、提起された論点のひとつであった。このときは、女帝否認論者・沼間守一は、女帝を立てないために皇統絶えるなどという事態は「既往二千五百年間此事なし」と論じることによって、男系・男子主義が皇位継承者の調達に困難を生じさせるなどという観測は、単に杞憂に過ぎないと、これを一蹴した。そればかりでなくさらに沼間は、「爾後も亦是れなかる可きのみ」と将来にむけても樂觀論を言い放っている。⁽¹²⁾ 明治皇室典範における男系・男子主義の確立に決定的な役割を果たした井上毅も、その有名な「謹具意見」において、女帝を立てることがなくても、「従来ノ皇胤繁栄ナラシムル為ニハ他ノ種々ノ方法アリテ此ノ憂慮ヲ塞クニ充分ナルヘシ」⁽¹³⁾と語っているところである。

私は、明治支配層がなぜ男系・男子主義だけで「皇統の稀薄又は断絶」を全然心配せずにおられたのか、なぜ「既往二千五百年間」——沼間守一が断言するのが本当なら——この事態に当面することなしに済ませたのか、井上がいふ「皇胤繁栄ナラシムル為」の「種々ノ方法」とはなんであったのか、そういった疑問に遭着した。それを探索するために書いたのが、『庶出ノ天皇』・『女帝否認』と題する旧稿であった。そこで到達した結論は、男系・男子主義を貫きながら、しかも「皇胤繁栄」論があり得たのは、天皇家が嫡出子主義に固執せず、まことにおおらかに庶出の男子にも皇位継承可能性を開いていた制度があったからだ、ということがあった。

第二「庶出の天皇」の存否をめぐって

争点とならなかったことの意味——その探索

そうした観点からみると、新憲法体制のもとで生き残ることになる天皇制を構想するについて、少なくとも明治期には女帝問題と密接不可分の関係にあった「庶出の天皇」を、社会支配層はどう処理しようとしたのかが、大いに気になる論点となるのである。前置きはその程度にして、以下に、先に予告しておいた論点、「庶子を皇位継承資格者として容認するか」に入っていこう。

「庶子を皇位継承資格者として容認するか。」こと、この件に関しては臨時法制調査会では、ほとんど異論なく、庶子は皇位継承者たり得ないという線で統一され得た。明治皇室典範にあっては、第四条「皇子孫ノ皇位ヲ継承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ継承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル」および第八条「皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス」という二カ条によって、嫡出男子主義を原則としながらそれを補完するものとして庶出の皇子孫その他の皇族の参入を認容していた。戦後の日本支配層は、この点に関するかぎりは、一義的明白に明治旧制度を切り棄てたのであった。しかも、そうすることにおいて、ほとんど議論らしい議論も対立意見の表明もなかった。⁽¹⁹⁾ 私は、このこと、つまり臨調を中心として構成された専門家集団が「庶系ノ天皇」、「庶系ノ皇族」という伝統的コンセプトを、ほとんど議論の余地無しといわんばかりに、バツサリ切り棄てたことをいかに説明するかという問題に、興味を覚える。この問題は、後述するように、この後、第九一回帝国議会（とくに衆議院）では存外に、伝統的コンセプトに好意的な質疑が多発したという事実と照らし合わせて考察する必要がある。

こうして、臨時法制調査会に提出された「皇室典範要領（試案）」では、当初のA案からC案までは「(一)皇位は、皇統に属する男系の嫡出男子が、これを継承すること、し、(二)女帝女系及び庶出は、これを認めないこと」(傍点—引

用者」という文言が冒頭に在ったのに、D案以降は傍点部分は削除されたまま、要綱自身から姿をまったく没してしまふ。察するに、「男系の嫡出男子」という表現において、女帝および庶出はすでに論理的に排除されているという理解によるであろう。いまあらためて、もはや歴史的遺物と化した庶子制度を葬り去るのにはあえて明言を要しまいという考えにもとづくであろう。

このこと、すなわち戦後天皇制再編において「庶出ノ天皇」という観念を認めないとしたことは、女系・女帝を排斥し、讓位の制を斥けるについてひたすら歴史・伝統・沿革を重視して立論した臨時法制調査会の根本姿勢と対比してみれば、きわだった特徴と言わねばならない。というのは、明治皇室典範において「庶出ノ天皇」が容認されたのは、万世一系の男系皇統主義という、それ自体伝統の構成要素の一部であるところの歴史的観念によってであったという事実があるからである。皇室典範義解は、「皇統絶エサルコト綫^{せん}ノ如シ若庶系ヲ立ツルコトナカリセハ当時既ニ言フヘカラサルノ事アラム我カ国ノ庶出ヲ絶タサルハ実ニ已ムヲ得サルニ出ル者ナリ」と述べ、「萬世一系ノ皇統」を成立維持するうえで「庶出ノ天皇」は「実にやむを得ざるもの」であるとして、これを正当化していたものである。

実をいえば、明治法制官僚は「庶出ノ天皇」観念を皇室典範に入れ込むのに、ほとんどなんの困難も無かった。典範案を審議した枢密院会議でもこの点につき実質的な討議はゼロであった。旧典範第四条・第八条の該当部分は、空気みたいに当たり前のこととして、社会支配層は受容したのである。

このことと対比してみると、戦後の臨時法制調査会は今度は、このおなじ「庶出ノ天皇」という制度をまったく対決議論を欠いたまま、当たり前のこととして斥けた、と言えるのである。

「庶出ノ天皇」を法制度上は認めるかしないかは、天皇という存在に重きを置く国家にとっては、けっして軽々に取り扱われてはならない主題であったのではなからうか。明治において社会支配層は「庶出ノ天皇」を暗黙のうちに容

認し、そして今度は戦後の社会支配層はおなじ観念（Ⅱ制度）を易々として葬り去ろうとしている。これは一体なんだ。こういうことがさり気なく罷り通る日本国というのは、一体どういう国なのだ、という想いを私は禁じ得ない⁽¹⁶⁾。ともあれ、このように「庶出ノ天皇」は考慮の圏外におかれ、これと連動して「庶出ノ皇族」もまた否定されるといふ建前が前提されたばあいには、このあと法制官僚に期待されるほとんど唯一のことは、当時現在する「庶出ノ皇族」をどう処遇するかという類の問題の片付けいかんであったにすぎないのである⁽¹⁷⁾。

男系男子主義を内実とする「萬世一系の天皇」イデオロギーは、旧稿でも考察したように、日本社会一般に通用する「家」制度と無関係ではなかった。一夫多妻主義を前提とする男性家長の「家」支配の構造である。明治法制官僚らが、皇室典範制定において庶系の皇族を容認するにさいし前提とした、天皇家における一夫多妻主義（そう言うって悪ければ、一夫一妻多妾主義）は、天皇家に突出して存在する特異制度ではなかった。少なくとも、継ぐに値する家督・家産を持つ社会上層部も似たりよつたりの庶系子女を抱え持っていたのである。なるほど明治法制官僚は、近世以来の伝統的な「家」制度にある種の修正を加えることを——諸外国に外観上見せなければならぬ「社会の近代化」要請のゆえに——余儀なくされはした。けれども、明治法制官僚は「家」制度そのものは守るに値するもの、守らなければならぬものと捉えていたから、結局においてかれらがやったことは、近世的な「家」制度を明治国家に適合的な「家」制度に仕立て直すことであつたのである。

ところが、敗戦を契機として日本国憲法下構想される家族制度は、「家」を解体し、個人の尊厳にもとづき、多妾制を取り込んだ偽似一夫一妻制ではなく、西欧標準型の一夫一妻制でなければならなかつた。こうして、民法が支配する一般社会では、もはや庶系子女をそれとして容認する規範は消える運命にあつた。

ということは、天皇家だけが突出して「お妾さんとその子女」をそれなりに公認する建前を採ることは、いろいろ

な意味においてむずかしくなる。すなわち、「庶出の皇族」は一般社会からの支え棒を持ってなくなるのである。戦後の社会支配層は、こうして「庶出の天皇」「庶出の皇族」を切って棄てることにしたのである。

この政策決定は、皇室典範を審議することになる第九一議会において、法制官僚らによってどう説明され、議員諸先生がたはこれをどう受けとめたか、この事情は後に考察する。

(1) 信山社版『皇室典範』七九―八〇頁、〔資料14〕「皇統を男系に限ることは憲法違反となるか―昭和二十一年七月二五日、宮内省―」。

(2) この文言が、マッカーサー・ノート（高柳賢三ほか編著・前掲書I、九八―一〇一頁〔No.7〕）でいわゆる三要件のうちの天皇に関する第一項第二文“His (Emperor's) supplied by the present writer) succession is dynastic”に由来するのは、すでに先になんども指摘したとおりである。

(3) 信山社版『皇室典範』七一―七四頁、〔資料9〕「皇室典範に関して―昭和二十一年七月、宮沢委員―」。

(4) ただし、宮沢が、女性の王位就任は同列線上に男性皇族のいないばあいに限るというイギリス方式を採用するのを、良しと解していたかどうかは、かれのメモの文面からみてかならずしも明らかでない。宮沢は皇位継承の順序について「従来の家督相続の順序による。」という考えてあった。家督相続の順序を定める当時現行の民法旧規定（九七〇条）第一項第二号によれば「二親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス」とある。もしこれが皇位継承順序に準用されるといふのであれば、宮沢は、その主張においてイギリス方式を推挙していることになる。

(5) 信山社版『皇室典範』七六―七七頁、〔資料11〕「皇室典範に関する意見（杉村委員）」。

(6) 前掲書七八頁、〔資料13〕「部会に於いて未決定の皇室典範試案に対する結論的意見―昭和二十一年八月二四日、杉村委員―」。「皇位は皇統に属する皇子孫之を継承す」べきものとし但し女子の継承は皇族男子の皆在らざる場合に限ること。」

(7) 前注に同じ。

(8) 信山社版『皇室典範』八一―八二頁〔資料15〕「皇室典範要領」〔A案〕、八二―八三頁〔資料16〕「皇室典範要領―昭和二十一年八月一〇日―」〔B案〕、八三―八四頁〔資料17〕「皇室典範要領（試案）―昭和二十一年八月一六日―」〔C案〕、八四―八六頁〔資料18〕「皇室典範要領（試案）―昭和二十一年八月三〇日―」〔D案〕、八六―八七頁〔資料19〕「皇室典範要領（試案）―九月二七日―」〔E案〕。

このうち、A案からC案までは「女系、女帝及び庶出は、これを認めないこと」という文言が付属しているが、D案・E案ではこの部分が欠落している。おそらく、この文言は「男系の嫡出男子が、これを継承する」という命題から当然に出てくる論理的帰結であるに過ぎないと解釈されることにより削除されたのであろう。

(9) 信山社版『皇室典範』一〇七—一〇九頁〔資料22〕「臨時法制調査会第二回総会における関屋第一部長代理の経過報告(案)」。
前掲書一〇八頁。

(11) 前掲書一一七—一二三頁〔資料25〕「皇室典範試案字句修正の理由—昭和二十一年一月二二日渡—」。

(12) 「櫻鳴社討論『女帝を立るの可否』(遠山茂樹編『日本近代思想体系 天皇と華族』岩波書店、一九八八年、二八九頁)。

(13) 小林宏、島善高編著『明治皇室典範(上) 日本立法資料全集一六』信山社、一九九六年、三四七—三四四頁、〔資料30〕「謹具意見(井上毅、明治十九年)」三五一頁。なお、参照、奥平康弘「『庶出ノ天皇』・『女帝否認』」『神奈川法学』三六巻一号、二〇〇三年、四八頁以下。

(14) 例えば宮沢俊義委員は、臨時法制調査会発足時点で提出した意見書(信山社版『皇室典範』七一—七四頁〔資料9〕「皇室典範に關して—昭和二十一年七月、宮沢委員—」において、端的に「(イ)皇族の身分の取得及喪失……(ロ)庶子及び私生子は皇族の身分を取得しない。」と論じている(この命題のもとでは、庶出の皇族はあり得ないのだから、庶子は皇位継承資格を欠き、「庶出ノ天皇」は想定外である)。宮沢意見は、女帝・皇族女子の婚姻・天皇の退位などその他の点で、臨時法制調査会のなかのマイノリティであった。しかしながら、こと庶子・私生子の皇族不参入に関する意見にかぎっては、いち早く臨調各位の——暗黙の——同意を得たようである。

宮内省がほぼ同じころ臨時法制調査会に提出した文書(信山社版『皇室典範』七五—七六頁〔資料10〕「皇室典範として考慮すべき問題—昭和二十一年七月九日—」、高尾亮一「皇室典範の制定経過」憲法調査会事務局、一九六二年、四—七頁)には、「二、庶子を皇位継承資格者より除くか」という形式で、この論点が示されている。「除くか」という言葉遣いに、結論への傾きがうかがえるが、果たせるかな、この問いにつづいてすぐ、「假りに除くとすれば」とあって、そのばあいの後始末としてどんな問題処理があるかが——まことに実務上の見地から——四項目に亘って挙げられている(そのうちのひとつに「(一)現存庶子の皇族の處遇をどうするか」という問題項目があった。たしかに、こうしたことの後始末がないわけにゆかない。そしてこの問題については、のちのことに属するが、新しく制定された皇室典範附則②によって、「現在の皇族は——庶系のそれであっても(引用者挿入)——この法律

による皇族とし……嫡男系嫡出の者とする。」ということになり、めでたく片付けられたのであった。こうしてみれば、宮内省に代表される社会支配層は敗戦後比較的早い時期に、明治の伝統としての「庶出ノ天皇」「庶出ノ皇族」のコンセプトの廃絶を指向していたとみていいであろう。

(15) 伊藤博文『憲法義解』一八八九年初版、一九三六年増補一五版、丸善株式会社、一三八頁。

(16) もちろん私といえども、このことの背後に、明治に伝統的な世襲にもとづく天皇制が、じつは、明治期に創設された民法上の家督相続制度と無関係ではないこと、とりわけ、この民法制度が独特な仕方で庶系子女に家督相続の可能性を認めていたことと無関係でないということ、そしてまた、敗戦後の戦後改革にあつて、こうしたことも含む「家」制度の解体がせまられつつあったこと、などなどの大きな流れがあつたことに、まったく無知なわけではない積りである（例えば、参照、大竹秀男『家』と女性の歴史〔弘文堂、一九七七年〕、村上一博『日本近代婚姻法史論』（法律文化社、二〇〇三年）。それにしてもしかし、社会体制側の「庶出ノ天皇」切り棄ての、替り身の速さは——明治初期における例えば井上毅らの「庶出ノ天皇」への確信と対比すればするほど——私には所詮驚きである。

(17) 前注(14)で指摘したごとく、この後始末的な問題は、皇室典範附則②として結実したのであった。こうした経過措置により庶系の皇族は、戦後もそのまま皇族身分を保持し得たのであった。もつともしかし、一九四七年段階に入ると大量に生き延びた皇族の整理が問われるようになり、四七年一〇月一三日、戦後初の皇室会議で、ときの天皇裕仁の嫡男系三人の弟たちから構成される直宮^{じきみや}たる三宮家を除くすべての皇族の臣籍降下申請が受理され、翌日、実行されたから、それとともに「庶系の皇族」も存在しなくなった（私のこの認識を前提とすれば、附則②に関する園部逸夫『皇室法概論』第一法規、二〇〇三年、五三一頁の「ただし」の部分の記述は、不正確、少なくとも適切さを欠くことになる）。

第六章 GHQと皇室典範

臨時法制調査会が、新皇室典範立案過程に入ってまもなく、構想中の各論的な諸点に関して日本側（法制局）とGHQ（GS）とのあいだの折衝がはじまり、個別論点をめぐり関係係官のあいだで意見の調整が試みられることとなる。⁽¹⁾ 本稿の主題にしたがい、この間の事情を略記して置こう。

天皇の退位問題

これについてのGHQとの交渉経緯を、臨調の最終報告は、次のように要約している。

「當初総臣〔司〕令部は皇位継承の原因を天皇の崩御の場合に限ることについては、自然人としての天皇の自由を拘束し過ぎるとして、天皇の退位の自由を認むべしとする意向を示してゐたが、臨時法制調査会に於ける審議の段階に於て、これを放棄した。これは総司令部の間に、天皇の退位を認める場合には、野心的な天皇が退位して政治運動に身を投じ、前天皇としての有利な立場を利用して、内閣総理大臣にでもなると云ふやうなことがあつては困るから、却つて退位を認めない方がよろしいと云ふ意見が出た為である。⁽²⁾」

さいごの点、つまり、天皇退位という手段が政治的に悪用され結果において天皇家の政治勢力の復活につながる恐れがあるという発想は、いかにもGHQ的なものがある。けれどもまた、日本事情に半可通なたいへん書生っぽい議論であったのも否めない。天皇退位をどのように制度づけるにしろ、退位には国会等で承認を得るに足る理由の開陳が手続きを必要とすることになろう。⁽³⁾ そうすると、天皇の側の、政治家となり総理大臣になって政治活動に当たりた

いというむねの退位理由は、そう簡単に市民的な賛同を得られようはずもなく、また、その点の心裡留保したうえの退位もまた、政治的な支持勢力を結集し得るに必要な市民的合意調達をするのに困難を来すはずである。この点のGHQ危惧は観念的であり現実味を欠いていた、と私は思う。

この問題を含み皇位継承関係領域で折衝の任に当たったのは、GHQ民政局政治部サイラス・H・ピーク博士⁽⁴⁾と法制局第一部長井手成三および終戦連絡局連絡官藤崎萬里⁽⁵⁾であり、藤崎は主として通訳担当であったと推定される。一般に入手し得る文書⁽⁶⁾によれば、ピークは「天皇ノ退位ヲ認メヌ理由」を問い、井出が「上皇制度ナド歴史的ニモ弊害アリ寧ロ攝政制度ノ活用ヲ可トス⁽⁷⁾」と答え、以下両者のあいだに次の問答があったとされる。「P（ピーク―引用者）昔ハ退位ハアツタカ。／井（井出―引用者）然リ。P 退位ヲ認メヌハ明治天皇ノ思召カ。／井 ソノヤウニハ聞イテキナイ。／P 退位ヲ認メルト近（今）上陛下ニ影響スルコトヲオソレタカ。／井 ソノヤウナ顧慮ニ出デタモノデハナイ、寧ロ一般抽象的ナ論究ノ結果ナリ。」⁽⁸⁾

先に引用したGHQのポジションである①「退位を認めないのは「自然人としての天皇の自由を拘束し過ぎる」のではないか」という懸念および、②「退位は退位後の元天皇の政治活動につながる」という、そのいずれも、その問答を示す文書に、いまのところ私はアクセスできていない。このうち、①の「自然人としての天皇の自由」は、のち本稿においていささか展開する人格的自由という憲法上保障さるべき権利自由に関わって論ぜられてしかるべき論点であると思うが、少なくともピーク博士は、そういった憲法解釈にもとづいたうえで当面の議論を押し出しているようにはみえない。総じてかれの側に憲法論的な迫力をもって法制局にせまる勢いが、しかし十分には感じられないのである。⁽⁹⁾

女帝否認問題

女帝是非問題に関しては、先にも引用した「(GHQとの)交渉の経緯」と題するまとめに立ち戻ってみるとこうある。「……(GHQ側は)引用者挿入)女帝を認むべきや否やに付ては、女子は男子よりも後廻しにするにしても、絶対に女帝を認めないと云ふことはどうか、と云ふ疑問を持ってゐた様であるが、當方から「、」女系を認めないで、女帝だけを認めても意味ないこと。「、」日本の歴史上女帝に弊害の伴った事例あること等を説明したところ、先方は固執しなかった。」⁽¹⁰⁾と要約されている。

この部分に該当するピック、井手問答のやりとりを見れば、次のようである。

「P 女帝ヲ認メヌコトハ男女平等ノ原則ニ反セヌカ。／井 女系ヲ認メヌ以上女帝ヲ認メテモ一時的ノ攝位ニスギズ胎中皇子ノ場合直系ヲ維持スルトイフ場合以外大ナル意味ナシ、dynastioノ意ハ日本古来ノ歴史カラ見テ男系ト考ヘテアル、コノ男系世襲ノ原則ガ男女平等ヲ超ユル英、和(オランダ)引用者)ノ如キモ弟ガ姉ニ優先シ完全ナ男女平等デハナイ。／P 日本ニモ垂古天皇ノ如ク女帝ハアツタ、但シ女系ガナカッタコトハ承認スル、大體ソノ考ヘ方ヲ支持スルガ、継承権ノ範囲カラ全然女子ヲ外サズ範囲モ定メズ寧ロイキナリ順序ヲ書イテ後順位ニ女子ヲオイタラドウカ、理論的ニ承認シ得ルコトニシテ、事実ハ全然承認セヌコトニスレバ如何。又皇族ガ全然ナクナル場合ナド承継サセレバ如何。／井 女帝ヲ認メテモ一時ノ延長トナリ、ソノ後継ナキタメ大シタ効果ナシ「、」寧ロ皇族ノ範囲ノ減少ヲ防グ措置ヲ採ルベキデアラウ。」⁽¹¹⁾

ここに見られるGHQとの折衝経緯のなかで興味を惹くのは、差し当たり二点ある。第一、GHQ側は、男女平等の原則のもとで女帝を全然認めないのはおかしいのではないかという疑問を呈したのに対して、日本側は憲法が明文

を以て定めた——そしてしかも、「マッカーサー・ノート」がおおらかに認めたところの——「世襲の」(= dynastic) という観念を武器に使用して効果的に反撃に出ている点である。もともとマッカーサー側が“dynasty”という点によって何を意味したのかを示す公文書が在るのかどうかを、私は知らない。けれども、これを用いた側でもその意味内容を厳密に詰めて理解していなかったのではないかと推測される。「同一系統の子孫の統治者たちによる世襲」⁽¹²⁾、すなわち血統でつながる「王朝」といった常識的な了解のもとで、それは使われたものに違いない。逆にいえば、神聖ローマ帝国のばあいのように選挙侯らによる選挙による帝位継承制や、古代ローマにおける市民公選制による統治者決定制などを否定した形で、ごくごく素朴あるいは粗雑なレベルで現前にある天皇制の皇位継承のありようを肯定したものとして、それは意味されたに過ぎないと思う。

いってみればGHQ側の「世襲」観念は、その内容が空虚とはいえないにしても、きわめて漠然とするものであった。そこで日本側は、その点に目がけて、内容が一杯詰っているイデオロギッシュな「世襲」観念を武器にして、論戦に臨んだ。<“dynasty”>といったら「日本古来ノ歴史カラ見テ男系ト考ヘテアル。」男系主義以外は「世襲」とは言わないのだ<と>といった種類の言説である。

GHQが「世襲」の原則を良しとみたのは、「日本古来ノ歴史」を背景に統一国家をまとめ上げ、臣民の信頼と尊敬を一身に集めている現前の天皇制を維持することの内にさまざまな効能を読み取ったからである。この点で、かれらにとっても、その中身を批判的に検討したうえのことでないにしても、「日本古来ノ歴史」を何らかの形で支持しないわけにはゆかない。こうした「歴史」と「伝統」を欠いた天皇制からは、かれらの予想する効能は期待しがたい。そのかぎりGHQは全く新しい天皇制を創ることに何の関心を持たなかったのである。⁽¹³⁾ 総括するに、GHQは「世襲のもの」とする天皇制を肯定することによって、天皇家に付いてまとわるあれこれの制度構成要素を「歴史」や「伝

「統」にもとづいて正当化する日本側の議論には、有効な対抗軸を持ってない立場に立たされていたのである。

「日本古来ノ歴史」に照らせば、「世襲」とは男系主義にきまつており、それ以外の何物でもないという日本政府側の主張に対して、GHQ側は、それに実体的に立ち向かい得る歴史認識を持っていなかった。また、男系主義という制度Ⅱ慣行がいかなるイデオロギー的な基礎にもとづいたものであったのかをきちんと分別し得る地点にも立てないでいた。そして、そうしたイデオロギーが、日本の側の支配層がこの社会全体にわたる支配を貫徹させるうえで、どんな役割を果たしてきたかの分析をなし得る知識・経験をも持ってもいなかった。かくして、簡単にいえば、GHQは、日本法制官僚が説く男系・男子主義による「世襲」主張に、自らシャツポを脱いだのである。

ひとたび天皇制論者が明治伝統的な男系主義イデオロギーによって自らの橋頭堡を築き得たならば、天皇家の歴史にかつてあった八名十代の女帝実例にもとづく弱々しい女帝肯定論さえも、GHQは維持し得なくなる。すなわち、へかつての女帝はすべて、男系をつなげるだけのための「中継ぎ」天皇でしかなかったのであって、そういう補充的暫定的な制度を採る必要性はない（それよりは、汎用的な性格を持つ摂政制を活用したほうがいい）²という言説にGHQは切り込めないのである。ちなみに、「中継ぎ」女帝説が真実歴史に照らして正しい解釈であるのかという問題をより客観的に検討の要があるが、それとは別に、一八八〇年代はじめ（明治一〇年代前後）嚶鳴社・島田三郎、歴史思想家・小中村清矩、さらに小中村に依る法制官僚井上毅などの男統主義者たちが「中継ぎ」女帝不要論を構成して勢いを得、それが明治皇室典範第一条（「祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」）へと結晶化してゆく、イデオロギー的な側面に着目しておかねばならない。この、明治に伝統的な男統主義イデオロギーが効果的に呼び戻され、GHQを煙にまくのを手伝ったのであった。

第二に指摘したく思うのは、右に述べたことと多少オーバーラップするが、男女同権を掲げて女帝容認を迫っている

ものの、GHQそのもののポジションが当初からたいへん妥協的な性質を帯びていたということである。それは何よりも、せめて女帝可能性の余地を規定のうえだけ残して——順位をずっと下におくことによつて——実際には女性にけつして出番が来ないようにするわけにはゆかないのかという打診の仕方に現われている。これと相似の見解は、臨時法制調査会における杉村章三郎の採るところであった。しかしながら、こうした外観取り繕い主義を以つてしては、伝統にもとづく確信的男系主義者とは到底太刀打ちできないのである。なに分にも男女平等原則よりも優越して「男系世襲ノ原則」があると唱える確信論者を相手とする以上、GHQとしてはもっと強く、ほとんど絶対的に平等原則を主張しなければならなかつたはずなのである。

しかしながら、元来が特権的世襲主義によつて構築される君主制を容認し前提にしたうえで、男女平等原則を絶対的に唱えることはむずかしい。GHQは、イギリスやオランダの女王たちをモデルあるいは理想していたであろう。けれども、これは日本法制官僚が効果的に反論するように、継承順位のなかで後順位にあつた女性が偶然に——平等原則によつてではなくてその例外として——王位に就き得た実例でしかなかつたのであつて、所詮、女性差別的な制度であるという本質をおなじように具有している。

こうしてみれば、明治典憲創始に当たつた法制官僚が女帝論を排斥するとともに、それと裏腹に庶出の天皇・皇族を存続させる努力を払うなかで味わわねばならなかつた苦悩と緊張感を、戦後の法制官僚は、GHQの女帝論と対決するさいにはついに経験せず済んだと思う。敵は、ちよろいものであつた！

無難な「庶系の皇族」否定論

残る最後の論点は「庶子を皇位継承資格者より除くか」であるが、これは、元来がGHQとの関係では折衝問題に

非常になりにくい性質のものであった。⁽¹⁴⁾

伊藤博文、井上毅らの明治法制官僚らは、心底から男系主義と庶系皇族容認主義とを両者不可分のワン・セットと考へ、この点における日本独自性を——西欧人の目を気にしながら⁽¹⁵⁾——維持するのに、頭を悩すところがあった。さて、戦後の法制官僚らはどうであろうか。一方で、かれら自体において、公然あるいは堂々、庶系皇族容認主義を——男系主義堅持のために——固執するほどの熱意を持っていなかったと思われる⁽¹⁶⁾。かれらは、独特な家督・家産相続の仕組みを中核とする「家」制度の改革推進を課題として感じていた。こういう課題を抱えていたこと自体が、すでに明治法制官僚と区別される。戦後の法制官僚は、天皇家における「家」的なものを、それだけ切り離して維持することに熱意を持てなかったと思う。すなわち、近代的な家族制度を確立するについて、天皇家だけは例外・別扱いにするという政策を、あえて採る気はなかったであろう。

加えて、かれら戦後法制官僚らはこの点、すなわち庶系皇族容認制度、したがってまた一夫多妻制を断固固執しようとするばあいには占領軍という外部権力者に認めて貰わなければならないという——明治法制官僚が幸いにも回避し得た——難問を抱えていたのである。かれらは、こうした対外的な困難に立ち向かい火中の栗を拾う意欲を持たず、またその必要も感じなかったとしても、なんの不思議もない。

そういった次第であるから、私の見るところ、庶系皇族容認主義はGHQとの関係では、討議事項とはならず終始したのである。

(1) 高尾亮一「皇室典範の制定経過」『憲法調査会資料2』憲法調査会事務局、一九六二年、二七頁、によれば、「占領軍に対して、皇室典範の研究を連絡した最初は、二十一年七月一二日であった。」つまり、臨時法制調査会が第一部会を開いたのと、ほぼ同じこ

ろのことである。

- (2) 信山社版『皇室典範』一七九―一八〇頁〔資料49〕「皇室典範案に関する交渉の経緯」一七九頁。
- (3) 退位は、単なる行方不明（失踪）といった事実上の行為ではない。それが制度化されるためには、意思表示をはじめ、これを承認するための国会等による一連の手続が無いわけにはゆくまい。
- (4) ピーク博士は、コロンビア大学における近代中国史の専門家として知られ、おなじコロンビア大学出身のヒュー・ボートン博士（一九四二年春から一九四八年半ばまで国務省勤務）と親しかった（Hugh Borton, *Spanning Japan's Modern Century*, Lexington Books, 2002, p.78, 194）。また、その在日中はおなじくコロンビア大学出身のトーマス・A・ピッソンととくに交流が深かったようである（ピッソンへ中村政則、三浦陽一訳『日本占領回想記』三省堂、一九八三年、随所）。ピークは、ピッソンならびにケネス・コールグループ（シカゴ大学政治学教授で、GHQ政治顧問として短期に滞在した）との三人の連名で、一九四六年七月一日づけでGSに宛て「憲法草案の日本語と英文の相違」と題する文書を提出している。この種の活動で知れるように、ピーク博士は民政局にあつて憲法・皇室典範の作成過程にかかわったことは間違いない。GHQにおけるかれの役割は、しかしながら、経済科学局のかかわる財閥解体や営団組織の再編など、どちらかというところと経済機構部門においてであったようである。いずれにせよ、明治国家が作り上げた独特な「皇室典範なるもの」に深い知識、とりわけ専門的・批判的な知的財産を十分に持ち合わせていたようにはみえない。
- (5) 藤崎萬里「司令部との関係について」『内閣法制局の回想』一九八五年、一六七―一七三頁参照。もともと、残念ながらこの回想には、皇室典範案にかかわる言及は無い。
- (6) 信山社版『皇室典範』一五七―一五九頁〔資料40〕「皇室関係法案について―昭和二年八月三〇日会談―ピーク、井出、藤崎―〔A〕」一五八頁。
- (7) 天皇退位制をとらず、その代替策として、摂政の制度を適宜活用したほうがいいのだとする、この日本側の説明にピークが納得したのかどうかは、要約文でしかない本件文書からは不明である。どちらにしても、この摂政代替案は、私が本文で先に示して杉村章三郎アイディアである。井出がこのアイディアを採用してピークに公然と説明してみせたことの実際上の意味は小さくない、と思う。この点、のちに考究する。
- (8) この言説は、虚偽であると言えると思う。というのは、本文で既に指摘したように、臨時法制調査会の最終報告にあつては、天

皇退位制を採らなかつた理由のひとつに「従来ト甚ダシク異ツタ原則ヲ法文ニ掲ゲルコトニ依リ、現実ノ事態ニ対シ諸種ノ憶測——霧圍氣トヲ生ゼシメテ困難ナ事態ヲ招来スル虞ガアルコト」(傍点—引用者)が挙げられているのである(信山社版『皇室典範』一〇七一—一〇九頁〔資料22〕)。「臨時法制調査会第三会総会における関屋第一部長代理の経過報告(案)」一〇八頁。すなわち、内向きの話では「天皇陛下ニ対シ奉リゴ迷惑ヲカケルコトノナイヨウ恐縮」し、外向き、つまりGIIQに対しては、「今上陛下ノコトナド、コレツポツチモ考エテオラス、一般的抽象的の制度論ノ帰結スルトコロナリ」と答えているがごとくであるからである。

- (9) 本文で取り上げた〔資料40〕の問答のなかには、皇族の婚姻の自由・不自由をめぐる箇所がある。「P 結婚ハ許可ヲ要スルカ。」「井 多分然リ、皇室ノ尊敬維持ノ見地カラ。」「P 一般国民ト區別スルノハ稍行過ギデハナイカ。」「井 ドウシテモ結婚ヲ認メネバナラヌヤウナラ離脱シテ一般国民トナラレルコトモ考ヘラレル。」というのがこれである。「皇族は婚姻の自由がないが、それが厭で、自由に結婚しないのなら、皇族たることを止めればいいではないか」というのである。私は、これはひとつの正当な答えだと思ふ。ところが、かれらが当面しつつあった皇室典範案には、天皇を含む種の皇族には、身分(地位)皇族離脱の自由がないのである(皇室典範第四条および第一条第二項)。井出の合理化論は部分的にしか当たらず、ピークはそのところを追撃していない。

(10) 信山社版『皇室典範』一七九—一八〇頁〔資料49〕一七九頁。

(11) 前掲書一五七—一五八頁〔資料40〕一五七—一五八頁。

(12) “dynasty” のこと Webster's Third New International Dictionary, G & C. Merriam Co. (1976) 第一項目の記述。この辞典は、さらにそこから転用したとみられる他のふたつのものを記しているが、それらはいずれも、マッカーサー・ノートで意味する“dynastic”と無関係である。

(13) 当時日本国をほぼ全面的に掌握し得ていたアメリカ支配体制のあいだで相対的に優位を占めていた天皇制存置派は、天皇制を存置させ、これを利用することが、占領目的上、強いては自国国益上、有益であるという功利主義的な配慮からであった(しばしば引用される言説であるが、四六年一月、マッカーサー最高司令官はアイゼンハワー陸軍参謀総長宛てメッセージで、天皇を排除すれば「ゲリラ戦が各地で起こり共産主義の組織的活動が生まれる。これには一〇〇万人の軍隊と数十万人の行政官と戦時補給体制が必要である」と述べていること、山極晃、中村政則編著『資料日本占領—天皇制』大月書店、一九九〇年、四六三—四六四頁、〔資料一四七〕「CA第五七二三号グラス・マッカーサー元帥から米国陸軍参謀総長(アイゼンハワー)あて一九四六年一月二五

日」。あるいは、時期的にややのちのことに属するが、四八年七月のニューヨーク発UP電が天皇の存在は「マッカーサー元帥にとって二十個師団にも匹敵する」と評されたこと——たとえば、みよ、小熊英二『「民主」と「愛国」』新曜社、二〇〇二年、一四九頁——を想起されたい。かれらにとっての天皇制の功用は、民衆に対して摩訶不思議な統合的な効果を保有する天皇制の機能であった。この機能たるや、独特な歴史と伝統を背景にして培われてきた制度の所産にほかならない。この制度に、いたずらにメスを揮うことは、かれらにとっては、元も子もなくなるかもしれないのであった。こうして、かれらにとって、「皇室典範なるもの」は改革の対象としては、まことに微妙な存在であったに違いないのである。

(14) アメリカ社会が一夫一婦制に強いモラル・アイデンティティを持つことを象徴的に表現するのは、モルモン的一夫多妻主義規制に対する合衆国最高裁判所の合憲判決である (Reynolds v. U.S., 98 U.S. 145 (1878))。「一九世紀アメリカにおける一夫多妻制と憲法上の葛藤」という副題を持つ (Sarah Barringer Gordon, *The Mormon Question*, Univ. of North Carolina Press, 2002) は、アメリカ社会における一夫一婦制イデオロギーの形成を考究した最近の労作として注目に価する。

(15) このことに関し、参照拙論文「『庶出ノ天皇』・『女帝否認』」一〇四頁以下。

(16) 右拙論文において私は、「庶出の天皇」を容認するについて、日本法制官僚は、西欧人の目を気にしながら、隠れるようにこれをおこなったことを炙出したつもりであるが、このような見方とは別に、「皇庶子を堂々と皇位継承有資格者として典範に規定した事」(傍点—引用者) (里見岸雄『国体憲法学』二松堂書店、一九三五年、二九二頁) をわが皇室の特質として高く評価する立場もあることを記しておかねば公平を失するであろう (もともと、私のみるところ、論者は「堂々と……規定した事」をなんら論証していない。そう確信しているだけのように見える)。

第七章 第九一帝国議会に向けた政府の対策——法制局「想定問答」(各論部分)

皇室典範案上程の準備

政府は、一方でGHQとの接衝を経て、その承認を得るとともに、他方で枢密院官制六条三号(「帝国憲法ニ附属スル法律及び勅令」)にもとづき内閣提出法案としての皇室典範案を枢密院に諮詢する手続をすすめた⁽¹⁾。そして一九四六年一月下旬、枢密院は、「(法案の)趣旨はこれを是認すべくその条項も亦概ね相当と考へ」、帝国議会にこれを提出することを承認するむね報告した。私はここで枢密院審査過程を細かく検討することは避ける。しかし、全体としても、また本稿の考察対象たる論点についても、さして深刻かつ考慮に価する異論が見られなかった模様であるので、この不作為は許容され得ると思⁽²⁾う。

こうして局面は、四六年一〇月七日に成立させ十一月三日公布された日本国憲法のもと、新皇室典範案を審議する第九一回帝国議会へと移ることになる。本稿では、帝国議会討議の検討に入るまえに、政府(法制局)が議会対策用に作成した「皇室典範案に関する想定問答」(四六年一月)なる文書の関係部分の若干を紹介するのが便利であるだろう。もっとも、あらためて「想定問答」といっても、政府(法制局・宮内省)のポジションについては臨時法制調査会およびGHQ接衝の過程ですでに、ほとんど出尽くしているのであって、ここではいままでの検討では十分に表しなかった類のものだけに言及をとどめて、不可なからうと思う。

退位制否認の理由

第一、「天皇の退位」を採らなかつたことの理由づけについて「想定問答」が提供する論理には、ほとんど新規な性

格のものはない。すなわち、「退位を認めるとすれば歴史上に見る如き上皇、法皇的存在の弊を醸す虞があるのみならず、必しも天皇の自由意思に基かぬ退位が強制されることも考へられる。」⁽³⁾として、退位制の（歴史的な）弊害面が前面に押し出されており、その半面、天皇の自由意思の尊重といった自由権的な配慮は全くないと言ってもいい。⁽⁴⁾

天皇は生存するかぎり天皇たるべしとする要請は——個人的・人格的な対抗利益がおよそ顧慮されることなく——天皇制の維持という客観制度目的から発するものであって、発想的にはカントの定言命題で排斥されているはずの人格手段論であるという性格を消すことはできない。

ひとつ注目を惹くのは、この案件末尾に括弧書きで付加されている文章である。こうある。「(将来野心のある天皇が現はれて、退位して后〔後〕例へば内閣総理大臣となり政治上の実権を壟断することも豫想できぬことでなく、かよ〔や〕うな例について考へれば、天皇の生前退位を認めることは、かへって改正憲法第四条第一項后〔後〕段〔天皇は……国政に関する権能を有しない。〕——引用者挿入)の趣旨を骨抜きにするおそれがある。」⁽⁵⁾この括弧書きの付加文は、疑いもなく——先に指摘したように——GHQが言い出したアンチ退位論の借用である。⁽⁶⁾退位論を斥けるために使える理屈は、何でも使おうという気分の現われのように感ぜられがっかりさせられる。

「要するに」——と「想定問答」はつづけて言う——「天皇の地位を……純粹に安定させるためには退位の制を認めないことにするのがよいと考へる。」そしてこのあと直ぐ「天皇に重大な故障があるという場合には、摂政をおくことによつて凡て解決できる。」と断言するのである。⁽⁷⁾この断言の文意は非常に明快とは言えないが、たぶん、天皇が皇位に留まる熱意を失つて退位を希望するばあいを「天皇に重大な故障があるという場合」と見立てたうえで、このばあいいには、摂政を設けることで、万事片づくという解釈を示しているのであろう。退位の代替物として摂政制を活用するということ考へについては、既になか言及済みである。⁽⁸⁾議会対策向けの「想定問答」でこれが語られているという

のは、この考えが公定性の強いものであることを伺わせるであろう。

女性天皇制否認の論理

第二は、女系・女帝不採用の論理である。先に指摘したように、日本側はGHQとの接衝過程では、この問題を「マツカーサー・ノート」でいわゆる「世襲」コンセプトに礎をおろして、*“dynastio”*と云ったら「日本古来ノ歴史カラ見テ男系ト考ヘテヲル。」男系主義以外は「世襲」とは言わないのだ⁽⁹⁾と言わんばかりの線で、男系主義（アンチ女系主義）の正当化をはかった。このさい、ここでGHQがどの程度日本政府の説く男統主義論をその思想背景に及んでま⁽¹⁰⁾で理解したのかは、分らない。GHQはそこへゆくまえに確信的男系主義論によって煙に巻かれたのではなからうかという印象を、私は持つ。

ところがこの辺の「想定問答」の扱いは、少しちがう。「想定問答」では、まず「皇統は男系に依り統一することが適当である。」⁽¹⁰⁾（傍点―引用者）とし、*「歴史に照らしこれしか考えられない」というポジションをかならずしもとつてはいないのである。そのうえで「想定問答」は、その思想背景を次のように叙述している。*

「女系が問題になるのは、その系統の始祖たる皇族女子に皇族にあらざる配偶者^(入り婿)が入夫として存在しその間に子孫がある場合であつて、此の場合女系の子孫は仍皇族^{なほ}にあらざる配偶者の子孫で臣下であるといふことが強く感ぜられ、皇統が皇族にあらざる配偶者の家系に移つたと観念されることをも免れない。かやうな點を考へて女系を認めないのである。」⁽¹¹⁾

ここに出てくるアンチ女系論（男系主義論）は、「家」制度とそれを支える「家」観念がほとんど消失しかけている現

代に住むわれわれには、かなり分かり難い言説である。が、これはまさしく当時なお「家」に関する制度と観念が一般にきわめて強く生きていた時代である明治初期、井上毅をスポークス・マンとして当時社会支配層が包懐していたところの、旧天皇制をささえる男系イデオロギーにはかならない。皇族女子が天皇に就任し——独身にとどまることなく——民間人から夫をむかえて入り婿（＝皇婿＝皇夫）とするというばあいには、両者に生まれた子孫は、男性たる夫の氏姓を名乗るのが当然だから、異姓＝他姓となる。万世一系の系統に異姓が入り込むというのは、一統がくずれ皇統が途絶えたことになるのであって、こういう事態はあり得てはならない——簡単にいえば、これが明治支配層の包懐する男系イデオロギーであった。このイデオロギーを戦後日本の支配層はそのままそっくり維持し、新憲法下の天皇制を支える精神的道徳的なバックボーンとした。新皇室典範案を審議する第九一帝国議会において、このイデオロギーを開陳すべく準備されたのが、「想定問答」の右引用文である。

ひとたび女系を排斥し男系を専一的なものと前提にすれば、女帝といっても配偶者を持たないかぎりでのピンチヒッターでしかなく、暫定的であるだけに不安定であり、選肢肢として是非残しておくべき制度的必要性も乏しい——「想定問答」は、「中継ぎ」女帝制についても、そうした論理を備えているのであった。

このように男系イデオロギーを伝統に即して説くとしても、明治典憲体系下とちがって戦後日本には、新憲法第一四条が掲げる男女平等原則というハードルをクリアしなければならぬ課題があった。「想定問答」において法制局が採った作戦は、本稿ですでに紹介済みの、宮内省が臨時法制調査会に提出した「皇統を男系に限ることは憲法違反となるか（昭和二十一年七月二十五日）」と題する文書の¹²⁾、ほとんど逐語的と言えるほどの踏襲である。したがって、ここでは、それを繰り返す要はみない。ただ一言だけ注意を促したい点がある。「想定問答」は、先の男系論（女系否定論）との関係では、「皇統は男系に依り統一することが適當である」（傍点＝引用者）と論じて、いわば政策レベルの判断

事項と捉えているが、男女平等の憲法原則と立ち向かうこの争点との関係では、「想定問答」は「皇位の世襲」とは伝統的歴史的には「男系による一系としての皇胤主義」をいうのであって「これは歴史上一の例外もなくつづいて来た客観的事実にもとづく原則である」という線を前面に打ち出す。こうして「さうすれば少くとも女系といふことは皇位の世襲の觀念の中に含まれてゐないと云へるであらう」と結論している。⁽¹³⁾ここでは、男系主義が政策的に望ましいといっているのではもはやない。「皇位の世襲」は男系によるそのみを指すという論理になっているのである。

庶系否認の論理

さいごに急いで、新典範案が庶出を斥け嫡出・嫡男系の一本でゆくことにした点(第六条関係)を「想定問答」はどう解説しているかに触れておこう。簡略にこう述べているにとどまる。「天皇の象徴たる地位に鑑み、この地位につかれる資格としては、嫡出に限り庶出を認めないことが適當と考へたのである。⁽¹⁴⁾このワン・センテンスだけである。「象徴」である以上、「庶出」は不適切だというのが、なぜそうなのかのさらなる説明がない。たぶん、説明不要なほど自明であり、議会においてもさして大きな論点たり得ないだろうと「想定」されたにちがいない。天皇の「象徴性」なるものは日本国においてはじめて彩られるものであったのだろうか。そうではなくて、それはむかしむかしから——それこそ、コモン・ロー的にいえば、“from time immemorial”に——天皇の属性として一身に付着したものであるというのが、今でも公認の理論ではなからうか。少なくとも私は、この間にあって「嫡出ノ天皇」は象徴であるが、「庶出ノ天皇」は象徴ではない、あるいは象徴として適わしくないという區別づけ(あるいは、それに準ずる區別づけ)に接したことはない。

三笠宮の異議申し立て

本稿は次章において皇室典範案（各論）の帝国議会における取り扱い振りを考察することになる。が、議会の場に移る前に、その前段階でどんな議論があったかということの補論として、先般から既になんとか言及するところのあった三笠宮「新憲法と皇室典範改正法案要綱（案）」の、ある部分に限定して、紹介したい。

同文書で三笠宮は、「イ、女帝の問題　ロ、庶子の問題　ハ、讓位の問題」をはじめ八点にわたる各論的な考察を進めている。かれは、イ、については、「今の女子皇族は自主独立的でなく男子皇族の後に唯追隨する様にしつけられてゐる。」という現状認識にもとづき、「當分女帝は無理と思はれる¹⁵」と留保したうえで、やがて男女平等が社会的に進展する時代には、女帝を認めざるを得まい、という立場をとっている。どちらかという将来に希望を託する穩健な立場の表明と言える。また、ハ、については「国事、国政については自己の意思を強行することも出来ないばかりでなく、拒否権すらない天皇に更に『死』以外に讓位の道を開かないことは新憲法第十八条の『何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない』といふ精神に反しはしないか？」¹⁶と、「退位の自由」を否認する政府案をきびしく批判している。天皇という存在にもっとも近いところにおいて、この存在が意味するところのものを内面的に感得できるひとりである直宮^{じきみや}の言説として、注目に値すると思う。終身就位を強制しつづける現行制度を、「奴隸的拘束」と感じ、憲法一八条の精神に違反すると論ずるのは、かれの実感のこもった発言であるだろう。

私がこのさい紹介したいのは、むしろ「ロ、庶子の問題」である。この問題についての皇室の「内なる声」はなかなか聞けないものだからである。こうである。

「之は憲法とは関係ないが所謂萬世一系を嚴密な意味で要求するなれば庶出を認めた方が純粹の直系に皇位が傳はると言ふ論が成立つ。しかし何と言っても一夫一婦の道德が既に文明諸国に共通であり、日本人ですら『あ

人には妾がある』といふことは既に唯の批評よりも悪評の中に入って来て来てる現状であるから庶子を認めない方が世界の流れに乗ってあるものであらう。しかし実際問題として一夫一婦を厳守出来るか否かは後で譯述する皇族の婚姻の際に與へられる自由の度に関して来ることは十分考慮して置かなければならない。⁽¹⁷⁾

へ一夫一婦の道徳が文明諸国の常識なのだから、天皇家もそれに合わせて、庶系は廃止すべきだ」という趣旨の論述は、単にそれだけとればなんの変哲も無い。かれはしかし、一夫一婦多妾制、あるいはいわゆる蓄妾制なるものを、皇族における「婚姻の不自由」という制度、およびそこから生ずる男女交際不自由の慣行と結びつけている。そのところに「うちなる声」の特徴があると言えらるらう。

三笠宮は「私は皇族の婚姻を皇室会議にかける案（現行皇室典範第一〇条「立后（皇后を決めること）及び皇族男子の婚姻は、皇室會議の議を経ることを要する。」―引用者挿入）には抗議を申込む。勅許も削除したい。新民法（案）では婚姻に親の同意さへ必要としなくなった。當然皇族も同様に取扱はるべきである。皇族だけこの自由を認めないのは皇族の人格に対する侮蔑である。⁽¹⁸⁾」と論ずる。このようになれば、皇族にも「婚姻の自由」を要求するのであるが、その前提として、婚姻前の男女交際の自由を主張しているもののように思える。「従来の皇族に対する性教育はなっていない居なかった。さうしていざとなつてから宛^ても種馬か種牛を交配する様に本人同志の情愛には全く無関心で家柄とか成績とかが無難で関係者に批難の矢の向かない様な人を無理に押しつけたものである。之が為どんなに若い純情な皇族が人知れず血の涙を流し果は生死の境をさ迷ふたことであらうか？」⁽¹⁹⁾と語っている。ここでいう「性教育」とは狭義のそれではなく、男女間にかんする環境・慣行から得られた知識・態度なども意味するであらう。皇族のあいだでは、蓄妾という男女間のありようについて、きびしい抑制ははたらいていなかったのである。

三笠宮自身、裕仁および他の二直宮とともに嫡出子であった。それだけに、庶系についてきびしい見方が採れたという観測も成り立つ余地があるかもしれない。それにしても、この種の「内なる声」は、のちに考察する議会の場では出て来ない観点を示すものとして、記録しておく価値があるであろう。

(1) 先に注意を促したように、政府は、臨時法制調査会の段階では皇室典範改正案の作成を考えていたようである。けれども成案が成立して枢密院に諮詢のため提出する段階では、旧典範改正の形をとらずに新しい皇室典範の制定という形式へとスウィッチした。旧典範の改正であるならば、旧規範の改正手続(第六二条)を踏まねばならない。しかし政府は、そこで要求される皇族会議の諮詢を経ずに、単に枢密院にのみ諮詢を経由するにとどめた。それは、改正ではなく新法制定という性格決定を前提とした措置である(枢密院への諮詢は、本文掲記のごとく、枢密院官制六条三号の一般立法手続に拠る)。本文で後述するように、貴族院において佐々木惣一議員は、こうした立法手続上の疑義を執拗に追及することになる。

(2) 先に紹介した三笠宮「新憲法と皇室典範改正法案要綱(案)」が枢密院に提出されたのは、この時期においてであると推定される。もっともこの文書は、その題名が示唆するように「皇室典範改正法案要綱」とあって、枢密院の諮詢がもとめられていた「皇室典範案」そのものを取り扱うものではない。また、各個別法条をあげて考察するというスタイルになっているわけではない。いずれにせよ、中央政府は、比較的最近までこの文書を把握し得ていなかったという一事(森暢平「三笠宮」が書かれた幻の「女帝容認論」『週刊新潮』二〇〇三年八月一四・二一日号、六四頁)から推して当時枢密院顧問官たちがこれに応分の討論をおこなったとは、私には思えないのである。

(3) 信山社版『皇室典範』一八六―二一七頁(資料54)「皇室典範案に関する想定問答」一九五頁。

(4) 多少揚げ足取り気味になるが、「想定問答」は——本文で引用したように——退位制下では他からの強制により「自由意思に基かぬ退位」がなされる余地があること指摘していて、いかにも天皇の意思の自由に意を用いているのごとくである。けれども、この言説は、その前提においておかしい。ここでは、「退位の自由」を許さない制度が問われているのであって、この制度自体がそもそも自由意思のはたらきを排除して成り立つものだからである。あえていえば、この言説においては「不自由な制度に固執する自由」が語られているのみである。

- (5) 前掲書注(3) 一九五頁。
- (6) 本稿第六章注(7) およびそれに該当する本文をみよ。
- (7) 前掲書注(3) 一九五頁括弧書き。
- (8) 本稿第六章一五—一六頁。退位したのちの天皇が——議院内閣制のもと——政治の世界に乗り出し、議員となり、やがて首相となつて日本国を牛耳ることになるかもしれないと憂慮する議論は、いかにも共和主義的な考えに馴染んだアメリカ人が発想しそうなものである。この種の発想は、伊藤博文、井上毅ら明治皇室典範を作つた伝統主義的日本権力者の脳中に芽生える余地のないものであった。
- (9) 本稿第六章一八頁。
- (10) 前掲書注(3)〔資料54〕一八九頁。
- (11) 前注(10)に同じ。
- (12) 前掲書注(2) 七九—八〇頁〔資料14〕「皇統を男系に限ることは憲法違反となるか—昭和二年七月二五日、宮内省—」。
- (13) 前掲書注(3)〔資料54〕一九〇頁。
- (14) 前注(13) 一九七頁。
- (15) 大阪府公文書館所蔵「羽室家文書」三笠宮「新憲法と臨時法制調査会改正法案要綱(案)」一一—一二丁目。
- (16) 前注(15) 一三丁目。
- (17) 前同一二丁目。
- (18) 同一九丁目。ちなみに三笠宮は、皇族男子の婚姻の自由のみならず、立后、すなわち天皇あるいは皇太子が皇后を決めるときも、皇室会議の議を経るのは、憲法の精神に反するという立場をとる(同一七頁)。もうひとつちなみに、当時現行の旧民法第七七二条は、子の婚姻には「其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル」のを原則としていた。
- (19) 同一〇丁目。

第八章 第九一回帝国議会における「庶系の天皇」「庶系の皇族」論議

皇室典範案についての政府の提出理由

臨時法制調査会の審議と枢密院の審査を経て、いよいよ内閣作成の皇室典範案が第九一帝国議会に提出されたのは、四六年一月五日、つまり新憲法が公布された一ト月後のことである。内閣総理大臣・吉田茂は、衆議院においてその提案理由を次のように述べている。

「本案は……現行の皇室典範に比べますと、第一、皇室の御一家に関する事項はこれを除外し、第二に皇室の經濟に関する事項は皇室經濟法に譲り、第三、訴訟に関してはこれを一般の訴訟法規等に任せるとにいたしました。た點において、顕著な相違があるのであります。しかしてこれらの事項を除いた爾餘の事項は、概ね現行の皇室典範の規定する所を踏襲して規定することにいたしておるのであります。この規定の中で、現制との間で比較的著しい點は、皇位継承の資格、従つて皇族の範圍を定むるに當りまして、嫡男系、嫡出に限る原則を採用いたしましたことであります。三世以下をもって王及び女王としたこと、皇族並に立法、行政及び司法の各分野からの十人の議員にて組織する皇室會議を設け、皇嗣の変更、攝政の設置、その他皇室に関する重要な事項の議に當らしむることにしたこと等の諸點であります。何とぞ御審議御協賛を希望いたします。」⁽¹⁾

「嫡男系、嫡出に限る原則」への反対論

新皇室典範についての政府の基本姿勢は、この首相提案理由にあるように、實質のうえでは「概ね現行の（明治の）皇室典範の規定する所を踏襲」することにあつた。そのうえで、彼此のあいだにある「比較的著しい相違の点」とし

て第一に、挙げられているのが、皇位継承資格を「嫡男系、嫡出に限る原則」を採ったこと、逆にいえば、伝統的な庶系容認の制度を切り棄てたことであると明示しているのは、興味深い。

既発表の拙論文で指摘したように、そしてまた最も権威ある公認注釈書「皇室典範義解」が論じているように、「庶出ノ天皇」は、男系男子主義による万世一系を成り立たしめる、ほとんど不可欠な要素であった。いまこれを廃絶させるというに際しては——この種の論点を先行して審議した臨時法制調査会および枢密院にあっては、ほとんど異論らしい異論が出ることは無かったにしても——議会内でいささかの討議が交わされて然るべき主題ではあった。はたせるかな、首相提案理由の開陳があった直後、衆議院の第一読会席上でなされた議員の代表質問は、まさにこの問題にかんするものであったのである。

「まづ第一に……何が故に現政府は、この皇位の継承を、皇統たる正統に基づく男系の嫡出子に限られて、同じく皇統である所の男系の庶子孫を排除されたかということでありませう。私はこの點に對しましては、いさゝか當局の御真意を解するに苦しむ次第であります。なんとすれば、今日の新憲法の建前からいたしましても、人間は平等でなくちやならない。そこに區別があつてはならない。自由平等は新憲法の大原則でありまして、その原則をとりながら、こと皇室の皇位に關することではありませうが、同じ正統を承けたる所の、たゞ庶系であるというだけの故をもつて、皇族からまでも除外なされ、加うるに皇位の継承の資格なしとなされて、これを排除される理由が、私は了解に苦しむのであります。この點、総理大臣の明確なる御答辨を承りまして、委員会における参考にしたいと思ひます。」⁽²⁾

このように、庶系を排して嫡系のみに皇位継承資格を与えよとする新皇室典範案（第一条および嫡男系嫡出にのみ

皇族の範囲をかぎる第六条)は、憲法一四條(法の下の平等)に違反し、許されないのではないかという議論である。おなじ論者はまた、憲法論とは別に、次のように庶系容認の政策論をも述べている。

「これ(皇庶子孫の皇位継承資格を認める旧皇室典範第四条—引用者)で私は皇位の継承に庶子を認めた所で、一向将来に関係はないものではないかと思ひます。いわんや国家悠久性から考へました時に、私はこれを排除する理由はないではないか。かように存ずる次第であります。⁽³⁾」

ここでの眼目は、男系男子主義の下では世継ぎ払底の折りに備え、——それはしばしば生じ得る事態なのであるから——補充要員として庶系があるべきではないかという主張にあるであろう。

総理大臣の奏でる「国民道徳」論

こうした質疑に対して、吉田総理大臣はこう答弁する。

「天皇陛下は国の象徴、国民おのおのの象徴として、すなわち国民道徳の儀表たるべきお方であるのでありますから、その御地位に即かれるお方も、正當の婚姻によって生れられたお方に限りたい、これが提案の趣旨であります。(拍手)また御血統の純粹性を保つ上からも、皇室會議の議を経たる、正當の結婚に基づいてお生まれになつたお方に限るとすることが適當である、(拍手) 考へましたわけであります。⁽⁴⁾」

象徴としての天皇は、すなわち「国民道義の儀表、模範、手本」たるべきお方であるから、「正當の婚姻によって生れられたお方に限りたい」という趣旨の答弁であった。

嫡出・庶系と「平等原則」

さてここで少しく先を急いでもまず衆議院皇室典範案委員会会議でのこの点、すなわち庶系否認策についての討議様様をべっ見する。意外にも相当数の議員が庶系容認論に傾き、この点で旧皇室典範の建前を良しとし、その改正に反対の意見表明をおこなっている。そしてこのばあい立論の根拠を、これまた意外にも、憲法一四条（法の下の平等）という憲法適合性問題に置いているのである。私はいま、こうした憲法談義を「意外」と評したが、そういう評価は、私一個の偏頗な独断に由来するかもしれない。というのは、こうである。ここでの問題は、皇位という世襲的な地位への資格をめぐる、非嫡出子を差別すること（非嫡出子を排除すること）が、憲法一四条に照らして許容され得るか否かにかんする。ところで、局面は少しかわるが、現在なお、現行民法第九〇〇条四号但書が親からの遺産相続遺留分につき嫡出子と非嫡出子とあいだに差異を設けていることが、憲法一四条に違反しないかが争われているのは、周知のことに属する。この争点につき最高裁判所の合憲決定⁽⁵⁾が出て、制度的には一件落着いたものの、論議そのものが完全に解消されているわけではない⁽⁶⁾。一般市民の相続における嫡・非嫡の区別問題は、皇位世襲における庶出子の排除問題とは、同列に論ずるわけにゆかないという立場を採るならばいざ知らず（私自身は、この解釈を採るが）、両問題を共通レベルにあるものと考えて、その点から両者を同列に扱うべしとして、前者と同様、後者にも違憲論を以ってする解釈もあり得るだろうと思う。一九四七年改正前の民法（一八九八年法九）にあっては、いろいろの点でいま以上に庶子差別があった。しかし、その民法に比べても皇室典範案の庶子排斥は不平等ではないか、といった式の議論も、当時（一九四六年一二月）は、けっして荒唐無稽ではなかったのである。他方また、良かれ悪しかれ、当時なお伝統的な「家」観念が多くの人のびとの思考を支配していて、一婦多妾制のもと嫡出・庶出の区別は、現代人のわれわれの感覚からは不可解なほどに、ばやけたものであったのである。区別は「家」共同体の観点から、合理化

されていたからである。明治皇室典範が皇位継承資格に庶系子孫を容認する制度をとったのは、そうした「家」観念と深く関連する。このような思考の惰性が強く居残っていた敗戦直後の日本社会にあって、皇室典範という名の法律が皇庶子から皇位継承権を奪ったのは、憲法一四条違反ではないか、と批判されたとしても、あの時代としては、そんなに意外ではなかったと言えるかもしれないのである。

金森国務相の苦悩

このような性格を帯びる庶子存続論に対して、金森国務大臣はある意味で同情的である。同情的であるのは、しながら、嫡庶平等論においてではない。⁽⁸⁾「萬世一系の系統の尊重」という観点からである。金森は、「庶子の點は、實際私自身のこの案を認めて来まする経路におきましての感想を述べますれば、私は初めは庶子というものは一面において不自然なる點があるにしても、従来の通りの形を残す方がいゝんじゃないか、こう考えた時代が相當ありました⁽⁹⁾」、とさえ、まず述べる。

なぜ、金森は天皇・皇族について旧皇室典範どおり——庶系を存置させることに拘泥したのだろうか。かれは言う。「この行き道を私の考えで御説明を申し上げますと、一體皇位の継承について、最も望むべきものは萬世一系の御血筋が長く傳わるということであらねばならぬ、この根本の原理を維持いたしまするためには、外のことは幾分軽く見てもいゝ、といふ考えが起り得るのであります、従って庶出子も嫡出子もやはり必要な場合が——萬世一系を維持するという見地から申しますると、庶出子があつた方がむしろ安全感を與うるといふ気持は十分あると思うのであります。恐らく現在までの皇室典範におきまして、庶出子にさような取扱いがありましたのは、基本としてその考えに基づいているものと存じているわけでありませ⁽¹⁰⁾」と。

金森は、これと類似の言説を、議會答弁のなかで再三繰り返している。

要するに、嫡系男子のみならず庶出男子をも抱え持っていたほうがいいかもしれない、と考えるに当たって、かれが念頭にあるのは、「萬世一系の皇統」——しかもこのばあいの文脈から知れるように男系男子による、それに他ならぬ——の維持という目的概念である。そして、この概念たるや、明治前期、井上毅をして実質上かれの著作物である『皇室典範義解』において、その歴史・伝統性を背景にした叙述によって、力説させたもの、そのものである。井上は、この目的のゆえに、庶出容認は、「實ニ已ムヲ得サルニ出ル者ナリ」⁽¹¹⁾と断じている。

ところが、井上のばあいはこの線、すなわち「實ニ已ムヲ得サル」論理で、庶系容認を国内的には簡単に貫徹し得たのであるが、金森ら敗戦直後の法制官僚らはそうはゆかない。なにが一体、かれらを足踏みさせ、伝統と訣別して庶系廃絶へとスイッチさせたのだろうか。この点については、すでに引用・紹介した吉田茂首相の答弁がある。「天皇陛下は……国民道德の儀表たるべきお方であるのでありますから、その御地位に即かれるお方も、正當の婚姻によって生れられたお方に限りたい。(拍手)また御血統の純粹性を保つ上からも、皇室會議の議を経たる、正當の結婚に基づいてお生まれになったお方に限ることが適當である、(拍手)」⁽¹²⁾という「国民道德」論である。似たように金森も「国民の間におきましての道義心の内容の変化というものは、これは時代とともに発展して行くものであります……」⁽¹³⁾と言った趣旨の発言を繰り返し述べ、市民道德の変化が庶系をもはや容認しなくなった、と示唆している。

大真面目な庶系容認論

半世紀以上も経た現在、嫡出の、庶出の、といった問題にかかずらうのはナンセンスだとお叱りを受けよう。けれ

ども、敗戦直後のこのときは、政治家も、社会支配層も、大真面目であったのである。また現代人からみれば、ここで「国民道徳」が支配的なモメントとして、躊躇なく持ち出されるのも、奇妙にみえるだろう。実際のところ、政府が語る「国民道徳」論に対して、別の「国民道徳」論もあり得たのもあった。

ある議員は言う。

「この庶子問題について、国民道徳ということ盛んに仰せられますが、従来も決して国民道徳というものを無視したのではない。皇統が、いわゆる明治大帝から以下の皇統でもよろしゅう「う」ございますし、或は神武天皇を標準とされてもよろしゅうございますが、皇統が成「る」べく血の濃い、そうして親密な方向に向って血統が続いて行くということを希望するのあまり規定されておったのであって、かつ一體国民道徳とは何か、それほど悪いか、假にそれが不道徳といたしても、過日同僚の一人が仰しやったように、生れた子供に何の罪があるか、これが差別待遇だ、この御説明は国民道徳維持のためだと、どうもそういうことはいけない、しからば民法にも庶子というものを抹殺してしまわねばならない、人間の待遇をしない、民法から庶子というものを抹殺して、これは嫡出子にあらざる子とわれわれはごく細密に注意を払ひまして、庶子だの私生児だのなくした、嫡出子にあらざる子である、なぜか、その子供たちに大きくなって変な気持をもたしてはいけないといふので、法律は遠慮してそういうふう(14)に改正いたした、それを政府は国民道徳の上から除く、それではいわゆる皇庶子の方々はおさまるまいと思(14)う。」

右引用の言説のうち、後半部分は文章が整わず文意いささか不明ではある。しかし言わんとするところは明瞭である。すなわち、政府の言うような「国民道徳(変容)」という観点からのみでは、この「嫡庶差別」は合理的に説明し切れ

るものでないことを衝いていると了解できるのである。この議員は「嫡庶差別」はこのように合理的に説明できないということを確認しているものようで、「この条文(旧皇室典範を改正することによって、庶子孫に皇位継承資格を与えず、また皇族身分をも付与しないこととした立法―引用者挿入)だけは憲法無効確認の訴訟が必ず起る、私どもでも大審院に向って起して見せる。」⁽¹⁵⁾と胸を張って宣言するのであった。

衆議院にあっては、ことほど左様に新皇室典範中の庶系廃絶部分について存外の異論があったのではあるが、さすが最後までこの点に固執して法案そのものの可決に反対を唱える議員は無かった。一般社会においても、非近代的な「家」制度の変革が予見されていたことが大きく左右したのであろう。

貴族院における庶系談義

以上庶系存廃論議につき、衆議院討論に深入りした感がある。次に急いで、貴族院レベルに舞台を移し、おなじ論点についての議論の模様をかいつまんで紹介する。

貴族院(皇室典範案特別委員会)においても、衆議院議員たちのそれと似たような庶系存置論が開陳されている。たとえば、

「(制度改正にともない―引用者挿入)皇族の数と云ふものは急に減って参りまして、皇位継承の上に憂ふべき場合を生ずる惧れが無い訳でないと思存じます。一體庶子を排斥するのは、国民の儀表たるべき皇室御一家の倫理道徳の觀念として望ましいことは勿論でありますけれども、併し色々な情勢に依りまして一概に其の庶子の生れたことが罪悪であると云ふ風に見られない場合もあるのではないかと存ぜられます、假に如何なる事情があつても庶子の生れることは好くないことだと致しましても、其の過ちと云ふか、それは父である方、母である方の御責

任でありまして、其の庶子の親である皇族の御責任を問ふと云うことは是は考へ得ることでありませうけれども、何も罪の無い庶子たる皇子、庶子たる皇族の此の、皇族たる御身分を奪つてしまひ、其の皇位継承権迄全く奪ふと云ふことは、妥当でないやうに考へられますが、如何でありますか。⁽¹⁶⁾

論者はまた、次のように庶系正当化をはかる。

「我が歴史上明君と仰がれる英邁なる天子様で庶出の方が少くないのであります。近くは明治天皇、大正天皇も庶子でいられますし、遠くは平安朝を始められた桓武天皇、或は承久の亂で武家を抑へようと為さつた後鳥羽天皇、或は建武の中興の後醍醐天皇、孝明天皇、外にも澤山居られるのであります。此の方々は、是は別に秘密のことでもなく、色々の本に書いてあることであります。斯う云ふ明君も澤山いらつしゃいます、……此の度のやうに庶系を全面的に排除すると云ふやうな先例が我国の歴史にあるのでありませうか。⁽¹⁷⁾

と述べ立てるのである。

政府の防戦——リアリズム

このような庶系容認（礼賛？）論に対して、政府が「現代的な国民の道義心」を旗印にして応戦するのは衆議院の席上でのそれとおなじであるが、貴族院においては政府はいまひとつ新手の、原案防衛論を出してきているのに気づく。どうということかという、庶系を排し嫡系一本主義を採つても、現在の皇族の実情に照らせば、「御継承の中障碍があると断定するだけの情勢はございませぬ⁽¹⁸⁾」、すなわち、現状において嫡出の子孫だけに限定しても世継ぎに困るこ

とはない、という説明である。じつは、これと似た理屈をすでに幣原喜重郎国務大臣が、女帝否認論との関係で出しているのであって、そのときはもちろん、男系男子主義を採る新皇室典範(第一条)「正当化目的においてであった。「事実問題と致しましては、差當り男系男子たる皇胤が断絶すると云ふ虞がないのであります。従って此の際従来の原則を改めて、女子の方に皇位継承の御資格を認めることを規定することは、尠くとも其の時機ではないと考へたのであります。」⁽¹⁹⁾という脈絡のもとである。「萬世一系」をつなげてゆくについて、いまのところ、嫡出主義で困ることはないのだというポジションは、世継ぎ払底で困った事態になったときには、そのときはそのときで考え直し、制度改革をいたしましょうという、哲学的な正当化論とか、体制派の好む歴史・伝統論とかを欠いた、単なる暫定措置論でしかなかったと言えらるだろう。⁽²⁰⁾

貴族院の一般的雰囲気

しかしながら、貴族院では衆議院に比べて、庶系復活論を明示的に唱える者が概して少なかった。

ある意味で象徴的なのは、貴族院第一読会における佐々木惣一郎の冒頭質問⁽²¹⁾である。佐々木が挙げた質問項目の最初は、以下の手続問題である。第一、本典範案を皇族会議に諮詢しなかった理由、第二、帝国議会の「皇室典範」議決権の有無、第三、「皇室典範案」とあるが正しくは「皇室典範改正案」ではないか、この三点である。かれが挙げる実質上の各論的な質問は、五つあって、第一、皇室典範の範囲、第二、女子の皇位継承資格(いわゆる女帝論)、第三、摂政、第四、皇室会議の性格、第五、天皇の退位、これである。ここでは、庶系を廃絶する策の当否は問題の外に置かれていた。すなわち、専一的な嫡系主義が暗黙のうちに全面帰依されている。

貴族院本会議でのもうひとつの冒頭質問は、南原繁によってなされた⁽²²⁾。このほうは、有名である。かれは天皇退位

問題に的を絞り、熱弁を振った。庶系論など入り込む余地はない。

このように貴族院では嫡出・庶出をめぐる討議に、衆議院のそれと対比して、なにか特記に値するものがあつたわけではないので、この争点の叙述はこれで終える。⁽²³⁾

(1) 信山社版『皇室典範』二一八―二五五頁〔資料56〕「第一読会―官報号外昭和二十二年二月六日衆議院議事速記録第六号六二―六七頁」、二一九―二二〇頁(傍点―引用者)。

(2) 前掲書〔資料56〕二二二頁、吉田安(日本進歩党代表)発言。

(3) 前掲書におなじ。

(4) 前掲書二二三頁。

(5) 最大決・一九九五・七・五民集四九・七・一七八九。最高裁は、この區別規定は「立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものということはできない」として、合憲判定をおこなった。本稿執筆の途次、すなわちごく最近、最高裁は、この差別制度の合憲性を再確認した(最一小判二〇〇三・三・二八平一四年(オ)一六三〇号および最一小判二〇〇三・三・一五平一四年(オ)一九六三号)。

(6) 最高裁の決定は、一〇対五の分岐をともなった多数意見であり、それに与しない五名の少数裁判官は、明確に違憲とする立場であつた。学説の多くは、当該事項に対する司法審査のレベル、および、司法審査基準適用の仕方について、最高裁決定に批判的であり、問題の規定は、平等条項に違反し、違憲無効という立場を採る、と要約し得るであろう。

(7) たとえば、殿田孝次(日本自由党)、信山社版『皇室典範』二六八―二八五頁〔資料60〕二七〇頁、「……庶出の子孫は天皇となることができないばかりでなく、皇族ともなり得ない、これらの条項は、全部民法上認められている所の原則に対する例外規定でありまして、一般国民と非常に差別待遇されるものであります。」

発言者・殿田孝次など典型的日本人は、皇統における男系主義、つまり「萬世一系の天皇」コンセプトは、歴史を超えて維持すべきであり、このコンセプトとセットにある庶系男子容認も当然の理として支持しなければならぬ、と考えていた。そのばあい、そうした思考を阻止するものがあるとすれば、それは外来思想であり、なかなしくキリスト教である、ということになる。事実、

殿田は次のような言説を衆議院の委員会席上おこなっており、たぶんある種の人たちの暗黙の共感をかち得ていた、と思う。いわく「どうもこの点納得が行かないのでありますが、だいたいキリスト教の戒律によりますと、庶出の子供を絶対認めないという方針であります。従ってキリスト教国である所の欧米諸国の法律はみなこの主義を採用しているように考えるのでありますが、それで敗戦日本の現在の政府が連合国に媚を売らんがために、欧米諸国のこの庶出子を認めないという改正を行ったものじゃないかという風な疑いができる……」(前掲書一八〇頁)。

日本支配層が庶系切り棄ての皇室典範修正に踏み切ったのは、キリスト教国たる「連合国に媚を売らんがため」という目的意識で説明しきるのはむずかしいことだろうと思う。その点でこれを「外国から圧しつけ」と論ずるのは、強弁というものである。支配層は、もっとさまざまな国内的な要因があって、この線を選択したに違いないのである。このばあいもちろん、庶系切り棄てに踏み切ることによって、皇室典範の「近代化」がおこなわれた一証拠としてGHQに印象づけることができるという位の効果測定があったかもしれない。逆にしかし、支配層が明治伝統を守って、庶系容認の線を固執しようとしたら、一夫一婦制を当然の前提とするGHQから歴然とした批判を受けて、そのため、折衝過程で一汗も二汗もかかねばならなかったであろう、と推定される。その苦労たるや、この制度を維持し皇室典範に判然とこれを規定する途を選んだ井上ら明治法制官僚らが「外国人の眼」を誤魔化そうと努めたとき味わった苦労とは比べものにならないものがあつたに違いないのである。

(8) 金森の立論は、この点では明快である。かれによれば、(当時現行の民法にあつても、たとえ相統関係に嫡出子と庶出子との區別が歴然とあり、それは社会的に是認されている。それは「社会的な判断はにおいて區別すべき實體があるからである」。「世襲」をむねとする皇位継承の候補者範囲の決定においても、一般人とちがった社会的な実体に着目し、従来の政策をかえて、庶系を排除するという政策変更をおこなうことは——従来どおりの、庶系を容認する策に固執するのとおなじく——「両方とも正当化される」という主張である。(信山社版『皇室典範』二八五—三四三頁〔資料61〕「衆議院皇室典範案委員会議録第四回」二九六頁)。

(9) 前掲書〔資料61〕三一二頁。

(10) 前掲書〔資料60〕二七九頁。

(11) 伊藤博文『皇室典範義解』一三八頁。

(12) 前掲書〔資料56〕二二三頁。

(13) 前掲書〔資料60〕二七九頁、〔資料61〕二八九、二九七頁、その他随所。

- (14) 前掲書〔資料61〕三一三頁。発言者は、北浦圭太郎（日本自由党）である。なお、この演説に出てくる「生れた子供に何の罪があるか」式の言説をおこなった「同僚の一人」とは、殿田孝次（日本自由党）である。かれは、同じ委員会の前回（前注（7）〔資料60〕二七九頁）、「庶出の子供をつくらないようにすることはまことに望ましいことでもあります。そうして庶出の子供をつくった親は道義的に指弾されるべきである」ということは、はっきりしているのでありますけれども、親のつくった罪で子供が罰せられるというのは、いかにも不合理だと私は考えるのであります」と述べ、及んで憲法一四条に照らし違憲性を示唆している。この種の意見は、けっして特異・例外的ではなかった。
- (15) 前注（14）〔資料61〕同頁。
- (16) 信山社版『皇室典範』四一七―四三八頁〔資料68〕「貴族院皇室典範案特別委員会議事速記録第二号」四二九頁（渡部信発言）。
- (17) 前注（16）とおなじ。
- (18) 信山社版『皇室典範』四一七―四三八頁〔資料68〕「貴族院皇室典範案特別委員会議事速記録第二号―昭和二十二年二月一七日―」四三〇頁（金森國務大臣）。
- (19) 前掲書三八五―四一四頁〔資料66〕「皇室典範案（政府提出、衆議院送付）第一読会―官報号外昭和二十二年二月一七日貴族院議事速記録第六号七七―八九頁―三九八頁（幣原國務大臣）。
- (20) このように、皇位継承予定者の調達に目下のところ困ることはない、政府側は観測したのであるが、これに対し、別の、より悲観的な見通しを立て、そのうえで庶系容認策が採られてしかるべきだという意見もあった。前注（18）〔資料68〕四二八―四二九頁（渡部信発言）。庶系制を廃絶しても、男子の世継ぎ調達に困ることはないという政府の楽観論は、ここへ来て現代、いささか楽観に過ぎた観があるのは、私があえて言うまでもない。
- (21) 前掲書〔資料66〕三八六―三九七頁、佐々木惣一質問演説。
- (22) 前掲書〔資料66〕四〇五―四一四頁。
- (23) 貴族院にあつては、衆議院と少しちがって、嫡男主義⇨庶系排斥主義を、「国内に於ては申す迄もなく、又国際關係に於ても皇位を愈々尊厳ならしむる所以である」とする賛成意見（信山社版『皇室典範』五一四―五一四頁〔資料74〕五二〇―五二二頁（松村眞一郎）が、多数者の暗黙の前提であつたように思える。なお、衆議院では前注（7）で紹介したように、この制度決定は「外国に媚を売るためのもの」だとする評価があつたりして、「外圧」の存在があるのではないかという疑いを持つ向きがあるかもしれな

い。けれども、管見に属するかぎり、この点でGHQ・GSのプレッシャーがあったとは見受けられない。四六年七月中旬、日本側が皇室立法関係でGSと折衝を開始した時点においてすでに、政府は庶系排斥を織り込んだ要綱を作っていた、と推測され得る。逆のばあい、すなわち旧皇室典範にもとづき庶系容認策を継承しようとしていたとすれば、GSから相当の抵抗があったろうと思

第九章 第九一回帝国議会における「女帝」論議

花咲く女帝肯定論

女子の皇位継承資格（女帝論）へと考察を向けることにする。

なん度も指摘したように皇室典範案第一条は「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」とあって、旧典範第一条「大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス」をほぼそのまま踏襲した。このこと、すなわち、女子をいっさい排除する案になっていることについては、衆参両院で、たぶん現代人が想像する以上に強く議員たちの関心を惹き、たくさん異論を招いた。

なに分にも、嫡系を採り庶系を排するという制度改革に対してさえ、すでに紹介したように、憲法第一四条（法の下の平等）を盾にとって違憲無効だと熱弁を振う批判が聞かれた、当時の世の中のことである。男系男子主義は女性差別のゆえに憲法上許容されるべきでないという議論が——百出とは言わないまでも——多発したであろうことは、容易に想像できるところである。

当時の時代精神ということであれば、「男尊女卑の思想」に対する批判はなかなか大したものであった。左に掲げるのは、その代表例である。

「男尊女卑の思想は、従来わが国において長年にわたって培われ、国民の思想を支配し、今なお牢固として抜くべからざる根強さを有している弊風であります。しかしながら改正憲法は、ほとんど革命的態度をもってこの陋習を破り、その第一四條において、男女の完全なる平等無差別の原則を樹立したのであります。今般皇位の継承より女子を除外したのは、男尊女卑の思想に由来したのではないと言うかも知れません。しかしながら他に国民

に首肯せしむることに足る確乎たる理由のない限り、女子除外の措置は、男尊女卑の弊風の拂拭の妨げとなり、否、この思想肯定の根拠とさえなる恐れがあると言はなければなりません。他に重大なる支障の存せざる限り、男女平等の原則は、国の象徴たる皇位の継承においても尊重されねばならぬものと信ずるものであります。(拍手)
 ……憲法に折角樹立せられた男女平等同権の原則が、まず皇室典範において破られておるということは、遺憾のきわみであります。(拍手)⁽¹⁾

皇室典範案を審議する第九一帝国議会において、この問題、すなわち女帝問題が、いかに大きな話題を集めたかということは、衆議院第一読会各政党代表質問の多くがこれに触れている事実からうかがうことができる。⁽²⁾「この問題は既に各党で相当重大問題として御発言になったことであります。私もまた非常にこれは将来重大な問題であると考えます。」⁽³⁾という要約のされかたをしてもいる。議員たちは、女帝容認が政策的に望ましいと主張しているだけではない。憲法一四条に照らし女帝はあらねばならない(これを否定する皇室典範案は違憲である)と論じているのである。

政府の防戦

これに対し、皇室典範案のために防戦の論議を張る金森徳次郎の立場は、まず第一に次の点にうかがえる。

「だいたい日本の基本の考え方が男系によるということにつきまして、過去において例外がなかったのであります。男系によるということが何故に正しきや否やということの論議は、相當にむずかしいことであると存じます。今後とも深き研究を要するものと思いますが、現在においては、男系ということ、動かすべからざる

一つの日本の皇位継承の原理として、考えております。その原理を重んじて行きますと、どうしても、……男系の御子孫という所を逐うて行きました、結局女性の天皇を考えますと、その後において系統の行き途がない、皇位継承の範囲がそこにおいて盡くるということになります。しかもそれを他のどういう順位の男女の方と比べて優劣をつけるかというような問題になりますと、かなり困難なる問題が起こるのであります。この點は今後なお十分の研究を重ねて、さうして誤りなき、的確なる結論を得る方がよいと思うのであります。今日なおその時期が至っていないわけでございます。⁽⁴⁾

繰り返していうことになるが、金森に代表される政府のポジションは、こうである。

「問題の骨子は、結局日本の皇位継承につき女帝を排除した理由如何ということに根源があるわけでありまして、男系であるということにつきましては、過去百二十数代の間におきまして、一つの例外もなく男系を尊重されております。……結局われわれの現段階の判断といたしましては、従来多年行われておった所の制度は、一応それを正しきものと認めて、実際の実行をきめて行くよりほかにはしようがない、こういうことになるわけであります。この憲法に基づきまして典範は男系主義を認めなければなりません。⁽⁵⁾」

つまり、こういうことである。万世一系の皇位継承とは——歴史・伝統上、例外なく——これ即ち、男系主義によるそれ、を意味するにほかならない。われわれは、ひとまず、あるいは差し当たり、この線を一番あり得べきものとして辿ることにしたい——と、こういう主張である。

「(そうすると)女帝を認めるといふ問題になりましたも、……しかしやはりこれを考えて来ます時にその順序の

問題とか、或は、さきにも申しましたけれども、女帝の所に行くそれから先の男系の子孫といふものは考えられません。そこで皇位の行詰まりといふ論争を起しまして、萬世一系の皇位の継承をきめます時、どうしてもそこに不自然な所がある。ここから先はもはや皇位の続く所がないということを、明らかに法の上に豫見いたしますことは、甚だ好ましくないのであります⁽⁶⁾。

ということになる。

この言説のうち、たぶん現代の日本人にわかり難いのは、へ女帝の所に行くそれから先は、「皇位の行詰り。ここから先はもはや皇位の続く所がない」という断定部分である。が、すでになんとか先述したとおり、これは体制側が抱懐する男系主義の当然の帰結なのであって、女帝というものは、皇胤を引継ぐ近縁・遠縁の男子孫がすっかり払底したさいの最後の最後の選択だから、そうならざるを得ない結末なのである。男系主義を支える思想によれば、氏姓を引き継ぐのは男子のみである。したがって、かりに女帝が就任して、結婚し、女帝と配偶者とのあいだに男子が生まれたとしても、その男子は皇位継承者たり得ないのである。なぜなら、この男子は自らの父親（皇婿＝皇夫）の系統の氏姓、すなわち異姓を引き継ぐ者にほかならないからである。万世一系の皇統は、こうした異姓によって汚損されてはならない！——そういった「家督」思想なのである。まさにこの思想こそ、明治支配層らが——井上毅ら明治法制官僚たちをつうじて——確保しようとした天皇制イデオロギーの中核であり、それがそういうものとして明治憲法（第二条）および明治皇室典範（第一条）に明記された制度の魂にほかならない。

暫定措置としての女帝否認策

敗戦後の日本支配層はなお、天皇制を維持存続させる可能性を追求するなかで——金森徳次郎ら戦後法制官僚たちをつうじて——この天皇制イデオロギー中核部分を、無創のままに残しておこうとしつつあったのである。

もちろん、一九四六、七年の法制官僚と、一八八〇年代末葉の法制官僚とは、ひとしく男統主義・男系主義を防御する任に当たるにしても、その作戦方法に違いがないわけにはゆかない。敗戦期には、男統主義・男系主義に内在する男尊女卑性への対抗意識の強さは——その拠るべき基盤として新憲法一四条が成立するにいたったこと自体が象徴的に示しているように——旧時代の比ではなかった。さらに加えて、金森ら戦後法制官僚たち自身が、こうした形式に固執する合理的な根拠に、相当の疑いを持たざるを得なかったであろうことも容易に想像できる。そうした狐疑逡巡の念は、本稿で先に引用した金森答弁のなかに、たとえば「现阶段の判断といたしましては、従来多年行われておった所の制度は、一応それを正しきものと認めて、実際の実行をきめて行くよりほかにしようがない、こういうことになるわけでありませう」(7) (傍点—引用者) という種類の——非決断的・判断留保的な——フレーズが織り込まれていた(8) (織り込まざるを得なかった) 辺りにうかがえるのである。

実際、金森は一方で男統主義・男系主義の「萬世一系の天皇」コンセプトにもとづいて「女帝」制を否認しながらも、他方でその尻からこの否認は絶対的なものではなく、暫定措置的な現状維持策に過ぎないとする遠慮を付加するのを、忘れてはいない。この点の、つまり「女帝」消極論における、判断留保的な構えは、金森が絶対的に帰依しもしもゆずるところのない「憧れの中心」としての天皇制それ自体への態度とは、区別して認識できるところのものがある。

国是としての「国体護持」

いまここで、政治支配層にとって国是であるべき「国体ノ護持」スローガンにつき、ひとしく憲法担当大臣であった松本烝治と金森とのあいだに、解釈の違いがあったかどうか、もしあったとすれば、その違いをどこに見出すべきか、といった問題に耽ける余裕はない。けれども結論的にいって、私は、両者には相当な違いが在る、と考える。松本は「主権」概念を国家法人説に拠って捉え、君民一体となつて主権を担う、と論ずる。そして、その立場から観て、明治国家も新憲法下の日本国も、なんの違ひもない、すなわち「国体」は不変であり、「国体ノ護持」は貫徹している」と説くのであった。こうした構成のもとでは、明治憲法体系と新日本国憲法体系とは深刻な対立なしにスムーズにつながり、両体系のあいだの差は——もし、それがあるとすれば——憲法上の内部取り極め、いわゆる“Constitutional arrangement”の領域内に在って、多かれ少なかれ制度的な解決事項に属することになる。こうして、旧皇室典範も含めた明治典範体系は、その分だけ生き残り得ることになる。

金森はどうか。金森は、新憲法により明示的に国民主権・主権在民が謳われている現実から出発せざるを得ない以上、それとは別に国家法人説に拠る「国家主権」論に纏綿して、そこに「国体ノ不変」を認め、「国体護持」論の正当化をはかる松本式のポジションは、無理だと考える。それでは、「国体」は変わったのか！ といえ、そうではない。金森にとつてもまた、松本およびその他の支配的イデオログたちと同様、「国体不変」「国体護持」は国是であった。ゆずれざる線であった。金森は要するに、変わらざる、あるいは護持され得た、「国体」コンセプトを新しく構成し直したのである。かれは説く。「国体」コンセプトの本質は、統治権・主権といった権力論領域にあるのではなく、まさに「天皇が国民の『憧れの中心』である」という精神的・情緒的な世界すなわち国民の『心のありよう』にこそ在るのだ」と。そして、へかがるものとして「国体」は、古来から現在まで、少しも変わらずに生きつづけている⁽⁹⁾。

敗戦にも不拘、この意味での「国体」は、新憲法によりまごうかたなく「護持」された、という話になるのである。金森流「国体」コンセプトにあつては、天皇制なるものは、憧れ・敬慕などの精神的・情緒的な観念構成体であつて、統治構造のありようと相対的に独立した存在であり、その意味において憲法制度的な取り極めが多少の変更を来たしても、それとはある程度無関係に命脈を保つことが期待できる。なによりも、この観念構成体は、新しい憲法が皇位に付する「日本国の『象徴』」「日本国民統合の『象徴』」という性格づけと、かなり上手に接合できるものである。「憧れの中心」論が象徴天皇制とともに、そののち長い命脈を保つゆえんである。

金森の「憧れの中心」論

天皇が明治憲法上の諸権力を失つても、「憧れの中心」たることを失わないかぎりには、天皇は天皇でありつづける。この理論は、天皇に関する制度的な取り極めに対して、弾力的に自らを適応し得る余地を保証している。皇位継承・皇族・摂政・皇室財産などのありように、かなり融通無碍であり得る。

ところでしかし、「憧れの中心」が結局は単に観念構成体でしかないとしても、この観念が国民のあいだに浸透し支配しているのには、なにかさうあらしめる根拠、あるいは実体的なバック・アップがないわけにゆかない。それは、神話的な要素をたっぷりと含み、長い歴史のなかで彫琢されてきた「萬世一系の天皇」という文言で言い伝えられてきた、よりひとつ大きいというか、より一層抽象的なのというか、観念構成体にはかなるまい。「憧れの中心」論は、この伝統、この観念構成体から離れては成立し得ないのである。そして、「萬世一系の天皇」という構成の中核を成す皇統主義は——好かれ悪しかれ伝統的には——男統主義であり男系主義であつたから、これに離背するわけにはゆかない。すなわち、「憧れの中心」は、男系、男統の未裔男子たる天皇でないわけにはゆかないのである。これが、第九〇

回およびそれにつづく第九一回の帝国議会において金森が取りつづけたポジションであった。

「憧れの中心」論は、伝統としての「萬世一系ノ天皇」コンセプトを母胎とするから、これに忠実であるとするれば、どうしても男統主義・男子主義に落ちつかざるを得ない。しかしながら、ともかくもこうして「憧れの中心」という構成のもので生き残り得た天皇制は、こんどは新しく一定程度ある種の観念的な自立をはじめ余地がある。どういふことかというところ、へ女天皇であっても、「憧れの中心」たり得るではないか」という反応が出てくる余地があり、伝統に基底していたはずの「憧れの中心」論が、そのかぎりでは矛盾する方向へと転換することが生じ得る。この転換は、新憲法が性差別廃止を謳うことになったという規範上の変更によって、より強く後押しされる可能性がある。

先にみたように金森は、一方で「萬世一系の天皇」伝統を旗印に男系主義・男子主義を採用、いかなる形態の女帝をも排斥する制度を断固として守りながら、他方この選択は、「当分のあいだ」採用した暫定措置であるにとどまるという言明を付加しているのは、特徴的である。へ女天皇だって「憧れの中心」たり得る」と人びとが思考（情緒・感得）するようになった時点では、どうぞ改正を！と、その帰趨を将来の国民に任せたとと言える。

社会支配層は、庶系を切り棄てることによって「伝統」の一部に修正を加えることによってその生き残りをはかるとともに、女帝を拒否することによって取りあえず断固として「伝統」に遵った。皇位継承における、このふたつの「伝統」への対応の仕方の違いは、たいへん興味深いものがある。金森は、前者につき皇胤男子の調達不足に一抹の不安を残しながらも、「国民の道德観念」の名において、伝統乖離をあえて正当化した。道德観念で説明してみせたこの立場は、「憧れの中心」という構成にみられるある種の倫理観とたくみに連結するものがあり、みごとなものがあると思ふ。

金森は、庶系を切り棄てるかいなかの選択において、その初期段階では——庶系「伝統」が有するある独特なメリツトに拘泥して——狐疑逡巡したものの、最後には結局切り棄てに踏み切り得たのは、ひとつには——民法改正による「家」制度解体・一夫一婦制的な「家族」制創設を目前に置きながら——「憧れの中心」天皇「哲学」に相応しい「国」民道徳」を語ることによって、切り棄てを正当化し、十分に国民的合意を得られる、と判断したからである。

これに反し、他方の「女帝」否認策のほうは、「当分の間」の暫定措置とするプレゼンテーション付きであった。庶系切り棄て策が、そういった留保なしの不可逆的なものとして選択されているのときわめて対蹠的である。〈前者は、「憧れの中心」あるいは「国民道徳」の変容の次第によってはいつか検討し直す。後者はしかし、その種の変容はあり得ない〉。そう考えられたに違いないのである。

(1) 信山社版『皇室典範』二二四—二五七頁「資料56」〔第一読会—官報号外昭和二十一年二月六日衆議院議事述記録第六号六二—七六頁〕、一二九頁（及川規、社会党代表質問）。

(2) 衆議院第一読会各党代表質問のトップ・バッターは吉田安（日本進歩党代表）であった。かれは、第一に庶系切り棄て策を挙げ、て違憲論をぶつたのち、第二に女帝論を取り上げている（ちなみに、ついで第三、皇位継承と三種の神器、第四、皇族の婚姻の自由問題という項目が論ぜられている）。各党代表質問において女帝論を採りあげない議員もいたが、これは、質問の重複を避ける意図であったと言える面があり、女帝論をホットに考えるのに消極的であったわけでは必ずしもない。

(3) 前掲書三三九頁、（井上昶、国民党代表質問）。

(4) 同二三一—二三二頁。ここでの金森答弁は、「女帝否認」は単に暫定措置に過ぎぬと語ることで、論戦回避をしようとしているところを注意を向けることもできるであろう。

(5) 同二七七頁。

(6) 同二七八頁。

(7) 同二七七頁。

(8) 金森は、女帝否認策について似たような言説を繰り返している。たとえば「たび／＼申し上げておりますように、この問題（女帝天皇を認めるや否や）」という問題（引用者挿入）に関しましては、考うべき幾多の點が存在しておりますので、それらのすべての角度から考えまして、最も妥当なる結論を得ることを努めておるのでありますけれども、現段階すなわちこの典範を議会に提出いたしますその段階におきましては、原案のごとき程度よりほかに適當なるものを見出さなかつた、こういう趣旨でございますから、事柄に対してまだ結論的なものをもっているわけではございません。」（傍点―引用者）（前注（1）、「資料56」二四三頁）。金森はまた、別の機会に、本法案を来年、一九四七年の五月三日の憲法施行日までには「ぜひとも完備」する必要があると言って、暫定性を強調している（「資料61」衆議院皇室典範案委員會議録第四回「三一七頁」）。

(9) 金森によれば「『憧れの中心』としての天皇」ということの根拠は、「国民が過去において、また現在において憧れの中心とされている、故に憧れの中心である」という具合に説明される（同三四一頁）。なお金森徳次郎『憲法遺言』学陽書房、一九五九年、一三頁以下、とくに二六一―二七頁。

第一〇章 第九一回帝国議会における「平等」論

男系・男子主義の合憲論——形式論

さて以上が、男系・男子主義政策（逆にいえば、女帝否認政策）に対する政府の弁明であった。しかしそれがどんなに新憲法制定に伴う暫定措置に過ぎないということを以って合理化するだけの議論であったにしても、有効に成立するためには、もうひとつ、新憲法一四条が設けるハードルをどう乗り切るかという課題があった。金森はどんな憲法論で防戦したのだろうか。

金森が提示する合憲論は、以下に見られるように、形式主義的な条文解釈論の性格の濃いものであった。

「今回の改正憲法におきましては『皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。』とあるわけであり、従って直接なる標準といたしましては、この第二條を根據とし得るものと思うのでありまして、今回の皇室典範は、世襲のものであるということとはもとより完全に守っております。

また国会の議決した皇室典範の定める所によってこれを決定しようというのでありますから、この点におきまして何らの憲法に違反する点はないと考えております。しかしこの第十四條におきまして、国民平等という立場と、これとの関係がどうなるかという問題になりますけれども、それは既に憲法第二條に、皇位につきましては特別なるこの皇室典範によつてきまるのである。こういう原理を明らかにいたしておりますが故に、その点に顧みまして、もし一般人の場合と異なる所がありまして、憲法違反という問題は起り得ないと思うわけであり（¹）ます。」

要するにこうである。〈皇位継承のありようについては憲法第二条によらなければならない。しかしして第二条は、これを① 世襲であることを要件としつつ、② 国会の議決した皇室典範で定めるとしている。今回の典範案(「……男系の男子が、これを継承する」)は、この二点において欠けるところがない〉というわけである。金森自身がおこなったパラフレーズによれば、① 「世襲」といってもさまざまなタイプがあるが、その原則を踏まえたくて、② 「現実にはどういような順序と範囲によってきめて行くかということが、皇室典範でできる」⁽²⁾ 構えになっている。そして、典範案は、「男系の男子」という仕方でのその範囲を確定したのだ」ということになる。この解釈論は、「国会の議決した皇室典範の定めるところ」(憲法第二条)なる文言を、明治憲法学でいわゆる「法律ノ留保」と同様なものと解し、これによって囲った領域(皇位継承事項)は広く、いわゆる立法裁量に属するという解釈を内包しているのが特徴的である。⁽³⁾

実体論の混入

皇位継承にかんするこの憲法解釈論は、単に女帝否認策のみならず庶系否認策における「差別」についてもおなじように適用され得る性質のものであって、事実、金森は同一の論理を庶系否認に向けても展開している。⁽⁴⁾ ただし、庶系問題にかぎっていえば、次のように違った論理が援用されてもいる。民法上、相続の関係等において嫡出子と庶出子とのあいだに区別が設けられていて、これを一般は怪しまないでいるのは、両者のあいだに「社会的な判断において、区別すべき実體があるからである(傍点―引用者)」と述べる。こうしてまず、区別の正当化を実体論的に(最高裁判例でいわゆる「合理的差別」がこれに当たると思われる)おこなう。そうしたうえで金森は、民法一般の問題でこの点を区別しても差し支えないのならば、皇位継承で似たような区別をおこなって悪かろうはずはなからう、とい

う立場を採っているのである。

男女差別の憲法問題という点では、実は女帝が絡まる皇位継承領域のみならず、皇室典範案のほとんどいたるところに問題性が伏在している。それらについては、もはや憲法第二条でいう世襲制・広汎な立法裁量性といった文言解釈を以って応対することはできない、と私には思われるのであるが、いまはこの解釈論領域にこれ以上入り込まないでおく。

「天皇・皇族の人権」論への拡散の必然性

男女の差別だけではない。養子の禁止、婚姻の不自由、皇族身分の離脱・取得、天皇・摂政への非訴追、天皇・皇太子孫の成年などなどの特別扱いを、憲法の基本的人権保障諸規定とどのように辻褃合わせするかが問われるのは必然の運びである。ことは、けっして女帝問題憲法論として特殊的に突出して在るのではない。

事実、皇室典範案を審議する第九一回帝国議会での討議における「皇族の人権」論は、あちらこちらへとスピル・オヴァしている。個別の「人権」論という問題様式では、どうしてもそうになってしまうのが、ほとんど宿命であるように私は思う。

そういうこともあるので、帝国議会における女帝否認と絡む男女差別憲法問題論議はこの辺で止め、あとは「皇族の人権」という、より一般的な論点に触れる後述箇所、いま一度立ち戻ることにはしたい。

貴族院議員佐々木惣一の女帝論

女帝論をひとまず閉じるに当たり、さいごに一言紹介しておきたいのは、佐々木惣一の貴族院本会議冒頭質問の該

当箇所である。既述のごとく佐々木は、皇室典範案の実質にかかわって五点の質疑を出していて、そのうちのひとつが女帝否認策に向けられている。当時代の傑出した憲法学者のひとりだが、これをどのように料理したかを辿ってみるのは、有意味であるだろうと思う。

佐々木はまず、皇位継承にかんする取り扱いにおいて、旧憲法と新憲法とあいだに在る違いを指摘する。旧(第二条)にあつては「皇位ハ……皇男子孫之ヲ繼承ス」とあるのに反し、新(第二条)では「皇男子孫」にかぎっていない。つまり、新にあつては「女子を否定して居るものでない。」これが「根本的に差異のある點」である。このように根本的な違いのある新憲法であるのに「其の従来の憲法と同一の態度で、此の問題を考へると云ふことは、どうも適當であるまいと思ふのであります。……兎に角是は従来の即ち憲法下に於ける考へ方とは違つて、別の新たな觀點で考へなければならぬと云ふことを申し上げて居るのであります⁽⁵⁾」と言う。

ところが——と佐々木はつづける。〈新聞紙等で伝えるところによれば、金森國務大臣には「此の點に付きましては、我が国の従来の国民感情とか傳統とか云ふものを重んずると云ふやうな趣旨の御言葉があつた。」けれども「特に男子に限ると云ふ所の帝国憲法の規定を止めまして、さうして其のことは問題としてないと云ふ風になつて居るのでありますから、此の日本国憲法に於きましては、所謂従来の感情とか傳統とか云ふやうなことは兎に角問題にならない」(傍点—引用者)と云う。すなわち、「今度新たに施行せられます所の日本国憲法其のものの精神と云ふものに即して」問題を考へねばならない⁽⁶⁾、とする觀點をまず打ち出す。

「日本国憲法其のものの精神」に即してみると、ここにはふたつの検討すべき問題がある。と佐々木は言う。第一、「女子は女子である」と云ふ其のことからして即ち皇位に即くと云ふことが否定されると云ふ理由があるか」。第二に、第一と別に「女子である」と云ふことに伴ふ所の他の事情……に基いて皇位に即くと云ふことを否定されると云ふこと

があるかどうか」、これである。そして佐々木は、第一の点、すなわち女子だから直ちに、皇位就任不適格という理屈は成り立たない、と斥ける。この点は良い。やや難解なのは第二の点である。佐々木が「女子たることに伴ふ所の他の事情」と想定しているのは、「例へば配偶者があるとか、云ふことですね」（傍点―引用者）と述べているが、結局において明示して語っているのは、配偶者問題に尽きるのである。

いうまでもなく、配偶者なるものは女性天皇にだけ伴うのではなくて、男性天皇にも早晚あるはずの事態である。しかし、まことに不可思議なことに、佐々木は、男性天皇との関連ではまったく問わずに済ませる配偶者問題を、女性天皇についてはたいへん雄弁に語るのである。そしてなぜ女性天皇のばあいのみ配偶者問題が厄介事であるのかを最後まで明らかにすることなしに、佐々木は、それを回避することが望ましい厄介事であることを暗黙のうちに当然の前提としている。そうしたうえで、女子については配偶者がいないということ、つまり独身女性であるという条件をつけるとか、皇位継承の順位において最後位に置く制度があるべきだとかいう主張をするのである。「是は本来女子と云ふ者は、詰り配偶者を何れかは求むべき立場にある人でありますから、それで成るべくさう云ふ配偶者のあるやうな状況、配偶者が出来るのであらうと云ふやうな状況にある人には、先づさう云ふ心配のない人、男子の方を先にして、女子は後に其の順位を附ける、斯う云ふことは考へられますけれども、併しそれは女子であると云ふこと其のことではないのでありま⁽⁷⁾す、と論ずる。

こうして佐々木は、女子にかぎっては配偶者問題を抱え持つがゆえに、皇位継承のありようにつき特別条件（独身であること、順位において男子の最後位に置かれることなどの条件）を付されても、それは「女子であると云ふことに伴う所の他の事情」であり、かつ、その事情たるや、男女を区別することになる合理的なものだから、日本国憲法の精神に照らしても、許容され得る、と正当化しているらしいのである。

しかしながら、すでに指摘したごとく、配偶者を持つということは、男女を問わないのである。なぜに一体、皇位継承との関係では、皇女子のみがこのこと、つまり配偶者を持つことが考慮に値し、差別化するに足る問題になり、片方の皇男子にはおなじことがなんら問題にならないのであろうか。佐々木は、この点を恰も事物必然の理 (Natur der Sache) であるがごとく、何事も付加的に語ることをなしに終始しているのである。そうになると、私たちの側が佐々木の語らざる部分、佐々木が「事物必然の理」と信じている部分に付度そんたくのメスを入れなければならないことになる。

ことからは、しかし、意外に簡単である。要するに佐々木は結局のところ、万世一系における男統主義・男系主義を言わずして当然の前提としているということである。皇男子であろうと皇女子であろうと皇胤が継ぐことにおいて同一であるはずである。皇男子は配偶者を娶ってそのあいだに子が生まれることにより、その子へと皇統は引き継がれ得るが、皇女子のばあいには、配偶者、つまり、皇夫Ⅱ皇婿とあいだに生まれた子は、その者の父親たる男子の系統 (氏姓) に属することになり、万世一系の系列から外れることになる。別言すれば、万世一系のなかに異姓が混入することになる。このことが暗黙のうちに、当然に、佐々木により問題視される配偶者問題なのである。これは、皇女子にのみ伴う事情であり、皇女子においてのみ生ずる問題である。

佐々木は、このこと、すなわち皇女子にかぎり配偶者問題が生ずるといふ事情を、恰も「事物必然の理」と見做している気配があるが、いうまでもなく、これは「女子が女子であること」といった種類の客観的な事物とは決定的に違い、自然界の次元にあるのではない。皇位は (あるいは一般に、家督・家産など「家」を引き継ぐ資格は)、男系主義による (あるいはよるべし) とする、きわめて特殊なイデオロギー、すなわち観念的・人為的な産物にはかならないのであって、「事物必然 (Natur) の理」のはたらく余地がないものである。

佐々木が無言のうちに秘めるこうした男統主義・男系主義は、じつは、明治前期において井上毅らが懸命に守り旧

皇室典範へと貫徹させたイデオロギーそのものにほかならない。佐々木が権威ある実証主義的な憲法学者としてもつともらしく論じたこの貴族院会議演説の背後には、日本の支配的政治思想の古層が巖然と控えていた、ということになるのではあるまいか。

佐々木は、「国民感情」・「伝統」から独立しているか？

もし私のこの忖度が大筋において誤りでないとしたら、佐々木の説くところは——その論理客観的な外観を取り除いていえば——金森國務大臣のいう男系主義論と本質をおなじくすることになるであろう。そして、もしそうだとすると、金森らを「我が国の従来の国民感情とか傳統とか云ふものを重んずると云ふやうな旨の御言葉」を用いたといつて批判しながら、「此の日本国憲法に於きましては、所謂従来の感情とか傳統とか云ふやうなことは兎に角問題にならない」と胸を張って主張する佐々木の立場は、かなり可笑しいものにみえてくるのである。なぜなら、佐々木が暗黙のうちに、そして確信的に踏まえているところの、皇統における男統・男系主義という觀念体系は、「従来の感情とか傳統とか云ふやうなこと」と密接不可離、一体のもの、であるからである。それは、「従来の感情とか傳統とか云ふやうなこと」から解放され自立的に思惟され合理的であり、したがってことばの正当な意味で道德的であり得るような、觀念体系ではないからである。

ここで、私一個の感慨を間奏曲風に差しはさむ我儘をお許しただきたい。ことは、日本国憲法における天皇制の問題のしかたという大問題にかかわって生ずる。佐々木は「日本国憲法下に於きましては、所謂従来の感情とか傳統とか云ふやうなことは兎に角問題にならない」と断言し、「矢張り今度新たに施行せられます所の日本国憲法其のもの⁽⁸⁾の精神と云ふものに即して此の問題を矢張り考へなければならぬ」と強調した。その言や良し、である。けれども、

そうしたうえで「日本国憲法其のものの精神と云うものに即して」女子の配偶者問題を滑り込ませ、結局において万世一系の男統・男系主義を正当化してしまっている。このことによって佐々木は、自らの立てた方法——日本国憲法其のものの精神に即するという方法——に忠実でないという誤りをおかした。少なくとも私はそう思う。しかしいま私が気にしているのは、その先にある。どういふことか。そもそも佐々木が忠実であろうとした方法それ自体がこの憲法領域（皇位継承法領域）において成立可能であるのだろうか、実行可能であったのだろうか、ということなのである。

「従来の感情・伝統」から自由な天皇制はあり得るか？

私の理解によれば、日本国憲法の——他の部分はいざ知らず——天皇制部分にかんするかぎりには、佐々木が排斥する「所謂従来の感情とか伝統とか云ふやうなこと」といっさい無関係・無縁には、在りようがない。敗戦後のありとあらゆる天皇制存続論は——外国の日本支配諸勢力の唱えるそれも含めて——すべてこれ、なんらかの形、なんらかの程度において、「所謂従来の感情とか伝統とか云ふやうなこと」を評価し配慮したうえで、構成されているのである。試みに、新憲法制定と審議した第九〇回帝国議会および皇室典範を審議した第九一帝国議会の天皇制にかんする対論過程をちよつとでも垣間見ていただきたい。議員たちの圧倒的多くは、熱っぽく「従来の感情とか伝統とか云ふやうなこと」を天皇制存続の想いを込めて論じているのである。

そうだとすると、そういうことがらと無関係・独立に、佐々木のいわゆる「日本国憲法其のものの精神と云ふものに即す」ということは、この、皇室法領域において一体なにを意味し、いかにあるのであろうか。佐々木の答えはある程度予想できる。憲法に現われた文言、すなわち、たとえば「象徴」、「世襲」、「国会の……定めるところ」などの

文言を、それに即し客観的・中立的に解釈することである、という答えである。けれども、いまここでH・G・ガダマー流のヘルメノイティクス解釈学を持ち出すつもりはないが、よりどころとする文言自体のなかに感情も含めた「歴史的・伝統的なるもの」が織り込まれており、それを解釈する局面において——ちょうど佐々木自身がテキストに表われている男統・男系主義をスリップ・インさせたように——「歴史的・伝統的なもの」総じて文化的なるものが潜り込んでくるのを避けることはできないのではあるまいか。こうして私には、佐々木のいう「日本国憲法其のものの精神」に即した解釈なるものは、そもそも方法的に無理があり、その成立可能性・実行可能性はほとんど絶望的であるとさえ思えるのである。この類のことは、のちにさらに論ずることにしよう。⁽⁹⁾

佐々木における天皇継承と平等原則の関係

さて、この辺で佐々木惣一の女帝論から離れることにするが、さいごに一言、いまひとつ佐々木の憲法解釈のある側面に触れておきたい。

佐々木はその議会演説のはじめに述べているように、新憲法は皇位継承について、旧憲法のように「男系・男子」といった明示的な指定がない以上は、「世襲」制を踏まえさえすれば、男女いずれを問わずまた男系・女系の系統のいかんを問わないという構えになっている。すなわち、憲法文言の解釈として、限定がないという意味で、皇位継承資格における男女区別の有無および区別のつけかたは、立法政策・立法裁量事項であるという立場である。それとは別に、佐々木は、憲法第一四条・男女無差別条項は、皇位継承法領域には及ばないという実体的解釈論があり得ることを示唆しているのに注意しておきたい。それは、こう述べているところにかがえる。

「今回の日本国憲法に依りますれば、即ち其の国の地位、資格として性別、男女の性別に依って其の政治的關係と

云ふものに差異を附けないと云ふことが特に明かになって居ります、併しまあ之に付きましては、それは皇位と云ふやうな政治関係に付ては、此の規定は適用ないのだと云ふやうな一応の解釈もあり得るのでありますから、それが必ずしもそれでありますが故に、其の憲法の規定其のものに抵觸するか否かと云ふことを私は此處では申上げませぬ。実は其の點に付きましては、私は此處ではつきり申上げる程の斷案をまだ持つて居ない⁽¹⁰⁾と、態度を留付しているのである。皇位継承法領域には、平等条項は直截には及ばないとする解釈論の余地を残したうで、佐々木は立法政策問題として女帝論を展開していたのであった。⁽¹¹⁾

(1) 信山社版『皇室典範』二八五―三四三頁「資料61」〔衆議院皇室典範案委員會議録(速記)第四回〕二九五頁。

(2) 前掲書二四六頁。

(3) この辺りの論議は、のちに別稿で現行皇室典範の解釈論を問題とするところで、今一度取り上げる。さし当たりしかし、こうしたテキストの文言を重視して、立法裁量の余地を広くとる解釈は、解釈方法論として一般にあり得るところであろうと思う。というのは、憲法四七条において「…両議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」(傍点―引用者)とわざわざ書いていることを理由に、選挙関係領域においては、立法裁量範囲が広いと帰結する解釈論が有力であるらしいからである(たとえば、伊藤正己『憲法第三版』弘文堂、一九九五年、一二四頁参照)。政府の立場を、私は「法律の留保」論あるいは立法裁量論の範疇で捉えたが、これを「法律の委任」の概念で捉えるものとして、中山健男「皇室典範第一条の違憲性」『名城法学』八巻四号、一九六九年、二二頁以下がある。このことについては、別稿で問題にする。

(4) 「憲法自身によりますれば、世襲ということが原則であるわけでありませぬ。そこで世襲ということとは広い幅の考え方でありまして、その世襲という原則の中におきまして、現実にはどういふような順序と範囲によってきめて行くかということが、皇室典範できめ得る範囲になってきます。そこで具体的に皇室典範がこれを規定したのでありますから、その継承の範囲におきまして、どこまでのものが継承権があるかときめることは、當然皇室典範としてなし得る範囲に属すると思うのであります」(前掲書「資料61」)

二九六頁。

(5) 前掲書三八五―四一四頁。「資料66」「皇室典範案（政府提出、衆議院送付）第一読会―官報号外昭和二十一年二月一七日貴族院議事速記録第六号七七―八九頁」、三八八頁。

(6) 前掲書三八九頁。

(7) 前掲書三九〇頁。

(8) 前掲書三八九頁。

(9) 天皇制の憲法解釈作業において「従来の感情、伝統」などをどうカウントに入れるべきかは、簡単に片づかない問題群を包蔵する。佐々木のように、この種の要素を全く捨象し去って「日本国憲法其のものの精神」にもとづいてのみ、新しい解釈を創造すべきであるという立場を採る憲法学者が少なくない。問題はしかし「日本国憲法其のものの精神」とはなにか、である。本文で指摘したごとく、佐々木は、このところで躓きの石に躓いているのである。さて、巷には現在、たくさんの天皇制を論ずる本が出廻っている。そのうちのひとつ、いま私の手元に吉本隆明・赤坂憲雄『天皇制の基層』（講談社、二〇〇三年）がある。これは歴史学・民俗学の研究成果を踏まえ、天皇制の基底にあって天皇制を支えてきたものは何かを究明しようとする作品である。が、問題意識は、現代天皇制を規定しているものは何かの探究にある。困ったことに、こうした作業と憲法解釈とは無関係であり得ないのである。

(10) 前掲書三九〇頁。

(11) 以上本文で、佐々木惣一の議会演説を紹介したが、いわばことこのついでに、貴族院におけるもうひとりの勅選議員であり気鋭の憲法学者であった宮沢俊義の振る舞いはどうであったかを一べつしておくのも、無意味ではあるまい。宮沢は勅選議員である以前に、臨時法制調査会のメンバーとして皇室典範案作成過程に深くかかわってきた（いや、そればかりではない、宮沢はそのひとつ前の憲法問題調査会〈松本委員会〉の委員でもあったのである）。そのかれは、第九一帝國議會貴族院にあっては、皇室典範案特別委員会の委員に選出されていた。戦後憲法改正・皇室典範などの立案作業に、もっとも深くかかわった学者であった（宮沢と対照的に佐々木惣一もまた、敗戦直後近衛文麿のもと内大臣府御用掛として憲法改正に参与したもののそれが不実を終ったのち、宮沢同様、臨調委員および貴族院議員、および憲法改正、皇室典範案の特別委員会のメンバーであった）。その活躍いかに注目したいところである。けれども実際には、宮沢自身開陳しているように、皇室典範案の貴族院委員会をほとんどを病気のため欠席している。かれが発言することになったのは、委員会の最終段階においてである。かれは二度発言している。一度目は、ある委員の提出した原

案修正案に対する反対意見である。修正案は結局のところ本稿で問題にした「皇室典範なるもの」に囚われた者に固有な発想にもとづくものであって、「皇室典範」を「通常の法律」と解すれば、そもそも不要な質問なのであった。宮沢は、その点をとらえて修正案はそもそも無意味であるとして、原案修正案には反対している。ことのついでにどうか、返す刀でどうか、宮沢は、憲法第二条の「皇室典範」は本来「法律」という文言であるべきだったと述べる。ただし、従来からの名称を「偶々使ふと云ふことも……敢て絶対に排斥すべきものでもなからうと云ふ位に考」えられると言うのであった（信山社版『皇室典範』四九八―五一四頁〔資料72〕「貴族院皇室典範特別委員会議事速記録第六号―昭和二十一年二月二日―」、五〇七頁）。宮沢のもうひとつの発言は、皇室典範案の採択を問う委員会最後の議事における原案賛成のためのそれである。そこでかれはまず「本案に付きましては立法的には少なからぬ不備な点があるやうに思ひます」と述べたうえで「併し全體として見まして新憲法下に於ける皇室典範として一応定むべきは定めてあると考へますので、原案に賛成したいと思ふのであります」と語っている（五一二頁）。（そう論じたうえで、宮沢は、本法運用に関連して、考慮して欲しい二点をあげているが、本稿主題とは無関係なので、ここには触れない。）

なにを隠そう私は、この方面の戦後処理において、美濃部達吉と並んで権威のあった憲法学の大家、佐々木惣一と新進気鋭・当にライズイング・スターのひとりであった宮沢俊義との両雄を対比して描いてみたい欲求がある。その点でいえば、皇室典範案を審議した第九一議会でよりも、憲法改正案を審議した第九〇議会貴族院特別委員会のある日の両雄間で闘わされた論戦が注目される。この論戦について芦田均がその日記（『芦田均日記』第一巻中の、一九四六年九月六日づけ「付手帳日記」、二七九頁）に「偶然に貴族院の憲法委員会を傍聴したら佐々木博士と宮沢博士との応酬で面白かった。」と誌しているものである。論戦が余りにも激越にわたり佐々木議員はすっかり興奮してしまったので議事録は相当部分削除されていて、いま読んだのでは全然論争の雰囲気伝わってこない憾みがある。当事者のひとりの宮沢は、後日、この論争をかれ一流の軽妙洒脱な言い回しでエピソード風に、かなり詳しく語っていて面白い（『高木八尺名譽教授談話録』憲法調査会事務局、憲資・総第二五号、一九五八年、二四頁以下）。後日、機会があればこういったことどもに立ち戻りたい。ことは、やはり相当程度に戦後天皇制の憲法論にかかわる。

第二章 南原繁「天皇退位」論

はじめに

第九一議会における皇室典範案審議模様を考察する仕事の最後の主題として、貴族院における南原繁の「天皇退位」論を取り上げたいと思う。貴族院の同案第一読会でなされた南原の冒頭質問演説は、当時多くの人びとの注目を惹きつけ有名になったばかりではなく、たぶん体制内の（天皇制擁護的）な「天皇退位」論のほとんど最終版とも言えるようなものであった。その意味で少し密着して取り上げるに値すると思う。

佐々木惣一 の 天皇退位論

もつとも、同案第一読会にあつては、南原の登壇に先立って佐々木惣一が総括質問演説を展開しており、——その模様の一部はすでに紹介済みである——佐々木のほうもかれなりに、「天皇退位」論を第五番目のテーマとして論じている。その説くところは独特な論理のものであつて、それはそれでここで言及するに相応しいと思う。まず入り口で、佐々木の議論を紹介して置きたい。

佐々木によれば、一般の皇室典範案は旧来の典範とおなじく天皇の退位を認めない制度を採っているが、次のようなばあいにあつては一定の手續にしたがつて、退位を許す余地を残しておいたほうがよくはないか、と示唆するのである。へ天皇がその地位にあるのは、「国家的見地から見た国家の要求に依つて」である。つまり、「国家の為に」それはある。ところがその天皇が、天皇自身において「其の地位に在らるゝことが、国家の為にならぬとお考へになることは、ないとも限りませんまい」。「斯う云ふ場合に、国家は之に付きまして何等か考慮しなくても宜いものでありませ

うかどうか、此の點をお尋ね致したと思ふのであります⁽¹⁾」というのが、政府への質問の趣旨である。

自分が在位しつづけることは「国家の為」よろしくないのではないか（したがって退位したほうがよろしいのではないか）という天皇の側からの意思表示があること——それが退位の第一要件である。佐々木が主張するのは、そういうばあい、なんらかの国家の機関（結局は「国会」ということになるのだが）が、そうすることが、すなわち退位することが「国家の為になる」と判断するばあいには、退位が成立する——こうした制度を、佐々木は示唆するのである。

ふつう天皇（あるいは国王）の退位が論ぜられる際には、当事者の自由意思にもとづく退位への意思表示が要件として考えられている。だから「退位の自由」という表現が用いられ得るのである。だが、佐々木が構想するのは、それとかなりちがう。かれのばあいも当事者の意思表示が要件ではある。しかしながらその意思は、「そのことが国家の為になる」という内実を持つのでなければならぬ。だから、かれの言うように「天皇が自己の御意思で以て御退位が出来る、俺は厭だと云ふので御退位出来る。或は道徳的にどうしても居れぬから辞める、さう云ふことを言ふのではない⁽²⁾」というわけである。

佐々木の主張の特質は、「国家の為」になるかならないかを決め手としてあることにある。そして、この点の天皇の判断をいわば客観的に再吟味するために、国会が関与するという手続きを導入していることにも、主張の特質がうかがわれる。

要するに、佐々木「退位」論は、徹頭徹尾天皇という国家機関がおこなう政策決定のありようにかかわり、その意味で政策論にほかならない。これは、カントが問題とする人間の「自由意思」への配慮とは無縁であり、したがってまた、いわゆる人権論的な「退位」論とはそもそも発想を異にしている。これは「国家の為」をはかる制度論ではあ

るが、規範内容を含む憲法論として要請されているものではないのである。

佐々木は右のように自分が提起した問題は、「固より重大な問題でありますから、之に付きまして政府の方々の御即答を御願ひすると云ふやうな気持はありませぬ⁽³⁾」とわざわざ断って、その演説を終わっている。

佐々木へのコメント

それにしてもなぜ、佐々木はこうした言説を開陳したのであるうか。私にはわからない。ごくふつうのばあい、一定の言説の前提あるいは背景には、それを動機づける根拠・問題意識が明示あるいは黙示にうかがえるものである。だが、佐々木の言説は抽象レベルの飛翔に終始しているので、少なくとも私には表現の背後にあるものをうかがえないのである。

当時論壇で交わされていた現在進行形の退位論は——本稿で直ぐのちに紹介するような南原のそれが、典型であるように——天皇裕仁の、なんらかの意味合いにおける戦争責任の取りかたの問題として、すなわち具体的な問題として、提起されていた。そういうものとして当時であったのは、退位論は単なる象徴的觀念論でも客観的的制度設計論でもなく、ある種の切実性をともなう現実論であったのである。こうした世論状況が背景としてあったから、佐々木の言説がそれと無関係であったとは、むしろ考えにくい。思うに、佐々木がごく抽象的な形で「国家の為」という要件あるいは識別要素を語っているとき、かれの念頭には「(天皇における)戦争責任の取りかた」として、退位することが(第一に、天皇がそれを発議するレベルにおいて、そして第二に、国会がそれに同意を与える際に)「国家の為」になるかどうかという問題視角が設定されていたのではなからうかと想像されるのである。

佐々木はこの質問演説にあって、政府の即答をもとめるのを避けて、「今後の問題として、少なくとも之(退位制に

備えること―引用者挿入)を考慮に入れて置く」と云ふ、さう云ふ必要はないのであろうか」と論じているにとどめる。けれども、もし佐々木が「さう云ふ必要」を感じていたのだとすれば、かれの属する貴族院の面前に置かれていた皇室典範案のうちの、天皇終身在位(皇位継承は天皇死去のみを条件とする制度)を定める第四条に対して、佐々木は修正要求をすべきことが予想されるのである。のちのことに属するが、私の検索するかぎりでは、佐々木がこの点の修正動議をおこなった気配はない。先走って云うことになるが、佐々木はこの点の制度改革を追究するほど、退位論に熱心であつたわけではなかつたであろう。

以上、思はず佐々木の退位論に立ち入り過ぎてしまった。佐々木のは、次に紹介する南原繁のそれとちがって、世に伝えられるところが少ない。しかし、いかにも佐々木らしいこの議論は、それなりに一定の歴史的な意味があり、記録にとどめて置く価値があると思料するので、冗漫の譏りを省みず、あえて紙幅を重ねることにした。了とする向きがあれば、幸いである。

南原の基本的ポジション

予告したように、次は、かの有名なる南原繁の退位論が考察対象になる。特徴的なことは、南原の、第一読会という冒頭審議手続における総括質問演説が、――典型的に佐々木惣一議員の総括質問がそうであるように、ふつうは法案全般にわたる総括的なプレゼンテーションであるのと違って――ひたすらひとつの争点、すなわち「其處(皇室典範案―引用者挿入)に天皇の御退位乃至御讓位に関する規定が全然缺けて居ること」、その一点にのみ向けられているというところにある。かれは「私は実は此のこと(天皇退位問題のこと―引用者挿入)を以て今回の皇室典範案に於ける最も重要な問題と考へる者であります」と捉えたい(3)ので、そうしているのである。要約して言えば、南原はこ

の一事において「何か一種の神権的な思想と云ふものが残つて居り」此の際大いに考え直し……一新する必要がある」ところの「所謂伝統的な感情、信念」の居直りがある、とみる。かれの解するところ「先般の憲法改正の中心問題は、実は天皇の性質若しくは性格に付ての変化」であつたはずである。しかるに「皇位継承に関する章に於きましては、……唯僅かに一箇所、即ち皇嫡子孫に之を限ると云ふことが変更せられた以外、其の外の點に付ては、重要な問題に付て新憲法が徹底して居ないと私は考へるのであります。」これが、この論点に関する南原の基本的ポジションであつた。

第一の演説項目——摂政制との対比

このような基本姿勢——それは、新しい憲法の真髓を究明し、実行せんとする基本態度といふべきものであるが——にもとづいて、南原は、争点、つまり、天皇退位論に対し、「三つの具体的な場合に分けて」政府答弁を求める。「第一の場合」というのは「萬一、天皇の精神又は身體に不幸にして不治の重患ありと認められる場合」である。このばあい「御退位乃至御皇位の變更を認めないと云ふことは、如何なる事由に依るのであるか」という問いを發している。かれはまず、次の点を強調する。

「新憲法に於きましては、天皇は従来のやうに祖宗相継ぎ來つた所謂神的な統治権の総攬者としてではなく、国民の象徴、国民統合の象徴として其の地位に即かれる譯であります。それ故に最早神秘的な超人間的な觀念としてはありませぬで、寧ろ国民の象徴たるに相應しく、何よりも一個の人として精神及び身體の健全性乃至正常性と云ふことがより重要な意味を持つて居るのであると考へます。」

この年のはじめ発せられた天皇の「人間宣言」を踏まえての、生身の精神と身體を具えた自然的・人間的な存在の強調である。

南原は、そこから一転して、皇室典範案におけるある制度的な側面を引き合いに出す。引き合いに出すのは、やがて成立して正式に典範第一八条を構成することになる規定、すなわち、「摂政又は摂政となる順位にあたる者に、精神若しくは身體の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室會議の議により、前条に定める順序に従って摂政又は摂政となる順序を変えることができる。」という定めがこれである。読んで字のごとく、摂政あるいはその予定者は——天皇と違って——「精神若ハ身體ノ重患」その他の「重大ノ事故」あるとき、一定手続によって、摂政の退任、免任、または摂政就任順位の変更があり得るように定められている。南原はこの制度に着目する。そして、これに反し天皇にはこうしたみちが封ぜられている。これは、なぜか。おかしいではないか、と問うのである。かれは追及する。

「天皇の御病體御恢復〔が〕豫想される場合は別であります。併しながら苟も同じく不治の重患と認定せられる場合に於きまして、御在位中の故であるからと言って、其の御変更を認めずして其の地位に終生御留め申すと云ふことは、それは餘りに不自然的、不合理であり、其の御在位の間を摂政に依って国事を行はせられると云ふことは、餘りにも事実の歪曲、法律の擬制、フィクションに外ならないと私は思ふのであります。」⁽¹⁰⁾

南原は、摂政または摂政予定者（以下、これを省略する）と違って天皇のばあいには「一旦皇位に即かれた以上は、如何なる場合、如何なる事由の下に於ても、終生、其の地位に留まらなければならぬと云ふ」制度になっていてそこには「餘りにも不自然的な又非人間的な考へ方が入って居るのではないか」と論難するのである。摂政との取り扱い

の違いという制度比較の手法を用いることによって、不自然性・不合理性、したがってまた、たぶん違憲性または憲法の精神との不適合性を浮き彫りにしようというわけである。

第一項目の検討

さてここで、南原の第二および第三の演説項目へと叙述を移すまえに、右に紹介した「第一の場合」にしばし足を留めて、これについて、私の反応を問奏曲ふうに入挿するといふ我儘をお許しただきたい。私が挿入しておきたいと思うのは、三つある。

まずそのひとつ。かれの「第一の場合」というのは、摂政については退位する余地を残している制度を引き合いに出して、それとの対比において天皇退位の可能性を封じている制度の不自然性・非合理性を衝くといふ、制度論的なレベルでの議論である。⁽¹¹⁾ここでは、摂政と天皇の退位とは制度上両立し得るといふ考えかたにもとづいているのであるが(そうでなければ、摂政制を前提としてこれと退位制を対比するといふ方法は意味をなさないからである)、両者の関係については、そういう考えかたとちがって、両者は当然には共存関係にあるのではないといふ法解釈あるいは制度解釈があり得ることに、注意を喚起しておきたい。そうした解釈論によれば、摂政制を選択したこと自体のうち、天皇に生じ得る事故・厄介事のいっさいを、——「天皇ノ退位」といふ方法で片付けるのではなくて——すべて専一的に摂政就任という方法で片付ける制度決定が内在しているのだといふ説である。⁽¹²⁾この説は、明治憲法(第一七条)および旧皇室典範(第五章)が摂政制を採ったことにより、天皇退位の制度は——旧皇室典範第一〇条による終身在位規定とともに——二重に否認されているのだという理解を前提にしているようである。そしてまた、新しい憲法(第五条)および戦後皇室典範(第三章)が摂政の制を踏襲したことにおいて、旧典憲体制下とおなじように、天

皇退位の制は憲法上、当然に斥けられているという解釈になるのである。摂政の制度と天皇終身在位（退位不能）制度との関係を、このように排他関係にあるものと解する憲法論がはたして正当かどうかは、別に吟味を要するところではある。また、南原がこうした解釈論の存在を認識していたかどうかを、私は知らない。いずれにせよ、かれ、南原は、言外においてこうした解釈を採っていないのは明らかである。

ふたつ目に、私が言及したいと思うのは、南原の次の指摘に関連する。すなわち、¹³「不治の病に罹り、不可逆的に公務遂行が不能になっているにもかかわらず、天皇を終生その地位にとどめしめるのは「不自然的、不合理」「餘りにも事実の歪曲、法律の擬制、フィクションに外ならない」とする指摘がこれである。かれのこの言説は抽象的次元にとどまっている。しかし私の付度¹⁴するところでは、南原がそう指摘するとき、かれの脳中には、「大正天皇問題」およびこれをカバーする裕仁皇太子殿下の摂政就任にまつわる具体的な事件¹⁵があったに違いないのである。南原と同世代の人びとには、この事件はいまなお記憶に留まる生々しい性格のものであった。南原は紳士であったから、由緒正しい厳かな貴族院議員のお偉方たちに向けて、「不自然的、不合理」な出来事として当時なお記憶に新しい具体的な事件であるところの「大正天皇問題」を具体的に語るのを、あえて避けたのだと思う。これに反し私は紳士ではないから、南原の脳中にあつたとおもえる具体的な出来事を、あえてここでさらけ出してみる。もしそれ、「不敬」の譏りがあれば、これを甘受したい。実際あの事件は、深く究明しようとするれば、摂政制であれ退位制であれ、どちらにせよ、そもそも世襲的な皇（王）位継承なる制度が抱えるアキレスの腱に似た微妙な部位にかかわるややこしい深刻な問題性を包蔵しているのである。¹⁴当路者によるあの事件の仕末のつけかたは、単に「不自然的、不合理」などという評価よりも、違法の疑いがあるとも言えるし、またほとんど漫画的な要素さえ看取し得るのである。¹⁵

私が付加したい最後の、三つ目の観察は、こうである。南原の「第一の場合」は、議論を制度論レベルにもっていつ

てしまったことによつて、憲法論的な意義においていちじるしく精彩を欠いたものになつてしまつてはなからうか、という点にある。確かにその前半では「(天皇は)最早神秘的な超人間的な觀念としてではありませぬで、寧ろ国民の象徴たるに相應しく、何よりも一個の人として精神及び身体の健全性乃至正常性と云ふことがより重要な意味を持つて居るのである」¹⁶⁾という具合に、「憲法改正」の中心問題たる「天皇の性質若しくは性格に付ての變化」と關係あるがとき言説を展開させてはいる。けれども、それは一種の枕言葉あるいは序言なのであつて、本体は後半にある。そして後半において語られるのは、制度(退位を否定している制度、あるいは終身在位の制度)の有する欠陥(「不自然的、不合理」という客觀的なもの、およびそのため生ずる人為的な作為としての「事實の歪曲、法律の擬制、フィクション」を——摂政変更制度と比較する方法によつて——衝くことに力点が置かれていたのである。その欠陥たるや、南原においてははつつましくも明示を避けているとはいへ、旧憲法下「大正天皇問題」として如実に露呈された種類のものなのであつて、「(今次)憲法改正の中心問題」たる「天皇の性質若しくは性格に付ての變化」とはそれ自体無關係な制度上の欠陥なのである。そうすると、この「第一の場合」として南原が冒頭に挙げるころのものの中には、本質的には、皇位繼承における「不自然的、不合理」なる部分を除去し、天皇制を制度的によりよきものにしていこうとする目的意識が規定的であつたことがわかる。強くいえば、これは端的に天皇制のため、の言説であると思う。その分だけ、「憲法改正の中心問題」としての天皇の「人間化」という主觀的な契機は薄められてしまつてゐるというのが、私の感想である。

第二演説項目——人間論的・人權論的な批判

閑話休題。南原の演説に戻らう。彼のいう第二の場合とは、こゝである。「一個の自由の人間として、天皇が止み難

き要求から、最早天皇としての責任に終生耐へ給わずして、それからの自由を求め給ふ場合」¹⁶、別言すれば、「生理的な原因」ではなくて「内心の自由を原因」とする退位問題にかかわる。このようなばあいでも「尚且其の途（退位可能性―引用者挿入）が全然閉ざされて居ると云ふことは、是は他方に於て新憲法に依り人間天皇としてもたれて居りまする基本的人権の尊重に於て缺くる所はないか」¹⁷というのが、南原の問題提起である。

ここでかれは、明治憲法下絶大にして広汎な大権をもった天皇が、じつはいかに「人間として極めて不自由なる限界」に拘束されていたか、どんなに「最も中世封建的な拘束の下に御立ちになって居った」かを、次のエピソードはさんで指摘している。こうである。かつて首相伊藤博文が骸骨を乞う、つまり辞任を申し出たさい、明治天皇は「卿等には辞職のことがあるけれども、朕には其のことなし」と言ったという。よく語られる話である。明治天皇が真実そう述べたのか、そうだとするとどんな意味でそうしたのかを、いま究明するのは避ける。ともあれ南原は、これを明治天皇の人間としての率直な慨嘆表明と受けとって、われわれに提示してみせるのである。こうしてかれは、次のような憲法論を展開する。

「固より天皇に於きましては、一方に皇位の保持者であると云ふ特殊の地位、身分、それに伴ふ御責務があります、此のことは天皇が今回憲法の改正に依って統治権者から象徴なる地位に變はられた場合と雖も變りはありません、ぬ、併しながら他方に於て天皇が此の新憲法に於ける所謂国民の概念の中に入るかどうかと云ふ其の解釈論は別と致しまして、今や新憲法に依りまして、天皇も等しく人間として国民統合の象徴たる地位に御即きになる以上、凡そ民主主義の大原則として総ての人間は法の前に自由平等であると云ふ此の原理に従って、人間としての基本的人権、完全なる自由をお持ちになると云ふことは、是は當然でございます。是こそは今回の憲法の一つの大なる眼目であったと考へるのであります」¹⁸。

南原演説のこの箇所は、まさに「人間天皇として持たれて居ります基本的人権の尊重」という「今回の憲法の一つの大なる眼目」を反映したものであった。

南原の方法上の特色は、この人間天皇に帰せられるべき基本的人権（私は、ここ、退位の自由が問われる脈絡においては、あれやこれやの基本的人権を念頭に置くよりは、ここでは人間一般に具わる「内心の自由」を観念したほうが適切だと思うのであるが、ひとあるいは三笠宮の説くように「奴隸的拘束からの自由」に重点を置くべきだと考えるかもしれない）と対抗関係にあるとされる国家的な利益（「皇位の保持者であると云ふ特殊の地位、身分、それに伴ふ御責務」から派生する「人権」制約的な利益）との、いわゆる比較衡量を、次のような仕方でおこなっていることである。すでに私たちは知っていることであるが、金森國務相は衆議院において「天皇に私無しと云ふ見地から、天皇御自身の意思依りまして讓位はありと云ふことは国民の感情が、傳統的な信念が之を許さぬと云ふ風に御説明になつて居るやうでありますが、⁽¹⁹⁾と政府のポジションを南原は摘示する。つまり、天皇の「内心の自由」としての「退位の自由」を、政府は、この自由を否定することを良しとする「国民の感情、傳統的な信念」の名において一蹴している。自由に対抗する国家的利益ということばを用いるとすれば、政府の立場は、「国民の感情、傳統的な信念」なるものを尊重し維持すること、そのことが、すなわち保持すべき国家的利益ということになるであろう。もしそうだとすると、これは、なにか実体的な (substantive) 価値を含蓄 (コノート) するものというよりは、観念あるいはイデオロギーを存在形態とするものにほかなるまい。たぶん南原は、ここでの争点の性質をそのように認識したうえで、「斯くの如き考へ方は、矢張り其處に依然として何か一種の神権的な思想と云ふものが残つて居り、結局自由の人格としての天皇の人間性の否定となりはしないか⁽²⁰⁾」と批判するのである。

南原はつづけて言う。

「従って斯う云ふ考へ方は、所謂傳統的な感情、信念と共に此の際大いに考へ直し、一新する必要があると私は存するのであります。然るに同國務相は、更に其の時に国民の間に傳統的に發展して居る思想の流れが此のことを要求して居るのだ、敢て天皇の自由の否認ではないと云ふ風に説明されて居ります、併し若しも是が事実である(21)とすれば、私は失禮ながら直言するを許されますならば、それは一つの強辯に外ならないと考へるのであります」

所謂傳統的な「国民の感情、信念」は、その背景に支配する「神権的な思想」ともども、それ自体として尊重に値するのではなくて、新憲法のもと、むしろ「大いに考へ直し、一新する必要がある」イデオロギーである、と南原は捉えている。ということは、問題の中核にある基本権としての「内心の自由」との対抗関係において、それに優先して自らを貫徹するイデオロギー(＝国家的な利益)であるのではなく、そもそも利益衡量のための秤に載せてはならないのだという考えにもとづいていると解される。

政府も含めた譲位否定論者は、神権的イデオロギーの振りかざしとは別に、退位という制度に付随する不利益・障害を挙げ、自らの否定論を補強する手を使う。この「第二の場合」のなかで南原は慎重にもこの手をも封じている。こうである。

「人或は申すかも知れませぬ、左様な天皇の自由意思に依って御譲位を認めるといふことは、動やともすれば皇位の變更を来し、又それが我が国の歴史に嘗てあつた如き争ひの原因をなすと云ふかもしれませぬ、併しながら皇位の継承に付「て×」きましては、既に一定の順位が定められておりますし、又其の上に今回の改正案に於きましては、新しく民主的に組織せられた皇室會議が出来て居るのであります。之に依って其の間、客観的具体的に之を決定することは出来得るのであります。⁽²²⁾」

確かに明治の法制官僚らは、皇位継承にともない生ずるかもしれない権勢間のごたごたを避けるべきことに意を用いた。退位制不採用の理由のひとつはこの点にあった。けれども、権勢間のごたごたは当該の時代における天皇家をめぐる環境の特殊性に由来するところが大きい。加えて、歴史的・伝統的にいえば、皇位継承者の決定についてはむかしは定型はあつて無きがごとくであつて、結局のところ天皇の恣意順位にゆだねられていたという事情にあつた。権勢を欲しいままにし得る者たちは、天皇のこの恣意にはたらしきかけさえすればよかつたのである。権勢間のごたごたを避けるという命題それ自体から、退位否認その他あれこれの具体的な案をひき出すのは、多くのばあい眉唾である。そのことを南原が衝いたのであつた。

第三演説項目——天皇の戦争責任

いよいよ、最終ラウンド。「第二の場合」である。ここで南原は、退位の制にからめて天皇の道義的・精神的な責任のとりかたを問うことになる。

よく知られているように、またある程度既述のごとく、敗戦後間もなく、天皇側近のあいだから出てきていた天皇退位論（内外からの戦争責任追及のうごきに対応しながら天皇制を護持する目的に仕える議論）とは別に、著名な知識人のあいだからもそれと似た意味合いを持つ天皇退位論のうごきがあつた。南原繁はそういう流れに与する有力者のひとりとして、広く知られていた⁽²³⁾。その南原が晴れの貴族院本会議において展開したのが、「第二の場合」であつたのである。

南原はまず、天皇は明治憲法下と同様に新憲法においても政治上、法律上においては無答責の地位にあるだろうと解する。が、しかしその反面、天皇は古来の歴史において道徳的、精神的責任を一身に荷なう存在でありつづけたの

だ、と強調する。そして「是あるが故に、古来皇室は我が民族の統合の中心として、国民の精神的尊崇的となつて、今日迄持続し来つたものであります」という立場をとるのである。そしてこれとは逆に「天皇が政治上、法律上のみならず、道徳的評價の外に御立ちになると云ふ考へ方は、実は我が国の歴史に於ける斯かる皇室の美德を無視するものであると同時に、天皇を以て道徳を超えた、超道徳的、神的な、絶対的存在と考へると云ふ一つの考へ方を思ふのであります⁽²⁴⁾」として、これを斥ける。南原は、天皇は「道徳的にも無色透明である」などということはあり得てならない、と考えるのである。そのうえでこうつづける。

「所謂政治上の大権は、今回の憲法に依つて無くなつた代りに、却て象徴として今後は永遠の国家理念、日本国民精神の表現として、天皇のさうした道徳的、精神的御責任感が、益々重大を加へたものと私は考へるのであります⁽²⁵⁾」

そしてそこから、天皇退位の制が設定されるべきことを、次のように説いている。

「さうした至高の道徳の位置に鑑みられて、或国家重大事變の際に、陛下御自身が衆に先んじて御責任感を深くして、而して其の御地位に賭けても、それを表明されむとする場合があつた時に、其の道が全然閉されて居ることは、斯うした天皇至高の道徳的行為を、阻止し奉ることになりはしないか、この點を御伺いするのであります⁽²⁶⁾」

天皇の道徳的・精神的責任を退位の制と結びつけるについて、南原がもつとも現実味を帯びた課題として、したがつてまた、かれが演説において一番言いたかつたことがらは、すでに本稿に示唆しておいたように、アジア太平洋戦争遂行における天皇裕仁の責任の所在および責任のとりかたとしての退位である、いわく、

「陛下が今回の大戦に対して、政治法律上何の御責任もないことは、現在の憲法に明らかな所であります。殊に又誰よりも最も平和に終始せられて、国家の苦悩を御一身擔ひ来れることに付ては、我等国民一同の存じて居る所でございます。併しそれにも拘らず、實はそれだからこそ陛下の御代に、我が国肇国以来の斯かる大事の起つたことに付きまして、上皇祖に對し、下国民に對して、最も深く責任を御感じになつて居るのは、陛下であると私は拝察するのでございます、……其の為には御退位はおろか、御一身は何時でも犠牲に為し給ふと云ふ御決心と、私は拝察するのであります、今、国民を挙げて物質的、精神的な悲惨のどん底に彷徨して居ります。中にも幾百萬の戦死者の遺家族、戦傷軍人竝に數多くの測り得ることのできない夥しい戦火の罹災者は、巷に滿ちて居ります。彼等は軍隊や、時の指導者に誤られましたとは言へ、皆何れも陛下の名を呼び、陛下の為に戦ひ、苦しみ来つて居るのであります。又、側近者、重臣を始め、軍人其他の指導者達は、中央、地方を通じて御覽の通りに、厳しき法の裁きの下に處刑若しくは追放されて居るのでございます。さうした中に陛下の御苦悩と御責任感の深きことは、我々の拝察するだに恐懼に堪へない次第でございます。斯様な情勢下にあります、尚何事もなかつたかのように、国民の傳統的感情が、御退位を許さぬと云ふが如きは、凡そ大義名分の何たるかと、又国民心理の現実に對して、強ひて眼を蔽ふことではないであらうか。」⁽²⁷⁾

以上冗漫に引用し耽つた譏りを招くかもしれない。右のうちに、まぎれもなくフィヒテ流のロマンティックでナシヨナリスティックな熱情をこめた、そして溢れんばかりの尊皇の精神にもとづいた、その意味で、まぎれもなく体制内的な退位論の骨頂を見ることが出来る。その前半でやや抽象的な道義的責任論を展開させ、後半で当時なお国内随所にころがっていた戦争の慘過、國際軍事法廷における戦争当事者らの責任追及といった、のちになればなるほど忘却

の彼方に押しやられる現実体験を踏まえて、抽象的存在としての天皇ではなく、具体的・特定の個人として天皇・裕仁の退位責任論へと及ぶのであった（もちろん、ここにアジア諸外国の人々の受けた被害への責任論等が無いではないか、といった種類の批判は留保してのことである）。先走って言えば、こうした形態の、きわめて現実感のある天皇退位論は、南原のそれを頂点にして体制内で説く者はほぼ居なくなる。そして国民公衆もまた、聴く耳をもたなくなるのであった。

南原はこのように、裕仁の退位があるべきことを冀望したのであるが、これを可能ならしめるためには、法制的に言えば、——後にふたたび問題にするが——退位を禁じているものとしての皇室典範（案）第一〇条を修正し、なんらの仕方でも退位の制を設ける規定を立法する必要がある。賢明にも南原は、長い演説を閉じる頃合いで、この件について政府の見解を尋ねている。

「政府は以上のやうなことをも考慮して、将来陛下が左様な御意思を表明せる場合に際し、此のことに關し非常特別の立法措置を講ずる御用意があるかと云ふことであります。それとも外部の情勢はまだ其處迄至ってないからと言って、……天皇の自律的な道德意思を塞ぎ、陛下の聰明を覆ふと云ふ結果があるならば、是は著しきことであると私は恐れるものであります。其の間の政府の御苦心を御察しすることは十分でありますけれども、それは實は忠なるに似て眞の忠からはまだ遠いと私は考へるのであります。」⁽²⁸⁾

政府の答弁——幣原國務相のばあい

第九一回帝國議會貴族院の劈頭を飾る南原の演説に対して政府はどう応答したであろうか。大急ぎで垣間見てみよう。まず幣原喜重郎國務相である。

幣原は、多岐にわたる南原の質疑事項のなかから、ただ一点を選んで答弁している、その一点とは、裕仁退位のための特別立法に向けられたものである。

「御質問の御趣旨は、天皇の御退位と云ふことに付て、何か規定を設けたらどうかと云ふことに帰すると思ひます。法律論としては今姑く措き、實際問題と致しましては、私の考では天皇は斯う云ふ場合に御退位が出来る、斯う云ふ場合に御讓位が出来る」と云ふ規定を設けることそれ自身が、⁽²⁹⁾實際方面に於きまして甚だ好ましからざる混亂の事態を生じやしないかと思ふのであります、(拍手する者あり)」

とまずある。つづく答弁箇所は、頓智に富みユーモラスだというので、その後、いささか有名になる。

「例えばインフレがひどくなったから平價の切下を行ふべしと云ふ規定を設くべし、斯う云ふ規定を設けたらどうでしょう、経済社会には一方ならざる混亂を来すだろうと思ひます、左様なことは是は規定に掲げない方が宜いのではないかと思ひます。例えばイギリスに於きまして、皇帝は退位された、其の实例はあります、是は私は何も法律学者でないから知りませぬけれども、イギリスの皇帝は如何なる場合に退位が出来るかと云ふやうな法律上の規定がございませうか、私はさう云ふことは聴いたことはありません、若し間違つて居りますれば、南原さんの御示教を仰ぎたいのであります」⁽³⁰⁾

幣原答弁は、南原のフィヒテ哲学を踏まえたいささか高踏的でたいへん熱情的な天皇道義責任論に、風穴を空ける態のものであった。幣原は実体価値論の領域には一歩も入ることなく、南原の「第三の場合」が提起する退位立法の可能性を、制度技術的な、ドローフトマン・シップの観点から、したがって形式論に終始して、否定する方法をとった。

いつかあとで立ち戻って考慮することになるが、たしかに一般的にいつて、立法事項のなかには、規定対象の特殊性のゆえに予め規律することが適格的でないものがある。幣原が例示するところの、通貨価値の切り下げ措置を講ずるがごとき案件はこれに当たると言えよう。あらかじめ要件を掲げて準備する立法が必要か、あるいは可能か、まさにそのことが問題になる。ドイツ警察法に伝統のないいわゆる臨機応変の原則(Opportunitätsprinzip)に似た考えかたがあり得るだろうと思う。天皇退位についても、予め要件を定めて準備しておくことが必要かどうか、可能かどうか、あるいはそういう立法が望ましいかどうかは、ひと議論あり得ていいところである。幣原は、この論点、一点に絞る、そのことによつて南原演説の勢いをいささか鈍らせる効果をもたらしたと云える。

幣原は、自説の正当性を裏づけるために、イギリスを例に挙げ、この国にも国王退位に関する法律は無いはずだ、と比較法的な知見を述べている。幣原が示唆するように、比較的近時の実例としてエドワード八世がシンプソン夫人との結婚を選択するため退位をした実例(一九三六年)がある。この実例の詳しい検討は別稿に譲るほかないが、このときはイギリス議会(およびエドワード八世を国王とする旧イギリス帝国体系下にあった諸国の議会)では、特殊な手続を経て特別立法を制定して、国王交替劇をそれぞれ演出したのである。⁽³¹⁾一回性の特別立法であったのだから、「イギリスの皇帝は如何なる場合に退位が出来るかと云ふやうな法律上の規定がございませうか、私はさう云ふことを聞いたことはありませんぬ」(傍点―引用者)という幣原の言明は、一般法の不存在を衝くという点では、正鶴を射ているのである。⁽³²⁾

天皇退位立法を、インフレ対策立法と絡めてこれと一緒に切り棄てる論法をとったゆえに、幣原の答弁は頓知に富むものであったのだが、インフレ対策立法の内容を「平價の切下を行ふべしと云ふ規定を設くべし、斯う云ふ規定を設けたらどうでありませう」という文言で説明したために、世上一般ではユーモラスな発言と受け止められ、このフ

レーズはしばし人口に膾炙かいしやされた。「平價へいげの切下」は「(天皇) 陛下かいたの切下」と語呂が合い、ことば遊びとして——意図したのであれば——面白いからである。⁽³³⁾

政府の答弁——金森・田中耕太郎のばあい

金森国務相のほうはどう答弁しただろうか。結論からいえば、「細かい理屈を抜きに致しまして、国民は矢張り御退位を豫想するやうな規定を設けないことに賛成をせらるゝのでなからうか、斯う云ふ前提の下に皇室典範の起案を致しました⁽³⁴⁾」と、「国民の感情、伝統的な信念」にもとづく従来からの論理を紋切り型で繰り返すにとどまる。南原の変遇なる道義的責任論は、所詮、空を切るものでしかなかった。

南原は、ことが「如何にして天皇の大義を発揚し、国民の道義を振興することが出来」るかにかかわっているがゆえに、学校教育のありようが問題だとして、田中耕太郎文部大臣にも答弁をもとめていたのであった。田中の答弁はしかし、文化教育担当大臣のそれというよりはむしろ、南原とおなじ大学の法学部教授・法理学者としてのそれであった。論点に対する総論的な見解といえるようなものであった。田中はまず、論点の根本にある問題性を次のように指摘する。「此の天皇の御地位に關します所の制度は、第一我々は外の制度と違つて居ると云ふことを考へなければならませぬ、皇位が世襲になつて居ると云ふことだけを考へて見ましても、一體封建的要素が拂拭されなければならぬ今日、世襲と云ふのはどう云ふことであるかと云ふことに付きましたも、問題がある譯であります。⁽³⁵⁾つまり、天皇の地位に關する制度は——世襲制を機軸とするものとして——他のもろもろの社会制度と性質を異にしており、しかも、世襲という鍵概念の意味内容自体に大きな問題性があるという言説である。田中はしかし、この点に問題があるのを認めるものの、天皇の地位に關する制度は、世の他制度と異なるのだという点については、国民のあいだに疑問

を抱く者はいないだろうと確信する。田中は、一方において「天皇が……我々と同じやうに自由を御持ちになり、又権利を御持ちになって居られる」ことを認めながらも、他方、こうした国民的確信にもとづく制限（他と異なった制度）のもとに置かれるということに服するのは当然（ナチュラル）だ、と結論するのである。かれは、後者による制度を「最高の公共の福祉の要求」というフレーズでもって飾っている。これは、新憲法成立と同時に抬頭しその後相当期間、憲法解釈の世界をあまねく制覇するところの「公共の福祉」論、すなわち「あらゆる基本的、人権はすべて、『公共の福祉』によって制限される」という命題の、先駆をなすものであった。⁽³⁶⁾ 最高の、という形容語のついた「公共の福祉」の要請である以上、概念必然的に個人としての天皇「自由」などはまったく以って語る余地を持たないのである。

もっとも、田中がここで論じていることがらが、その内容・論理において、なにか新しいこと、とくに説得力に富むものが包蔵されているかというところ、私のみるところ、さにあらず、というほかない。「最高の公共の福祉の要求からして、其の天皇が象徴として非常に日本国の本當の利益の為に、御自由を制限されておいでになると云ふことを我々は認めなければならぬのぢやないか」と言い、「従って陛下が或は御自分の御趣味から、或は又道徳的の生活に於ける御内省の気持から假令地位に止まることを欲せられないやうな場合に於きましても、矢張り、国民統合の要求からして、残って戴かなければならないと云ふ風に国民が考へることが、是がナチュラルであり、それが此の草案の精神になって居る」⁽³⁷⁾（傍点―引用者）と述べるとき、憲法担当國務相・金森のいわゆる「国民の感情、伝統的な信念」論と、どこがちがうであろうか。田中と金森はおなじ路線のうえで、本質的にはおなじことを語っているのであって、田中の功績がもしあったとすれば、「最高の公共の福祉」という汎用的に絶妙な効果のある文言を持ち込んで説明してみせたいところであるだろう。⁽³⁸⁾

体制内的退位論の終焉？

南原演説およびそれをめぐる当局の答弁は、以上のようなものであった。右に展開した私の叙述は、現代人にとつては退屈を催す態のものであるだろう。私としてはしかし、先に示唆したように、体制内的な天皇退位論は、佐々木・南原らの貴族院における皇室典範案審議過程を最後に、ほとんど聴かれなくなるという事実を軽々しく受け止めたくない。現代人の目からみれば、天皇退位論といえただちにアンチ天皇の論調を帯びたものと映ずるだろう。けれども、南原のばあいが典型であるごとく、新たに構築すべき天皇制を以って「祖国再建の精神的な礎」とする考えに立つ、その意味で熱心な天皇主義者である者も、天皇退位論を当時採り得たのである。ある種の皇族や近衛ら天皇側近の者たちの説いた敗戦直後の天皇退位論は、明らかに国際的政治勢力との対抗関係において、裕仁の犠牲において天皇制そのものを護持することをねらいとしていた。だが、南原の天皇退位論は、これと一味ちがう。実際のところ、南原演説の開陳があったのは、天皇制存置を前提とした新憲法が公布された直後の一九四六年一月中旬のことであり、裕仁をねらつての外部勢力の責任追及可能性はすでに大方消失しはじめていた時点に当たると言つて過言ではないのである。⁽³⁹⁾ かれの退位論は、あくまでも将来の天皇制の基礎を道義的に純化しようとする意図にもとづくものであった。

それにしてもしかし、南原演説のおもむくところ必然的に、現に折角うまい具合にその地位を保障され得た裕仁その人を犠牲にするという要素を含んでいたのであつて、その点で演説は高度に論争的・刺激的な性格を持つ。⁽⁴⁰⁾ そのゆえに支配層はもちろんのこと、また金森のいう「国民の感情、伝統的な信念」の持ち主、国民公衆においても、一向に人気を博することができないで終つた。

南原は、裕仁退位を主張した点で特異であるが、熱心な天皇制支持者であつた。天皇制はプロパーに道徳的な制度

であるのではけっしてない。それはまずなによりも実定憲法によつてはじめてその存立が基礎づけられるところの、高度に政治的な制度である。南原は日本国民の道義的・精神的な基礎として天皇制を熱烈に支持することによつて、じつは天皇制を政治的に熱烈に支持してもいるのである。⁽⁴¹⁾この点でかれは、裕仁退位論においてちよつとした変奏曲を奏ではしたものの、結局において金森のいわゆる「国民の感情、伝統的な信念」が演奏する一大管弦楽曲の邪魔にはならなかった。と言えるであらう。⁽⁴²⁾

(1) 信山社版『皇室典範』三八五頁以下〔資料66〕「皇室典範案（政府提出衆議院送付）第一読会—官報号外昭和二十二年二月一七日 貴族院議事速記録第六号七七—八九頁」三九四—三九五頁。

(2) 前掲書三九七頁。

(3) 右に同じ。

(4) 右に同じ。

(5) 信山社版『皇室典範』三八五—四一四頁〔資料66〕「皇室典範案（政府提出衆議院送付）第一読会—官報号外昭和二十二年二月一七日 貴族院議事速記録第六号七七—八九頁」四〇五頁。（南原質問演説は、「南原繁著作集」第九巻（岩波書店、一九七三年）九八—一〇八頁に収録されている）。

(6) 前掲書四〇八頁。

(7) 同四〇六頁。

(8) 同頁。

(9) 同頁。

(10) 同四〇六—四〇七頁。

(11) ここで南原は、摂政は事故発生を条件にして交替可能であるのに比べて、天皇のほうはどんなことがあっても交替不可能とする制度は不合理、不自然である、と主張している。じつはこの問題は、第九一議会開催前の一九四六年一〇月下旬、臨時法制調査会総会の席上、金森徳次郎（総会議長第一部長、国務大臣）により、天皇と摂政との本質の違いとして説明され済みの論点であつ

た。簡単にいえば、天皇は象徴であるが、摂政はそうではない。後者は取り替え可能だが、前者はそうはいかない」という説明である。信山社版『皇室典範』八八一—一〇六頁〔資料21〕「臨時法制調査会第三回総会議事速記録」一〇五—一〇六頁。

(12) 「摂政」という制度はそもそも、天皇に事故あるばあいのすべてをバック・アップするものであって、この制度が設けられていること自体において天皇退位ということはあり得ないのだ、と説くのは、大石義雄である（憲法調査会第一部会第一回会議事録、一二頁）（一九六二年一月一〇日）。かれによれば、日本国憲法第五条が「摂政」を設けることを規定したこと、それ自身においてもはや天皇退位の契機は否定されていることになる。したがって、南原のように天皇退位を云為するのは、背理であるという考えになるだろう。

(13) 南原が直接明示しないまま抽象論で語った背後にある——と思われる——「大正天皇問題」とは、一九一〇年代後半から顕著になった大正天皇の精神上の病いに関連して生じた一連の事故のことを指す。天皇の病いが高じてやがてまもなく、これは隠しようもなくなる。また国務執行にも實際上困難が生じた。こうして、一九二一年一月下旬、皇太子裕仁が摂政に就任して困難を乗り越ろうということになるのであった。裕仁の摂政在位は、大正天皇が一九二六年末に死去するまでのあいだ、約五年間続いた。本稿でなんども指摘したように、明治皇室典範（第一〇条）は天皇の退位を禁じていたから、摂政制度を活用して、当面の事態に遣り繰りつけるほかなかったのである。南原は、この事例を念頭に置いていたに違いない。「大正天皇問題」については、参照、原武史『大正天皇』朝日新聞社、二〇〇〇年。なお、天皇の退位・摂政などの観点から素描したものに、奥平康弘「明治皇室典範に関する研究——『天皇の退位』をめぐって——」『神奈川法学』三六巻二号、二〇〇三年、一八二頁以下がある。

(14) 世襲制にもとづく君主制一般に生じ得る問題であるが、君主が精神上の疾患のゆえに判断能力を失ったさい、その君主から讓位等の同意をどのよう調達し得るか、あるいは調達したがごとく取り繕うか、というアポリアである。

(15) かいつまんで言えば、問題状況はこうである。一九二〇年代はじめのこと、大正天皇の疾患が深刻となったので、皇太子裕仁の摂政就任が必要であると体制側は判断した。当時の皇室典範一九条二項によれば、こうしたさいの摂政設置には「皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經」なければならぬ。ふつう皇族會議および樞密院が開かれるのは天皇の諮問を要件とするが、このばあいにかぎっては、この要件は不要と解されていた。だが問題があった。つまり、摂政令によれば、「摂政ヲ置キタルトキ……ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス」とあって、天皇の名によって発せられた詔書を要件としていた。そこで問題は、精神上の深刻な疾患のゆえに決定・判断能力を欠いており、そのために摂政設置を必要とする原因になっている大正天皇から、いかにして有効な同意を得ることができる

かが問われることになる。実際の処理は、形式だけは何んとかととのえたことになっているものの内実は側近権力者の強引な取り繕いがあったことをめぐっている。いろいろ香しからざる噂が生じ、政府は、そのための情報統制に頭を悩まさなければならなかったのである。

(16) 前掲注(1) 四〇六頁。

(17) 同四〇七頁。

(18) 同四〇八頁。

(19) 金森は、別の機会にすでに、「天皇に私なし、すべてが公事であるという所に重点をおきまして、御譲位規定は、すなわち御退位の規定は、今般の典範においてこれを豫期しなかつた次第でございます」(信山社版『皇室典範』二二八―二五五頁〔資料56〕二三一頁)と述べている。

(20) 同四〇八頁。

(21) 右に同じ。

(22) 同四〇七頁。

(23) このことを反映するものとして、たとえば、ハーバート・トピックス(吉田裕監訳)『昭和天皇 下』講談社、二〇〇二年、二一九頁をみよ。丸山真男・福田歓一編『聞き書 南原繁回顧録』、東京大学出版会、一九八九年、三一三―三一五頁によれば、南原を含む東大教授七名が近衛文麿など天皇側近に働きかけていた終戦工作において、裕仁天皇への退位懇願が、木戸幸一内大臣に向けた最終項目として伝えられていたという。このインタビューでは「権力は道徳に優先しない」という高木八尺の考えも紹介されている。

(24) 前掲書四〇九頁。

(25) 右に同じ。

(26) 右に同じ。

(27) 前掲書四〇九―四一〇頁。南原は明治憲法第三条(天皇の神聖不可侵規定)および第五条(各国务大臣の補弼責任規定)にもとづき、裕仁天皇には政治的・法律的な意味での責任を問うことができないとする無答責論を採っていた。この説は、戦後一貫して政府(法制局)の採る立場であるばかりでなく、憲法学上もこれを黙認している気味がある。最近はしかし、明治憲法二一条(天

皇の陸海軍統帥大権規定) およびそこから成立した憲法慣行に着目して、いうならば天皇の軍事責任の考究を試みる、有力な傾向がある(たとえば、山田朗『昭和天皇の軍事思想と戦略』校倉書房、二〇〇二年をみよ)。

(28) 前掲書四一〇頁。

(29) 前掲書四一一頁。

(30) 右に同じ。

(31) 詳しくは別稿にゆずるが、エドワード八世のばあいには、一九三六年二月一〇日、エドワード自身による退位証勅(Instrument of Abdication)がまず発せられ、それを承けて翌二月一日、連合王国議会が国王陛下退位宣言法(His Majesty's Declaration of Abdication Act 1936)を制定することで、連合王国でのエドワード八世の退位・ジョージ六世の即位が有効に成立した。連合王国以外の、カナダ、オーストラリア、ニュージールランド、南アフリカ、アイルランド自由国など、連合王国と連結した君主制を採っている英連邦諸国では、さまざま形をとって、退位と王位継承との接合策を講じてゆくことになるのであった。このあたりの憲法手続事情に一番詳しい文献は、たぶんいまでも、K. H. Bailey, *The Abdication Legislation in the United Kingdom and in the Dominions*, *Polica* vol. 3. pp. 1-26 (Mar, 1938) and pp. 147 (June, 1938)があるだろう。もうひとつ挙げれば、W. Ivor Jennings, *The Abdication of King Edward IX*, *Politica* vol. 2 pp. 287-311 (May, 1987)がある。

(32) これに対する南原の対応は、いささか生彩を欠いているという印象を与える(前掲書四一三頁)。

(33) 宮沢俊義は「平価切下げ」が「陛下切下げ」に通じるところに、幣原大臣得意の「だじや、れが含まれていたのであるが」(傍点ー引用者)としてこの言葉遣いが意図的なものであったと解している(宮沢俊義『憲法と天皇』東京大学出版会一九六九年、一一八頁、なお、参照宮沢俊義『憲法講話』岩波書店、一九六七年、二頁以下)。

(34) 信山社版『皇室典範』四一二頁。

(35) 右に同じ。

(36) このことは、田中耕太郎が「公共の福祉」論の創始者であったということを示唆するものではない。「公共の福祉」論の由来をさぐるためには、新憲法成立過程そのものに即して別の、詳しい検証が必要であろう。たとえば、次の事実はそうした種類の探索の端緒となるかもしれない。すなわち政府は、四六年三月六日、憲法改正案要綱を発表するとともに、その一〇日後の三月一六日、総理官邸に宮沢俊義、刑部荘、佐藤功の三氏を呼んで、法制局当局とのあいだで憲法改正案要綱の解釈論につき、意見交換をさせて

いる。そのときの検討項目のひとつに、すでにして「公共の福祉」コンセプトが権利制約概念として登場しているのである（入江俊郎・前掲書二六六頁）。

(37) 信山社版『皇室典範』四一二頁。

(38) 南原は、諸大臣の答弁を受けて自らの質問演説を終えるに当たり、幣原と金森に対しては不満を呈しながらも、田中に対しては「さすがに此の問題を深刻に、私の問題を考えられて、道徳的問題と関係しまして、此のことの御答弁があったことは私は稍々満足に至りてあります」（傍点―引用者）（前掲書四一三頁）、と、変な日本語ながら、評価が甘いのは、同僚の誼か。

(39) 本文で既述のごとく、皇室典範案の成案なつて第九一帝国議会に提案に先立ち、それは枢密院審査にゆだねられている。この枢密院に宛てて、四六年一月三日、すなわち「新憲法公布日」と明示したうえで、三笠宮崇仁が「新憲法と皇室典範改訂法案要綱（案）」を提出していたのであった。此の文書のなかで、三笠宮はかなり雄弁に「讓位」論を述べており、かつその説くところ相当に説得力を有する。

(40) 一九四六年元旦、天皇のいわゆる「人間宣言」があり、二月に入って天皇制の存続を前提とした憲法改正作業がGHQ・GSのイニシヤティブで開始され、一〇月初旬には憲法改正案は第九〇議会で承認を得て成立済みであった。憲法改正が連合諸国をはじめとして国際的に認知されることと相俟って、天皇制の存続がそれとなく受容される雰囲気が生じ、それとともに天皇裕仁個人に向けられた戦争責任追及の雰囲気もまた、なんとはなしに軟化する兆しをみせていた。東京裁判の方向づけに決定的な影響力を持つはずの首席検察官キーナンがこの年六月半ば、天皇の戦犯追及可能性を否定しているむね報ぜられた事実（New York Times, June 18, 1946―ハーバート・ビックス（吉田裕監修訳）『昭和天皇 下』講談社、二〇〇二年一六六頁および注（22）からの引用）は、当時の国際的世論動向の象徴といえよう。つまり、天皇制あるいは裕仁個人に不利益な「国際的契機」は、このころになると徐々に弱化したといえる。そうだとすると、もともと裕仁の戦争責任をめぐる「国際的契機」に深く依存し、それと連動して在った「国内的契機」のほうも、その勢いを失いかけて来たのである。丁度このころである、憲法改正案が、枢密院の審査を通り（四六年六月八日）、第九〇帝国議会に提出され（同月二〇日）、衆議院（七月八月）・貴族院（八月一〇月）の審議を経たのち、日本国憲法が成立したのは（二〇月七日）。天皇制を基礎づける憲法が成立したという事実は、天皇制そのものの安泰を方向づけるに足り得たばかりではなく、裕仁天皇個人の皇位の安全性に大きな影響を与える態のものであった。一月三日、この憲法が公布された際憲法テキストに付加された勅語には、その第二パラグラフにおいて「朕は、国民と共に、全力をあげ、相携えて、この憲

法を正しく運用し、節度と責任を重んじ、自由と平和とを愛する文化国家を建設するやうに努めたいと思ふ。」と謳われている。この文章にはいろいろな解し方があるだろう。ここには、その後約五年半のちの一九五二年五月三日の「平和条約発効ならびに憲法施行五周年記念式典」で表明された「おことば」と比べると、在位の決意を強く打ち出しているわけではない。けれども、「朕は……文化国家を建設するように努めたいと思う。」という言葉は、一義的に積極的であり、そこには退位への傾きを暗示させるものはまったく含まれていない。

四六年一月三日、新憲法公布の日は、裕仁天皇の身の安全が客観法的に確定した日として、オメデタイ日であった。他方しかし、この日をメルクマールにして、心機一転、退位論を含む皇室典範全面改定を主張する機会としたのが、皇族内発言としての三笠宮の前記「新憲法と皇室典範改正法案要綱(案)」であった。しかし、この文書は、提出先の枢密院(審査委員会)でどれだけ検討されたのかを、私は知らない。これとは別に、新憲法公布を期して、体制内において、体制内の退位論が語られたのが、佐々木惣一、南原繁など第九帝国議会においてであり、とくに裕仁戦争責任を背景においてこれを説いたのが南原であったのである。

天皇制専門家たちによれば、これ以降、天皇の戦争責任に因る退位が問題たり得たのは、一九四八年一月一二日、東京裁判で戦犯被告人二五名が有罪判決を受けた日、および、ずっと日を経て、一九五二年五月三日、平和条約発効にともない日本国が独立したとき、このふたつの契機であったと言われてきている。注意すべきことは、しかしながら、この時点になって話題になる「退位」論は、ひたすら内にこもった、天皇個人の心情のありようとその吐露、それをひと握りの側近たちがどう受け取めたかという問題群に終始しており、「体制内論議」にさえなっていないという事態の性質である。

私の素人的印象によれば、四六年一月二四日、クリスマス前日、皇室典範案が貴族院を通過し、新法律が翌四七年一月一五日公布されることにより、したがってまた、制度的に天皇退位の方途が封じられた以降は、エリート知識人の言論を媒介として国民世論に多少の刺激を与えるような――要するにジャーナリズムの話題になり得る、その意味で民主主義的な契機を含んだ――退位論は、ほぼ完全に表出する可能性を失った。最近、加藤恭子氏が元宮内庁長官を務めた田島道治氏文書のなかで、いわゆる「謝罪詔書草稿」を発見し、その草稿の性質等が話題を集めている。「昭和天皇国民への謝罪詔書草稿」、「文芸春秋」二〇〇三年七月号、九四頁以下、「大論争『昭和天皇国民への謝罪詔書草稿』四つの謎」『文芸春秋』二〇〇三年八月号一六六頁以下参照。戦争責任および責任の認識・責任の取り方について、天皇がどう考えていたかという主観の究明問題として、興味津々ではある。けれども、天皇および側近は、天皇の主観を越えて、何ひとつ、行動決定せず、問題は潜ったままに留まったことは、否定すべくもない。(裕

仁) 天皇退位論はそれ以降、同時代的に民主主義的な討議の場に登ることはまったく無くなるのである。

かくして一九五二年一月末のこと(すなわち、裕仁の退位表明のラスト・チャンスと言われた講和条約発効の三、四月前のこと。実際には、よく知られているように、その年五月三日の憲法施行五周年記念式典での「おことば」において天皇は「身寡薄なれども、過去を顧み、世論に察し、沈思熟慮あえて自らを励まして、負荷の重きにたえんことを期し、日夜ただおよばざるを恐れるのみであります。」と語り、退位することによって戦争責任をとる意図のないことをはっきりと表明した。それ以降、裕仁周辺からの退位論はいつさい出て来なくなり、現在におよぶと私は解している)、第一三回国会衆議院予算委員会席上において中曾根康弘は、やがて迎える講和条約発効を期して、裕仁天皇の退位があり得るや否やにつき、政府の見解を問うところがあつた。これに対する答弁で吉田茂首相はこう対応している。「日本民族の愛国心の象徴であり、日本国民が心から敬愛しておる陛下が御退位というようなことがあれば、これは国の安定を害することでありませぬ。これを希望するがごとき者は、私は非国民と申すのであります。……」ちなみに、この答弁末尾に、これを伝える議事録は、「(拍手)」と付記している(第一類第一八号予算委員会議録第五号昭和二十七年一月三十一日、一九頁)。裕仁退位を希望する者(内心においてこれを欲する者)を「非国民」と一括できるところまで、事態は進行したわけである。この点で「戦後は終わった!」と言えるかもしれない。

たとえば、安倍能成もまた敗戦直後は、裕仁退位論に与していた。ところでかれは幣原内閣のもと、パージされた前田多門に代わって文部大臣を務め、さらに第九〇議会にさいし貴族院帝国憲法改正案特別委員会の委員長に就任するなど、戦後政治に重要な役割を果たすという階梯へ登りはじめた。文相としてのかれは、閣議の席上、異色ある刺激的な発言して並みいる大臣たちを困らせたのは、よく知られている。そのころのかれは、戦争責任をとって裕仁天皇は退位すべきであるという立場を(安倍能成「戦後の自叙傳」新潮社、一九五九年、七九―八〇頁)曲げなかつたらしい。内閣同僚のひとり松本丞治国務大臣はのちに述懐している。「阿部君は相当進歩的ですね。阿部君とぼくと議論したことを一つだけよく覚えております。阿部君はどうしても天皇は御退位をされるべきだという。ぼくはそんなことはどうしてもない。天皇は内に対しても責任を負われなかつた外に対しても実際何もやられたのでないから、道義的にも何も責任はない。(そういう意見であつた)引用者挿入」(「松本丞治氏に聞く」憲法調査会事務局、一九六〇年、五二頁)と。しかし、その安倍能成は、のちまもなく、自説を改めて裕仁退位論を撤回するにいたっている。かれは、裕仁の退位が「国民の紛糾と混乱」をもたらしその收拾が不可能になると「実感」するようになったからだ、と自らの改説を説明している(「戦後の自叙傳」八一頁)。そういうかれであつたから、南原に対しては――「道理に於いて……意見を異にしな

い」と言いながらも——その退位論に反対であった。安倍は、南原の退位論に対して第一に、「私と共に戦争の責任者たるを免れない南原君が……自分の過去を懺悔し、大義に従って一切の自分の行きがかりを清算し尽くし得て」いたかどうかという点および、第二に、「御退位の及ぼす政治的社会的結果について、（南原が―引用者挿入）何程の考量を費した」かどうかと言う点、この二点において批判的であった。いずれにせよ安倍の立場は、体制内の天皇退位論の退潮振りを象徴的に示していると、思う。こうしてだんだん人びとは天皇退位を説くことに興味を失い、日本独立前後には―前注で示したように——これを包懐する者は「非国民」というレッテルを張られる世論状況になるのである。独特に天皇主義的憲法学説の雄弁な主張者として名を馳せていた里見岸雄は、この南原演説には次のような、ある意味で好意的な評価を加えている。「その（南原の―引用者挿入）説くところは共產主義者等の如き悪意と不敬に充ちた引責退位論と異り、善意のしかも十分敬意を具した論ではある……」（里見岸雄『萬世一系の天皇』錦正社、一九六一年、三一五頁）。もともと、里見は、この引用文に直結して「善意の……論ではあるが、余り陛下の御心中を付度し過ぎていようだ。」と述べていることを指摘しなければ不公平の非難を受けるであろう。もとより里見は、天皇にはいかなる意味の責任も在り得ないという立場に立つ。そうだから、南原が「陛下の御心中を付度し過ぎて」、裕仁の責任感に立ち入るのは、僭越であるという批判になるのであろう。

(41) 宮村治雄「天皇制論の遺産」（鷲見誠一編『転換期の政治思想——二〇世紀からの問い』創文社、二〇〇二年、五二―五三頁）は「戦前の天皇制と戦争遂行との決定的な連関を自覚していればこそ、南原は『平和主義』への移行を原理的に根拠づけるために天皇自身の自由意思による退位という歴史の断絶の契機が不可欠だと考えていました。」という。宮村は、南原の退位論のうちに「政治における道徳的義務」にもとづき決然たる責任をとることの至上命令性を看取し高く評価する。

(42) 本稿においてこれ以上南原の裕仁退位論に立ち入るのは、不適切の非難を招くだろう。しかし、この主題は、憲法が天皇制を支えつづけていること——どんな意味にせよ、またどんな程度であれ、天皇制が圧倒的多くの日本国民によって支持されていたこと——そのことの根拠を考えるうえで、一つの恰好の素材であるという想いが、私にはある。すなわち、これは天皇制という宿命的に憲法学的な問題への切り口のひとつであり得る、と私は思う。どういう意味においてか。南原は、内村鑑三の系統を継ぐ（キリスト教系）無教会派の信奉者であった。無教会派は、他のキリスト教諸派と同じように、一九三〇―一九四五のあいだ、神道的イデオロギーとしての天皇制的な宗教政策・宗教警察によって手ひどい弾圧を受けた。その時代経験が南原の天皇主義とどう結びつくのだろうか。他の宗派のことは言うまい。無教会派についてだけみて、たとえば、戦時下、天皇側近と密接な関係にあった、

その意味で体制的でありつづけた南原と違って、現実的にきびしい体験を持つ矢内原忠雄は、戦後、天皇制の廃止ではなくてむしろその存続を望んだばかりではなく（敗戦後ある時期、「国体擁持」の国策のもと、内藤鳴雪「元日や一系の天子富士の山」なる句が至るところでもはやされてきた。矢内原はこの句が体現する万世一系の天皇へのアイデンティティに深く共鳴し、この国体観のうちに「国民的誇り」を見出し、国家再建をはかろう、と訴えた。広岡謙治「(四) 矢内原忠雄」、藤田若雄編著『内村鑑三を継承した人々』上巻、木鐸社、一九七七年、一八二―一八三頁）、裕仁退位論に与することなく、裕仁天皇の統投を当然のこととしていた点で、南原と一線を画していた。私の印象では戦中の時代体験にも拘わらず、戦後の多くのキリスト教徒は、自らの宗教的信条へのアイデンティティよりはるかに強く、「日本人」としてのアイデンティティのほうに優位を感じていた。かれらも「ふつうの日本人」であったと思う。こういった感じかたが正しいのかどうか、この点を究明することは、私の死ぬまでつづく宿題である。本稿脱稿のち刊行された宮田光雄『権威と服従―近代日本におけるローマ書十三章』（新教出版社、二〇〇三年）は、戦前キリスト者が天皇制国家権力およびそのイデオロギーとどのように辻褄合わせをしたかを考究した労作である。おなじ批判的な観点から、戦後キリスト者が天皇制をどのように受けとめたか、受けとめているかの考究が期待される。

むすびにかえて

以上を以って、戦後の皇室典範成立過程の叙述を終える。当初のつもりでは、そこにおける「庶出の天皇」・「女帝」・「天皇の退位」の三点の取り扱いかぎって考察するはずであった。けれども、こうした各論的考察を進めるに当たって、そもそも明治皇室典範が作り上げてきた体系が戦後どのように引き継がれ、あるいはそれをどのような改革したかという、新皇室典範の基本的性格にかかわる側面を無視するわけにゆかないと考えるようになった。総論的な考察のためには、新憲法における天皇制のありようという、私の手に負えない大問題となんらかの形でつき合えないわけにゆかない。勢い、その方面に思わぬ時間と紙幅を費やすことになった。

おかげで、皇室典範の成立を見届けたのち直ちに、現在の皇室法における各論的な解釈問題に入って、本稿をひとまず擱くという当初樹てていた予定はご破算になってしまった。稿を改めて現状に立ち向かうことになるであろう。